

花笠やすらぎプラン in おばなざわ 2024

『第9期高齢者保健福祉計画』
『第9期介護保険事業計画』
(令和6年度～令和8年度)

令和6年3月
尾花沢市



はじめに



令和6年1月1日、石川県能登地方で発生した「令和6年能登半島地震」により、犠牲になられた方々に謹んでお悔み申し上げますとともに、被災された皆様並びにそのご家族の皆様にご心よりお見舞い申し上げます。

日本国内で新型コロナウイルス感染症が確認されてから約4年が経ちます。新型コロナウイルスの感染症法における分類が「2類相当」から、「5類」へと移行し、本市においても観光客の姿が多く見られるようになりました。今後、交流人口の拡大が図られ、地域経済が大いに活性化することを期待しているところです。

介護保険制度は平成12年度に創設され、今年で24年目を迎えます。介護が必要な高齢者の生活の支えとして定着・発展している一方で、本市においては人口減少・少子高齢化が急速に進み、高齢化率は令和2年度に40%を超え、令和5年9月末現在で43.7%に達しています。このような中で、令和2年度に第8期介護保険事業計画等策定委員会委員の皆様からご協力いただき、「花笠やすらぎプランinおばなざわ2021」を策定し、基本理念「安心してゆとりある生活ができるまちづくり」のもと、高齢者が介護や支援が必要な状態になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けていけるよう、地域包括ケアシステムの構築に向け、地域における「支え合い」を推進してまいりました。

今計画は、第8期事業で取り組んだ具体的な施策の効果等を踏まえながら、令和6年度から令和8年度までの、高齢者に対する介護・保健福祉施策の基本的な考え方と方策を示すものです。これまでの取り組みの方向性を引き継ぎつつ、地域での交流を図りながら地域全体で高齢者を支えていく地域づくりを推進し、本市の将来像として掲げている「このまちで ともに生きる しあわせな時を刻むまち」の実現に向けて、市民の皆様の声に耳を傾けながら、市民の皆さまには「このまちに住んで良かった」、市外の人には「あのまちで暮らしてみたい」と思っただけのよう、「市民が主役のまちづくり」に取り組んでまいります。

結びに、計画策定にあたり貴重なご意見やご提言を賜りました尾花沢市介護保険運営協議会委員の皆様をはじめ、ご協力をいただきました皆様にご心から感謝申し上げますとともに、計画の推進に向け、これからも市民の皆様、そして、関係者の皆様のご理解ご協力をお願い申し上げます。

令和6年3月

尾花沢市長 結 城 裕

提言のことば



介護保険制度は、高齢者が、介護が必要になった場合にも、地域で安心して生活できる環境を整備し、高齢者の介護を社会全体で支え合うため、平成12年に創設されました。現在に至るまで、高齢者の暮らしを支える社会保障の中核として定着が進んでおりますが、近年、我が国では、少子高齢化が加速し、令和7年（2025年）には、団塊の世代が75歳以上、令和22年（2040年）には団塊ジュニア世代が65歳以上となることから、要介護者の増加・重度化、サービス利用の増加に伴う介護費用の増大が年々増している状況にあります。また高齢者人口の増加に伴い、認知症もしくは認知機能が低下した高齢者の意思決

定支援や権利擁護の重要性も高まってきております。

本市においても、高齢者ができる限り自立して、住み慣れた地域で安心して暮らし続けていけるよう、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の構築とその深化に取り組んでまいりました。

令和2年3月に策定した「第8期高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画」が令和5年度において期間満了を迎えることから、前期計画の成果や国における制度改正、中長期的な視点での高齢者の実情を踏まえた見直しを行い、『第9期高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画』を策定いたしました。本計画の策定にあたっては、高齢者に対する保健福祉施策や介護サービスのあり方について、「尾花沢市介護保険運営協議会」を開催し、保健・医療・福祉の関係者のほか、学識経験者、地域団体の代表、一般住民など多様な立場の方々に委員として参画いただき、それぞれの見地から計画内容をご審議いただいたところです。

本計画の基本理念、「安心してゆとりある生活ができるまちづくり」のもと、高齢になっても心身ともに健やかで、それぞれが生きる喜びを感じることができ、尾花沢市で暮らしてよかったと誇れるまちづくりを目指し、「花笠やすらぎプラン in おばなざわ2024」を提言します。

最後に、本計画策定に際し、丁寧に審議を尽くしていただいた尾花沢市介護保険運営協議会委員の皆様、並びにご協力いただきました関係各位に感謝を申し上げ、提言のことばいたします。

令和6年3月

尾花沢市介護保険運営協議会

会 長 笹原 光政

目 次

第1編 計画の基本的考え方	1
第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけと期間	2
（1）根拠法令等	2
（2）他の計画等との関係	2
（3）計画の期間	3
3 計画の策定体制	3
（1）協議会における作成	3
（2）日常生活圏域ニーズ調査・在宅介護実態調査の実施	4
（3）パブリックコメントの実施	4
4 尾花沢市の高齢者を取り巻く状況	5
（1）人口動態	5
（2）高齢者のいる世帯の状況	7
5 尾花沢市の介護保険事業の状況	8
（1）被保険者数の推移	8
（2）要支援・要介護認定者数の推移	8
（3）介護保険サービスの利用状況	10
（4）介護サービス給付費の状況	12
（5）第8期介護保険事業費の計画値と実績値	15
6 アンケート調査にみる高齢者等の状況	20
（1）介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の結果	20
（2）在宅介護実態調査の結果	30
第2章 第9期計画の方向性	35
1 尾花沢市の高齢者数等の将来推計	35
（1）人口と高齢者数の推計	35
（2）被保険者数の見込み	36
（3）要支援・要介護認定者数の推計	37
2 現状分析とアンケート調査結果からみた課題	38
3 計画の基本理念と目標	39
（1）基本理念	39
（2）基本目標	40
4 計画の体系	41

5	日常生活圏域の設定	42
	(1) 尾花沢市の介護サービス資源の状況	42
	(2) 日常生活圏域の設定	42
第3章	計画の推進に向けて	43
1	計画の周知・連携による推進	43
	(1) 計画の周知	43
	(2) 連携による施策等の推進	43
2	計画の進行管理	43
	(1) 進捗状況の点検・改善	43
	(2) 計画の評価・見直し	44
第2編	施策の展開	45
第1章	いつまでも安心して生活できること	45
1	介護サービスの充実	45
	(1) 居宅系サービスの見込量と提供体制	46
	(2) 地域密着型サービスの見込量と提供体制	59
	(3) 居宅介護支援・介護予防支援の見込量と提供体制	63
	(4) 施設サービスの見込量と提供体制	64
	(5) サービスの質の向上と利用支援	66
	(6) 制度のよりよい運用	67
2	高齢者の権利擁護の推進	68
	(1) 高齢者虐待防止対策の推進	68
	(2) 成年後見制度の利用促進	68
3	認知症施策の推進	69
	(1) 普及啓発・本人発信支援	69
	(2) 認知症の予防	70
	(3) 医療・ケア・介護サービス・介護者等への支援	70
	(4) 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援	73
4	防災対策・災害・感染症対応等の充実	74
	(1) 災害と感染症対策の基盤整備	74
	(2) 災害時要援護者避難支援台帳の整備	75
	(3) 災害要配慮者避難支援個別計画の作成	75
	(4) 地域の防火・防災対策の推進	75
	(5) 高齢者のための防犯・交通安全対策	75
第2章	元気でいきいきと生活できること	76

1	介護予防・日常生活支援総合事業の推進	76
(1)	介護予防・生活支援サービス事業	76
(2)	一般介護予防事業	78
(3)	健康づくり・介護予防と社会参加促進の一体的推進	80
2	生きがいづくり・社会参加のための環境づくり	82
3	多様な生活支援の展開	86
(1)	生活支援に資する地域支援事業の推進	86
(2)	生活支援サービスの実施	86
第3章	地域の支え合いの中で生活できること	88
1	地域共生社会の実現に向けた取組	88
(1)	地域包括ケアシステムの推進	89
2	包括的支援事業・任意事業の推進	90
(1)	地域包括支援センターの体制強化	90
(2)	包括的支援事業	92
(3)	任意事業	96
3	自立支援・重度化防止に向けた取組	100
(1)	保険者機能の強化に向けた取組	100
(2)	介護人材の確保及び介護現場の生産性の向上	101
4	高齢者の居住安定に係る施策との連携	102
(1)	高齢者福祉施設	102
(2)	有料老人ホーム	102
(3)	サービス付き高齢者向け住宅	103
(4)	自宅の改修等の支援	103
第4章	介護保険事業費と保険料	104
1	介護サービス給付費の今後の見通し	104
2	第9期計画期間における介護保険事業費の見込み	105
(1)	総給付費見込額	105
(2)	標準給付費見込額及び地域支援事業費見込額	107
3	介護保険料の算定	108
(1)	介護保険料算出の流れ	108
(2)	尾花沢市の第9期保険料	111
資	料	113
1	尾花沢市介護保険運営協議会設置要綱	113
2	尾花沢市介護保険運営協議会委員名簿	115

第1編

計画の基本的考え方

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

介護保険制度は、高齢化の進展や核家族化の進行など社会状況の変化に伴い、高齢者の介護を社会全体で支え合うため、2000年（平成12年）に創設されました。その後現在に至るまで、高齢者の暮らしを支える社会保障の中核として着実に機能し、必要不可欠な制度として定着が進んでいますが、一方で、サービス利用の増加や、要介護者等の増加・重度化に伴い、介護費用が急速に増大しており、介護保険運営における厳しさが年々増しているという現状にあります。

今後、団塊の世代すべてが75歳以上になる2025年（令和7年）を迎え、さらにその先を展望すると、団塊ジュニア世代が65歳以上になる2040年（令和22年）に向け、既に減少に転じている生産年齢人口の減少が加速し、高齢者人口がピークを迎えるとともに、介護ニーズの高い85歳以上人口は2035年（令和17年）頃まで顕著な増加傾向が見込まれています。これに伴った医療・介護の複合的ニーズを有する慢性疾患等の高齢者の増加が見込まれることから、医療・介護の連携性の確保が重要となり、各地域の中長期的な実情を踏まえた介護サービス基盤を医療提供体制と一体的に整備していくことが求められています。

また、85歳以上人口の増加に伴って、認知症もしくは認知機能が低下した高齢者の増加も見込まれており、高齢者の意思決定支援や権利擁護の重要性も高まっています。このように、介護サービス需要の変化が想定される一方、生産年齢人口の急減に直面することに際し、高齢者介護を支える人的基盤の確保及び介護現場の生産性の向上を推進していく必要があります。

尾花沢市では、「安心して ゆとりある生活ができるまちづくり」を基本理念に、「花笠やすらぎプラン in おばなざわ 2021」を策定し、医療・介護・予防・住まい・生活支援サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の構築・深化に向けた取り組みを進めてきました。これまでの取り組みの方向性を引き継ぎつつ、国における制度改正や本市における中長期的な視点での高齢者の実情を踏まえた見直しを行い、高齢者福祉のさらなる充実と、持続可能で安定した介護保険事業の推進に向け、基本的な方向性と具体的な施策を明らかにすることを目的として、高齢者施策を総合的に推進していくための『花笠やすらぎプラン in おばなざわ 2024（「第9期高齢者保健福祉計画」、「第9期介護保険事業計画」）』を策定します。

2 計画の位置づけと期間

(1) 根拠法令等

本計画は、介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）第117条に基づく「介護保険事業計画」であり、老人福祉法（昭和38年7月11日法律第133号）第20条の8に基づく「高齢者福祉計画」を一体的に策定するものです。

■介護保険事業計画

介護保険のサービスの見込量と提供体制の確保と事業実施について定める計画であり、介護保険料の算定基礎ともなります。さらに、要介護状態になる前の高齢者も対象とし、介護予防事業、高齢者の自立した日常生活を支援するための体制整備、在宅医療と介護の連携、住まいの確保などについて定める計画です。

■高齢者福祉計画

地域における高齢者を対象とする福祉サービス全般の供給体制の確保に関する計画です。

(2) 他の計画等との関係

本計画は、本市のまちづくりの基本計画である「第7次尾花沢市総合振興計画」の部門別計画として位置づけ、「尾花沢市地域福祉計画」「尾花沢市障がい者福祉プラン」「健康おばね21（第2次）運動計画」など本市の高齢者保健福祉に関わりのある諸計画との調和を図るものです。

(3) 計画の期間

本計画は、令和6年度から令和8年度までの3か年を計画期間としていますが、老年人口がピークを迎え、15歳～64歳の生産年齢人口が急減するとされる2040（令和22）年度を見据えて、中長期的な視点での地域包括ケアシステムの推進と持続可能なサービス基盤、人的基盤の整備を図るための計画とします。

■計画の期間



※団塊の世代：終戦後ベビーブームといわれる昭和22年～昭和24年の3年間に生まれた世代

3 計画の策定体制

高齢者に対する福祉施策や介護サービスのあり方については、高齢者はもとより広く住民のニーズを把握し、それを反映させるよう配慮する必要があります。そこで、本計画の見直しに際し、以下のような取り組みを行いました。

(1) 協議会における作成

本計画の策定にあたり、「尾花沢市介護保険運営協議会」を開催し、保健・医療・福祉の関係者のほか、学識経験者、地域団体の代表、一般住民など多様な立場の方々に委員として参画いただき、それぞれの見地から計画内容をご審議いただきました。

(2) 日常生活圏域ニーズ調査・在宅介護実態調査の実施

計画を策定するにあたり、本市の高齢者の心身の状況や健康状態、日常生活の状況、介護保険に関する意見などをうかがい、計画づくりの参考資料とし活用することを目的に、以下の内容でアンケート調査を実施しました。

■調査対象・期間・方法

調査名	調査対象	調査期間	調査方法	調査件数
介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	要支援・要介護認定を受けていない65歳以上の方	令和4年 12月 ～ 令和5年 1月	郵送による 配布・回収	1,000件 (無作為抽出)
在宅介護実態調査	要支援・要介護認定を受け、在宅で生活している方			477件 (無作為抽出)

■回収の結果

調査名	回収数	回収率
介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	609件	60.9%
在宅介護実態調査	332件	69.6%

(3) パブリックコメントの実施

本計画に対する市民の意見を広く聴取するために、令和6年2月1日から2月10日までの期間を設け、計画案の内容等を公表するパブリックコメントを実施し、寄せられた意見を考慮して最終的な計画案の取りまとめを行いました。

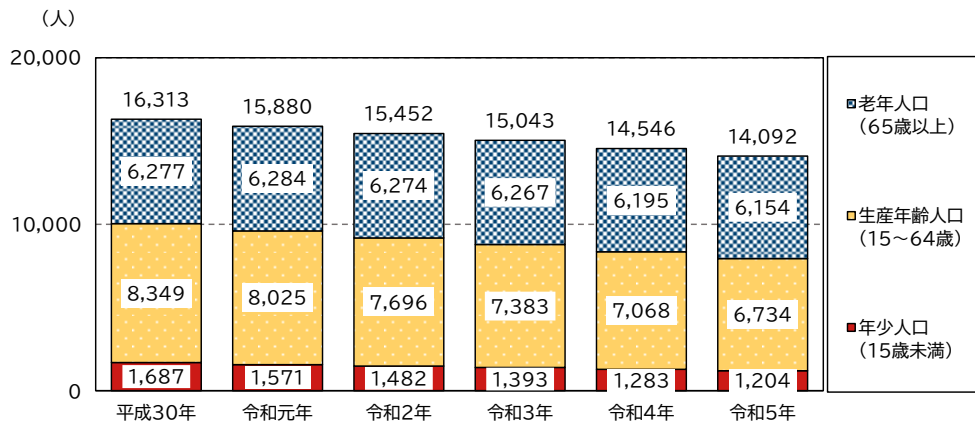
4 尾花沢市の高齢者を取り巻く状況

(1) 人口動態

①人口推移

本市の人口推移をみると、総人口の減少が続いており、年齢3区分別にみても同様に減少傾向で推移しています。

■人口の推移

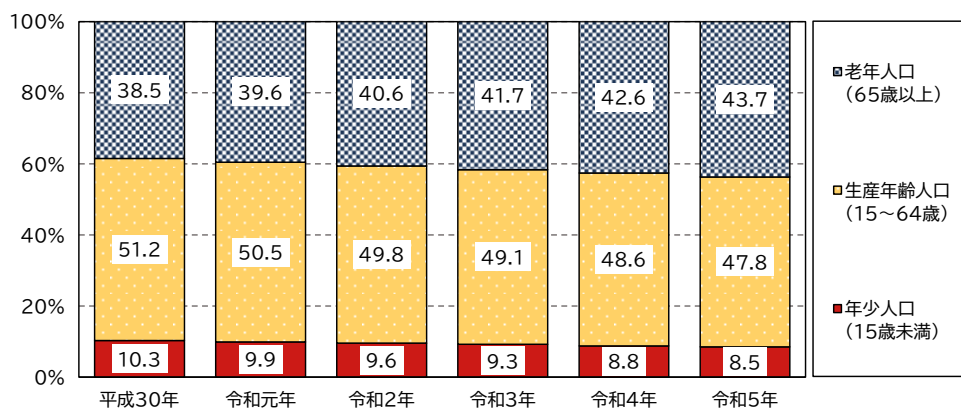


資料：住民基本台帳（各年9月末現在）

②年齢3区分人口構成比

年齢3区分人口の構成比の推移をみると、老年人口の割合は平成30年以降、増加傾向にあり、令和5年では43.7%となっています。

■年齢3区分人口構成比の推移



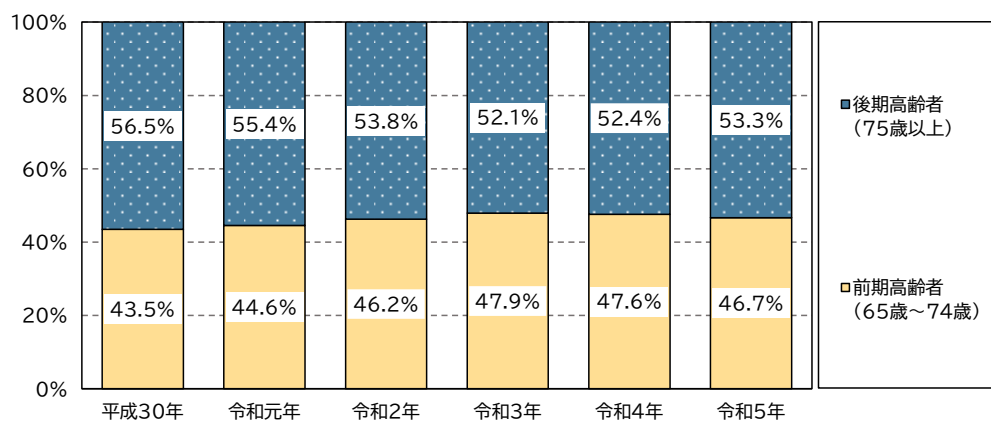
資料：住民基本台帳（各年9月末現在）

※端数処理の関係で合計が100%にならない場合があります。

③前期・後期高齢者比率

本市の高齢者について、前期高齢者（65歳～74歳）と後期高齢者（75歳以上）の区分でその推移をみると、平成30年から令和3年にかけては前期高齢者が増加し後期高齢者が減少していましたが、令和4年以降は後期高齢者が増加し前期高齢者が減少しており、令和5年では後期高齢者が53.3%、前期高齢者が46.7%となっています。

■前期・後期高齢者比率の推移



資料：住民基本台帳（各年9月末現在）

(2) 高齢者のいる世帯の状況

国勢調査から本市の令和2年の世帯数の推移をみると、65歳以上の世帯員がいる世帯数は平成27年から減少したものの、全世帯数も減少していることから全世帯数に対する比率は増加し、全体の74.4%となっています。また、高齢者単身世帯と高齢夫婦世帯では数、比率ともに増加しています。

■尾花沢市の世帯数の推移

	平成27年	令和2年	増減
全世帯数 (一般世帯総数)	5,096 世帯	4,871 世帯	▲ 225
65歳以上世帯員がいる世帯 (対全世帯数比)	3,708 世帯 72.8 %	3,622 世帯 74.4 %	▲ 86
高齢者単身世帯 (対全世帯数比)	459 世帯 9.0 %	585 世帯 12.0 %	126
高齢夫婦世帯 (対全世帯数比)	668 世帯 13.1 %	732 世帯 15.0 %	64

資料：国勢調査

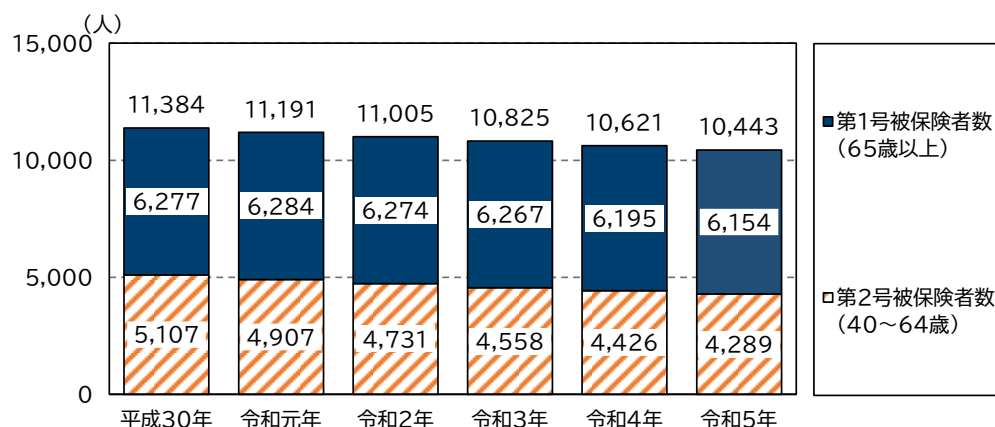
※高齢夫婦世帯とは、夫65歳以上妻60歳以上の世帯

5 尾花沢市の介護保険事業の状況

(1) 被保険者数の推移

本市の介護保険被保険者数の推移をみると、平成30年以降は減少傾向で推移し、令和5年には10,443人となっています。また、被保険者種類別にみると、全ての年度で第1号被保険者（65歳以上）が第2号被保険者（40～64歳）を上回っています。

■尾花沢市の介護保険被保険者数の推移



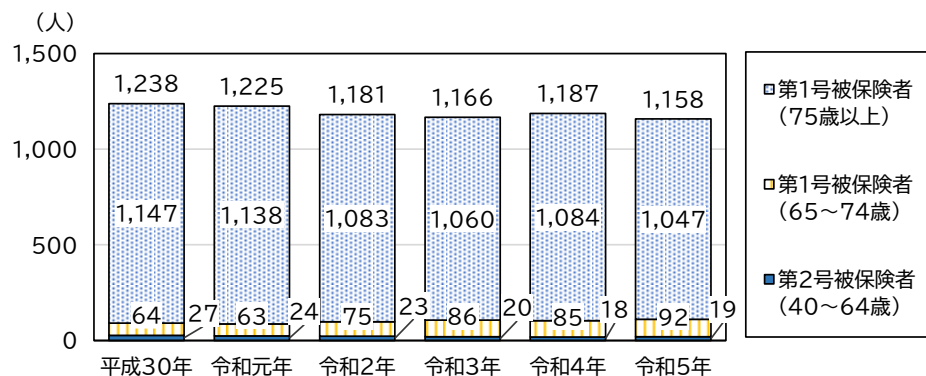
資料：住民基本台帳（各年9月末現在）

(2) 要支援・要介護認定者数の推移

①被保険者種類別の認定者数の推移

本市の要支援・要介護認定者数は、平成30年以降減少傾向で推移しています。被保険者種類及び年齢別に認定者数をみると、第1号被保険者の75歳以上の方が大半を占めています。

■尾花沢市の要支援・要介護認定者数の推移（被保険者種類別）



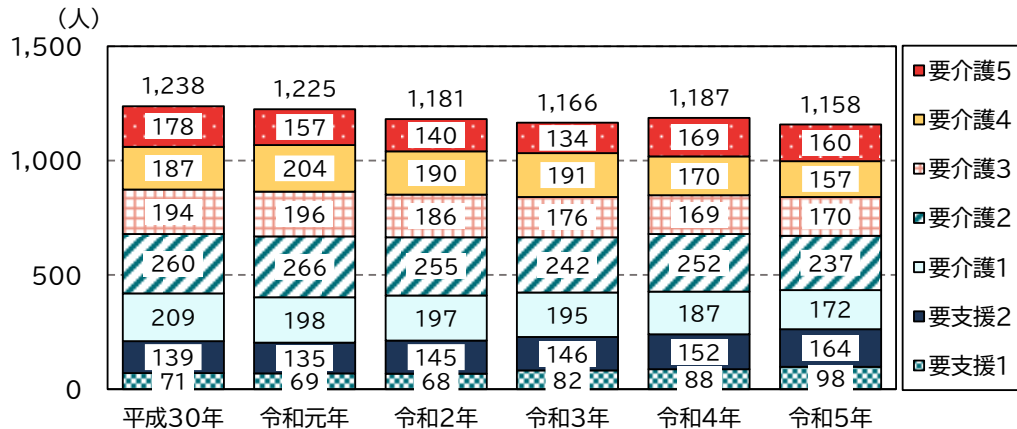
資料：介護保険事業報告書（各年9月末）

②要介護度別の認定者数の推移

本市の要支援・要介護認定者数の推移を要介護度別にみると、平成30年から令和5年にかけて、要支援1・2では増加傾向、要介護1～4では減少傾向となっています。また、要介護5では横ばい傾向となっています。

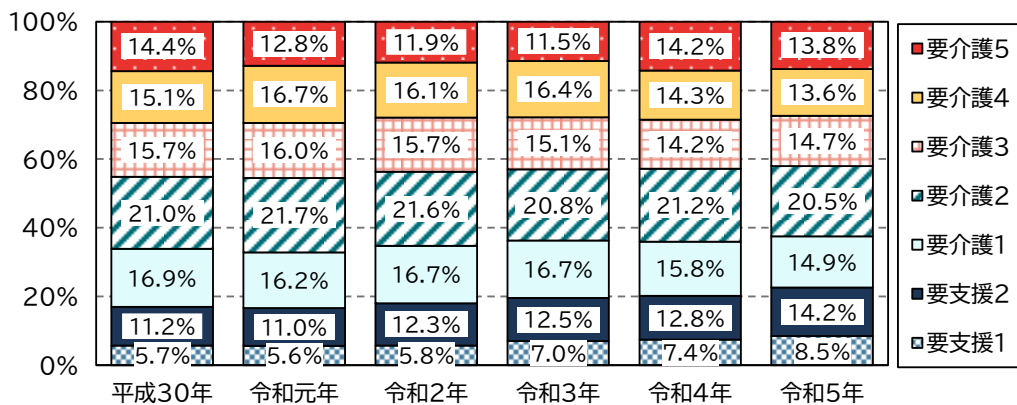
要介護度別の構成比をみると、平成30年から令和5年では要支援1・2の構成比に増加傾向が見られます。

■尾花沢市の要支援・要介護認定者数の推移（要介護度別）



資料：介護保険事業報告書（各年9月末）

■尾花沢市の要支援・要介護度別の認定者構成比の推移



資料：介護保険事業報告書（各年9月末）

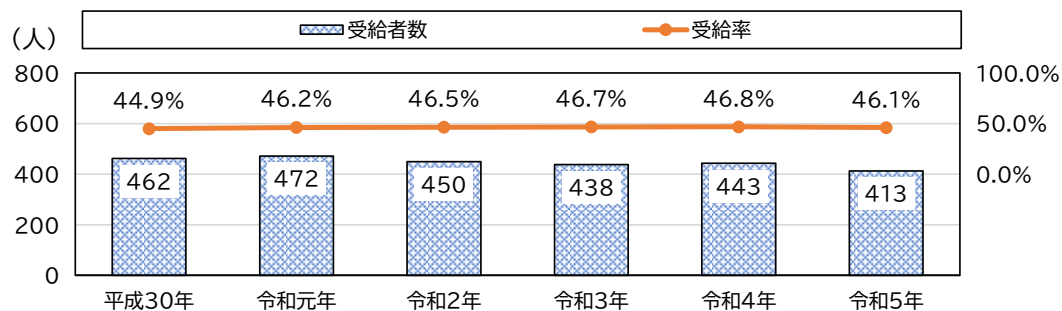
(3) 介護保険サービスの利用状況

①居宅サービス（介護給付）

要介護1から5の居宅サービスの利用状況について、受給者（利用者）数、受給率は平成30年以降横ばい傾向にあります。

令和5年の受給者数は413人、受給率は46.1%となっています。

■居宅サービス受給者数とサービス受給率の推移



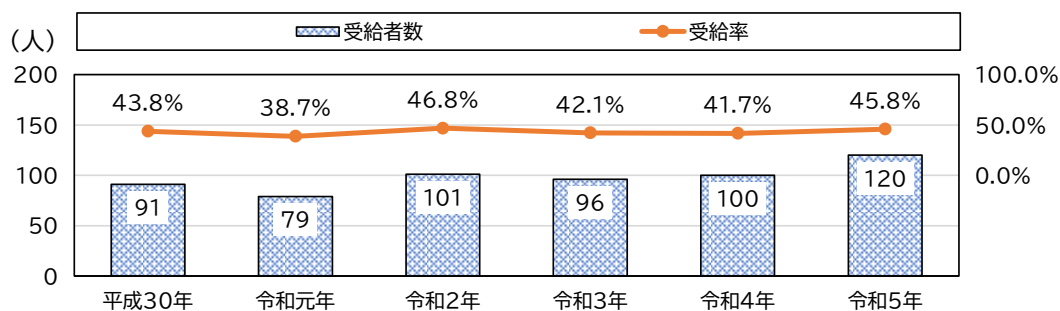
資料：介護保険事業報告書（各年9月末現在）

②介護予防サービス

介護予防サービスの利用状況について、受給者（利用者）数、受給率は平成30年以降横ばい傾向にあります。

令和5年の受給者数は120人、受給率は45.8%となっています。

■介護予防サービス受給者数とサービス受給率の推移



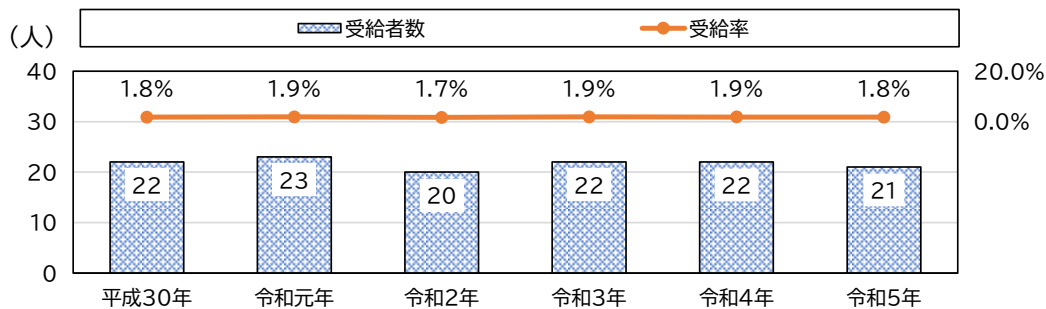
資料：介護保険事業報告書（各年9月末現在）

③地域密着型サービス

地域密着型サービスの利用状況について、受給者（利用者）数、受給率は平成30年以降横ばい傾向にあります。

令和5年の受給者数は21名、受給率は1.8%となっています。

■地域密着型サービス受給者数とサービス受給率の推移



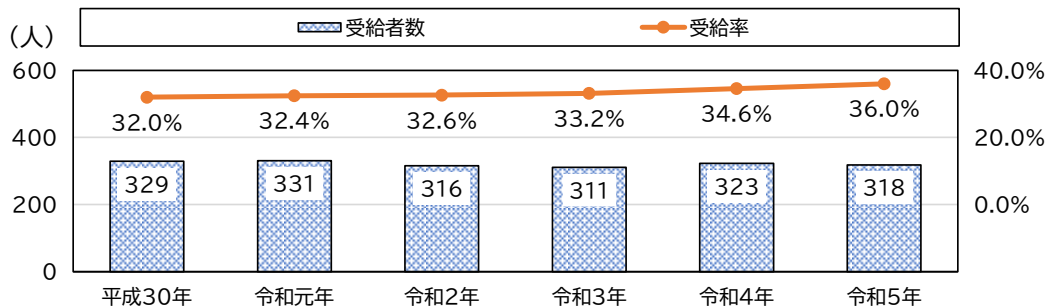
資料：介護保険事業報告書（各年9月末現在）

④施設サービス

施設サービスの利用状況について、受給者（利用者）数は平成30年以降横ばい傾向ですが、受給率は僅かながら増加傾向にあります。

令和5年の受給者数は318人、受給率は36.0%となっています。

■施設サービス受給者数とサービス受給率の推移



資料：介護保険事業報告書（各年9月末現在）

(4) 介護サービス給付費の状況

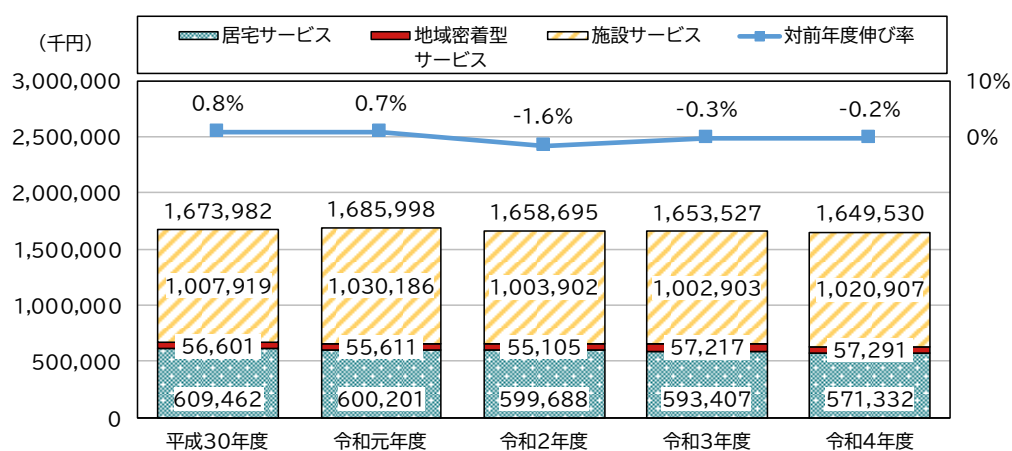
①介護サービス給付費の推移

本市の過去5年間の介護サービス給付費は減少傾向で推移しています。

サービス体系別に給付費をみると、施設サービスと地域密着型サービスは横ばい傾向、居宅サービスは減少傾向で推移しています。

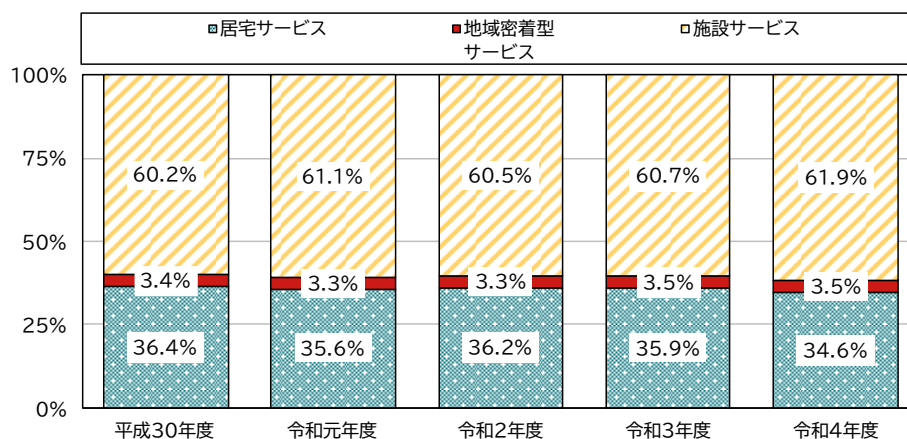
また、給付費の構成比の推移をみると、施設サービスの比率が全ての年で6割以上となっており、令和4年度では、施設サービスが61.9%、居宅サービスが34.6%、地域密着型サービスが3.5%となっています。

■介護サービス給付費の推移



資料：介護保険事業報告書

■居宅サービス費・地域密着型サービス費・施設サービス費の構成比の推移



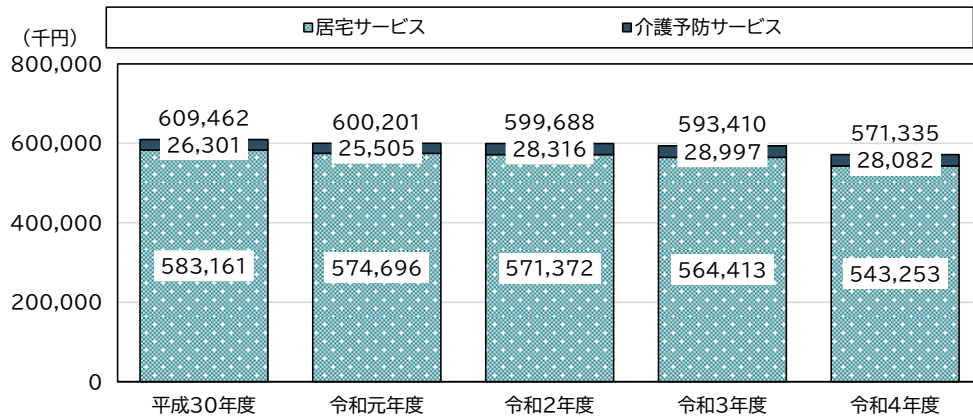
資料：介護保険事業報告書

②居宅サービス給付費の内訳

居宅サービスの給付費は、全体では減少傾向で推移しています。

サービス別にみると、要支援1・2対象の介護予防サービス給付費（予防給付）は横ばい傾向、要介護1から5対象の居宅サービス給付費（介護給付）は減少傾向で推移しています。

■尾花沢市の居宅サービス給付費の推移



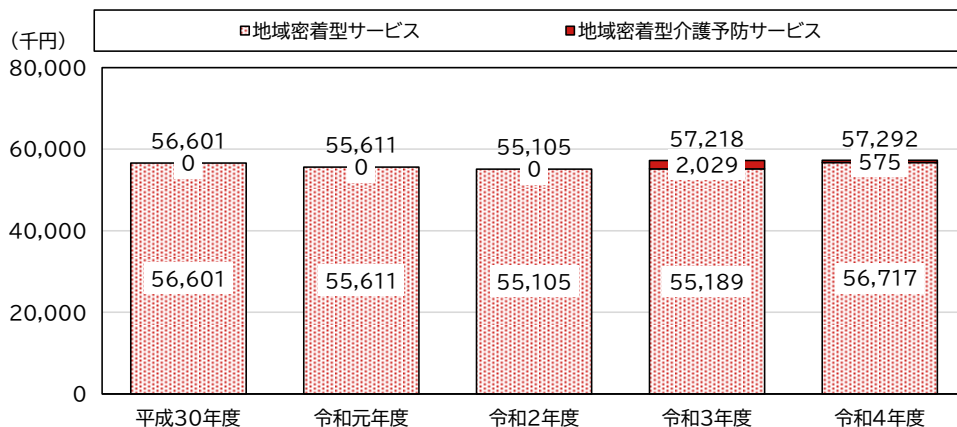
資料：介護保険事業報告書

③地域密着型サービス給付費の内訳

地域密着型サービス給付費は横ばい傾向で推移しています。

地域密着型介護予防サービス給付費は平成30年度から令和2年度まで給付がなく、令和3年度は2,029千円、令和4年度は575千円の給付実績がありました。

■尾花沢市の地域密着型サービス給付費の推移



資料：介護保険事業報告書

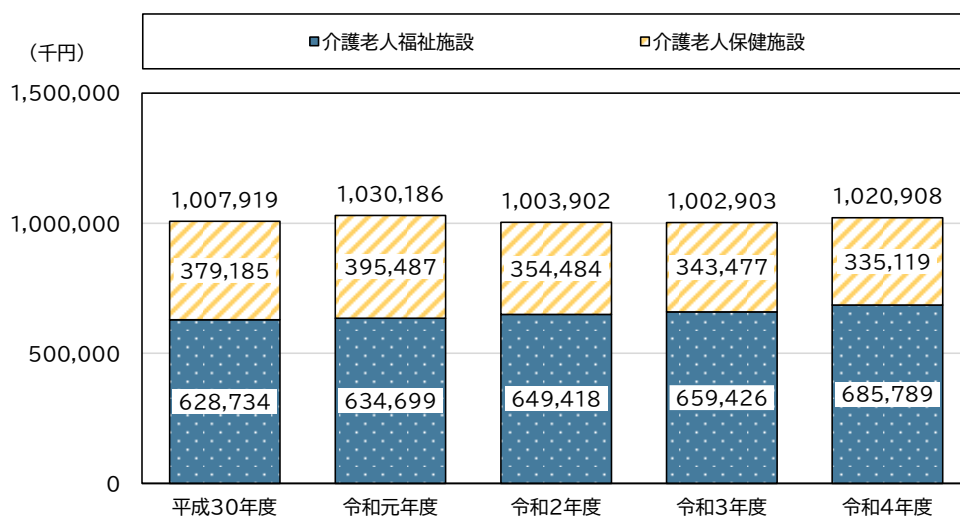
④施設サービス給付費の内訳

施設サービス給付費は、全体では横ばい傾向で推移しており、各年度とも介護老人福祉施設の給付費が最も多くなっています。

サービス別に給付費をみると、介護老人福祉施設は増加傾向、介護老人保健施設は減少傾向で推移しています。

介護療養型医療施設及び介護医療院の給付実績はありません。

■尾花沢市の施設サービス給付費の推移



資料：介護保険事業報告書

(5) 第8期介護保険事業費の計画値と実績値

①介護保険事業費

第8期計画期間の令和3年度及び令和4年度における標準給付費の計画値と実績値をみると、両年度とも総費用額で9割強と計画値に近い実績でした。

費用の中心となるサービス給付費をみると、最も計画値を下回っていた居宅サービス給付費で対計画比が令和3・4年度ともに約8割と、全体的に計画値に近い実績でした。

■介護保険事業費の計画値と実績値

(単位:千円)

		令和3年度			令和4年度		
		計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比
サービス給付費	居宅サービス給付費	618,971	485,721	78.5%	595,620	467,728	78.5%
	介護予防サービス給付費	22,268	24,020	107.9%	21,637	22,860	105.7%
	地域密着型サービス給付費	61,188	57,217	93.5%	61,221	57,291	93.6%
	施設サービス給付費	1,081,714	1,002,903	92.7%	1,082,315	1,020,907	94.3%
	居宅介護支援(介護予防支援)給付費	86,656	83,666	96.5%	85,398	80,743	94.5%
給付費以外の費用	特定入所者介護サービス費等給付額	103,815	119,886	115.5%	97,110	116,415	119.9%
	高額介護サービス費等給付額	37,241	42,464	114.0%	36,720	44,662	121.6%
	高額医療合算介護サービス費等給付額	2,855	4,491	157.3%	2,819	3,006	106.6%
	審査支払手数料	1,465	1,524	104.1%	1,446	1,536	106.2%
	地域支援事業費	79,016	69,617	88.1%	79,316	66,966	84.4%
標準給付費計		2,095,189	1,891,510	90.3%	2,063,603	1,882,114	91.2%

資料：見える化システム

※各サービスの実績値は千円未満の数値が有効になっているので、表示されている合計と合わない箇所があります。 次ページからにおいても同じ。

②居宅サービス給付費（介護給付）

居宅サービス給付費（介護給付）の計画値と実績値をみると、両年度とも給付額で約8割と計画値に近い実績でした。

サービス別にみると、両年度とも、訪問リハビリテーションと居宅療養管理指導で計画値を上回りました。加えて令和4年度では、訪問入浴介護と住宅改修で計画値を上回りました。その他のサービスについては計画値を下回っており、特に、訪問看護では両年度とも実績値が計画値を大きく下回っています。

また、居宅介護支援給付費については、両年度とも9割以上と、計画値に近い実績でした。

■居宅サービス給付費の計画値と実績値

（単位：千円）

	令和3年度			令和4年度		
	計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比
居宅サービス	618,971	485,721	78.5%	595,620	467,728	78.5%
①訪問介護	54,313	33,793	62.2%	54,916	39,240	71.5%
②訪問入浴介護	11,851	8,668	73.1%	11,963	12,193	101.9%
③訪問看護	13,193	4,193	31.8%	13,218	5,274	39.9%
④訪問リハビリテーション	3,578	4,411	123.3%	3,580	3,908	109.2%
⑤居宅療養管理指導	2,347	2,447	104.3%	2,471	2,936	118.8%
⑥通所介護	302,121	244,041	80.8%	285,947	234,029	81.8%
⑦通所リハビリテーション	81,163	67,162	82.7%	78,612	53,156	67.6%
⑧短期入所生活介護	68,734	57,079	83.0%	65,009	54,014	83.1%
⑨短期入所療養介護（老健）	2,437	1,917	78.6%	2,439	2,337	95.8%
⑩短期入所療養介護（病院等）	0	0	—	0	0	—
⑪福祉用具貸与	39,722	31,802	80.1%	39,830	35,902	90.1%
⑫特定福祉用具購入費	2,627	2,274	86.6%	2,627	2,557	97.3%
⑬住宅改修	3,276	2,828	86.3%	3,276	3,304	100.8%
⑭特定施設入居者生活介護	33,609	25,107	74.7%	31,732	18,880	59.5%
居宅介護支援	82,278	78,689	95.6%	81,178	75,521	93.0%

資料：見える化システム

③介護予防サービス給付費（予防給付）

介護予防サービス給付費（予防給付）の計画値と実績値をみると、両年度とも計画値を上回りました。

サービス別にみると、両年度とも、介護予防訪問看護と介護予防短期入所生活介護、介護予防福祉用具貸与が計画値を上回りました。令和3年度では、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所療養介護（老健）、介護予防住宅改修、介護予防特定施設入居者生活介護、令和4年度では、特定介護予防福祉用具購入費が計画値を上回りました。その他のサービスについては計画値を下回りました。特に令和3年度の介護予防居宅療養管理指導、令和4年度の介護予防短期入所療養介護（老健）で、実績値が計画値を大きく下回っています。

また、介護予防支援給付費については、両年度とも計画値を上回りました。

■介護予防サービス給付費の計画値と実績値

（単位：千円）

	令和3年度			令和4年度		
	計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比
介護予防サービス	22,268	24,020	107.9%	21,637	22,860	105.7%
①介護予防訪問入浴介護	0	0	—	0	0	—
②介護予防訪問看護	887	1,460	164.6%	888	1,614	181.8%
③介護予防訪問リハビリテーション	1,569	836	53.3%	1,522	1,210	79.5%
④介護予防居宅療養管理指導	206	27	13.1%	206	103	49.8%
⑤介護予防通所リハビリテーション	11,606	11,912	102.6%	11,143	10,389	93.2%
⑥介護予防短期入所生活介護	1,568	2,061	131.4%	1,569	1,982	126.3%
⑦介護予防短期入所療養介護（老健）	207	454	219.5%	207	26	12.6%
⑧介護予防短期入所療養介護（病院等）	0	0	—	0	0	—
⑨介護予防福祉用具貸与	3,753	4,507	120.1%	3,630	5,194	143.1%
⑩特定介護予防福祉用具購入費	594	546	91.9%	594	745	125.5%
⑪介護予防住宅改修	1,214	1,318	108.6%	1,214	1,192	98.2%
⑫介護予防特定施設入居者生活介護	664	899	135.4%	664	405	61.0%
介護予防支援	4,378	4,977	113.7%	4,220	5,221	123.7%

資料：見える化システム

④地域密着型サービス給付費（介護給付・予防給付）

地域密着型サービスの計画値と実績値をみると、両年度とも対計画比が9割程度と、計画値に近い実績でした。

また、計画値に見込んでいない給付実績として、両年度とも小規模多機能型居宅介護と介護予防小規模多機能型居宅介護、加えて令和3年度には、介護予防認知症対応型共同生活介護の給付実績がありました。

■地域密着型サービス給付費の計画値と実績値

(単位:千円)

	令和3年度			令和4年度		
	計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比
地域密着型サービス	61,188	55,189	90.2%	61,221	56,717	92.6%
①定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	—	0	0	—
②夜間対応型訪問介護	0	0	—	0	0	—
③地域密着型通所介護	5,940	4,133	69.6%	5,943	4,656	78.3%
④認知症対応型通所介護	0	0	—	0	0	—
⑤小規模多機能型居宅介護	0	3,677	皆増	0	2,930	皆増
⑥認知症対応型共同生活介護	55,248	47,379	85.8%	55,278	49,131	88.9%
⑦地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	—	0	0	—
⑧地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	—	0	0	—
⑨看護小規模多機能型居宅介護	0	0	—	0	0	—
地域密着型介護予防サービス	0	2,029	皆増	0	575	皆増
①介護予防認知症対応型通所介護	0	0	—	0	0	—
②介護予防小規模多機能型居宅介護	0	381	皆増	0	575	皆増
③介護予防認知症対応型共同生活介護	0	1,648	皆増	0	0	—

資料：見える化システム

⑤施設サービス給付費

施設サービス給付費の計画値と実績値をみると、両年度とも対計画比が9割程度と、計画値に近い実績でした。

施設別にみると、介護老人福祉施設については両年度とも対計画比が9割以上、介護老人保健施設については両年度とも対計画比が8割以上となっています。

また、介護医療院、介護療養型医療施設については、両年度とも計画値としては見込んでおらず、実際の利用もありませんでした。

■施設サービス給付費の計画値と実績値

(単位:千円)

	令和3年度			令和4年度		
	計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比
介護保険施設サービス	1,081,714	1,002,903	92.7%	1,082,315	1,020,907	94.3%
①介護老人福祉施設	687,888	659,426	95.9%	688,270	685,789	99.6%
②介護老人保健施設	393,826	343,477	87.2%	394,045	335,119	85.0%
③介護医療院	0	0	—	0	0	—
④介護療養型医療施設	0	0	—	0	0	—

資料：見える化システム

6 アンケート調査にみる高齢者等の状況

(1) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の結果

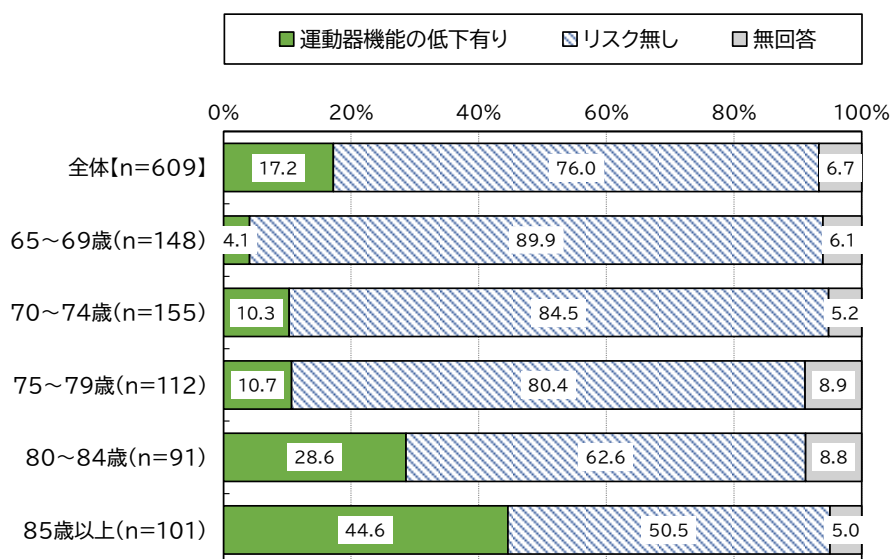
①運動器の機能低下について

運動器の機能低下状況は、全体の17.2%が該当者となっています。

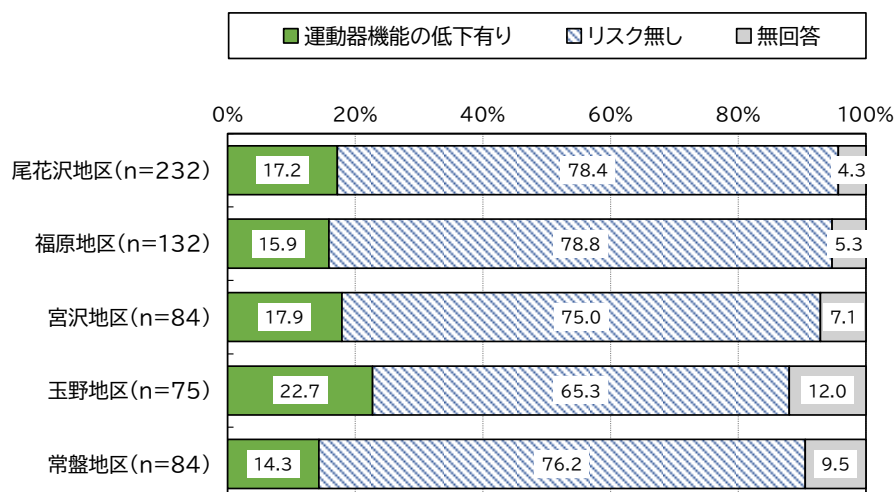
年齢別では、年齢が上がるにつれて該当者が多くなる傾向となっており、85歳以上の44.6%が該当者となっています。

居住地区別では、「玉野地区」の22.7%が最も多く、次いで「宮沢地区」が17.9%、「尾花沢地区」が17.2%と続いています。また、最もリスク該当者が少なかったのは、「常盤地区」の14.3%となっています。

■年齢別運動器の機能低下状況



■居住地区別運動器の機能低下状況



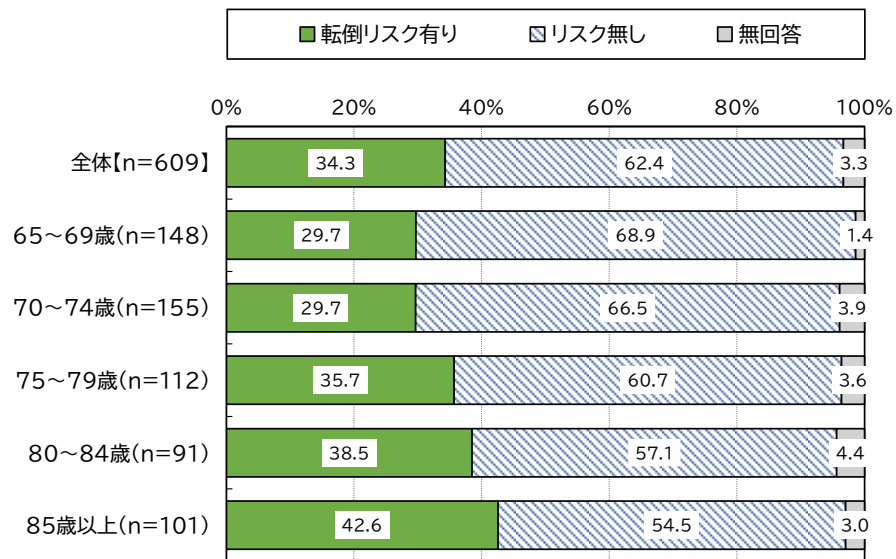
②転倒リスクについて

転倒リスク状況は、全体の34.3%が該当者となっています。

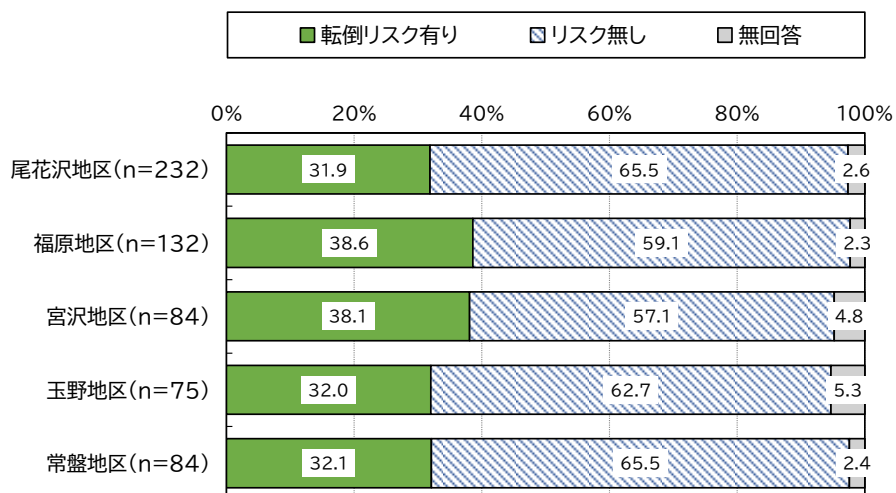
年齢別では、年齢が上がるにつれて該当者が多くなる傾向となっており、85歳以上の42.6%が該当者となっています。

居住地区別では、「福原地区」の38.6%が最も多く、次いで「宮沢地区」が38.1%、「常盤地区」が32.1%と続いています。また、最もリスク該当者が少なかったのは、「尾花沢地区」の31.9%となっています。

■年齢別転倒リスク状況



■居住地区別転倒リスク状況



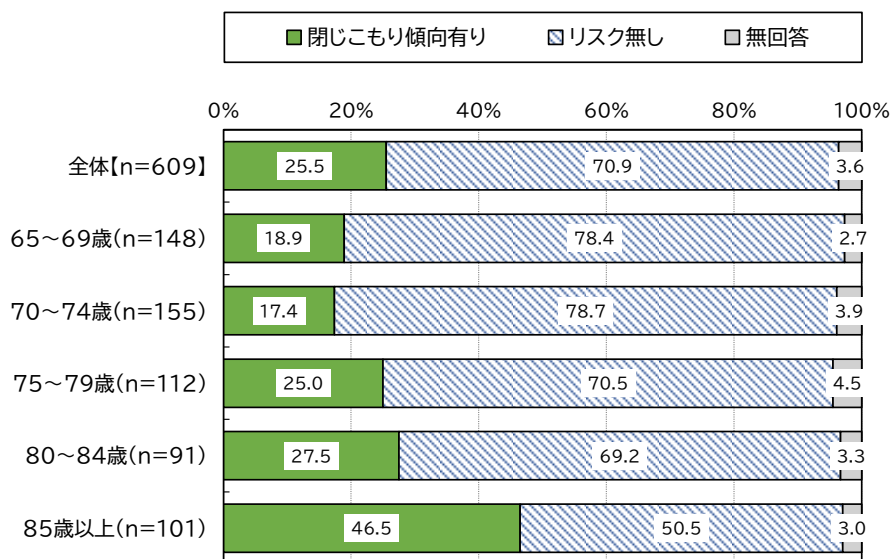
③閉じこもり傾向について

閉じこもり傾向は、全体の25.5%が該当者となっています。

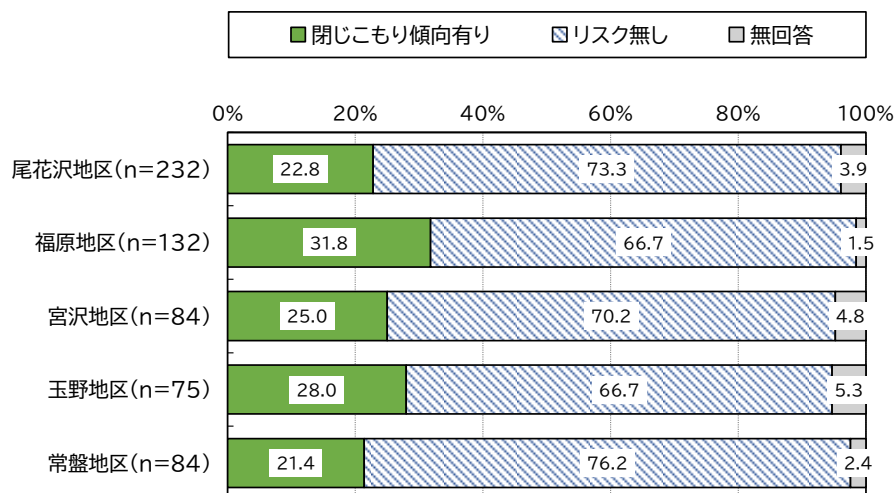
年齢別では、年齢が上がるにつれて該当者が多くなる傾向となっており、85歳以上の46.5%が該当者となっています。

居住地区別では、「福原地区」の31.8%が最も多く、次いで「玉野地区」が28.0%、「宮沢地区」が25.0%と続いています。また、最もリスク該当者が少なかったのは、「常盤地区」の21.4%となっています。

■年齢別閉じこもり傾向



■居住地区別閉じこもり傾向



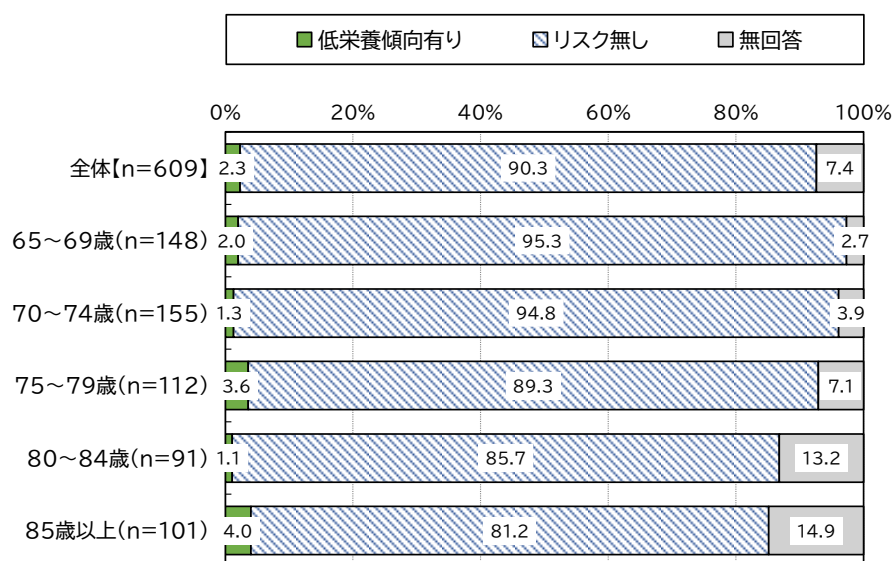
④低栄養傾向について

低栄養傾向の状況は、全体の2.3%が該当者となっています。

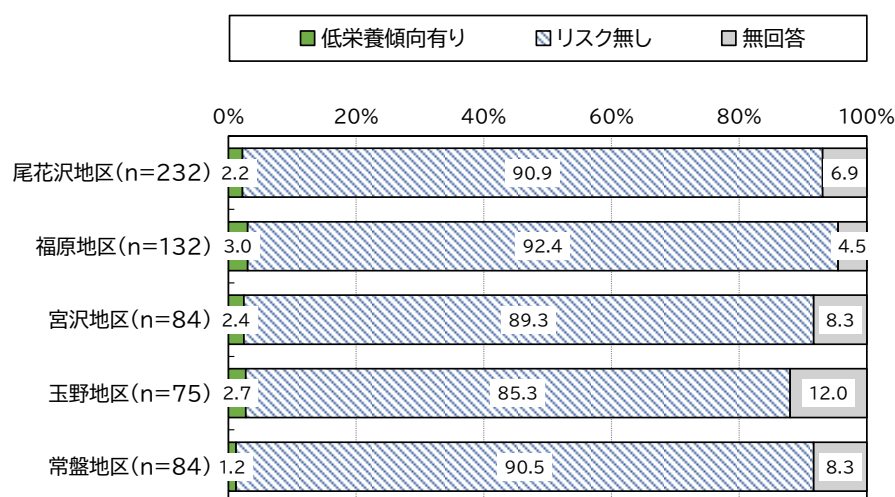
年齢別では、85歳以上で4.0%の該当者となっています。

居住地区別では、「福原地区」の3.0%が最も多く、次いで「玉野地区」が2.7%、「宮沢地区」が2.4%と続いています。また、最もリスク該当者が少なかったのは、「常盤地区」の1.2%となっています。

■年齢別低栄養傾向について



■居住地区別低栄養傾向について



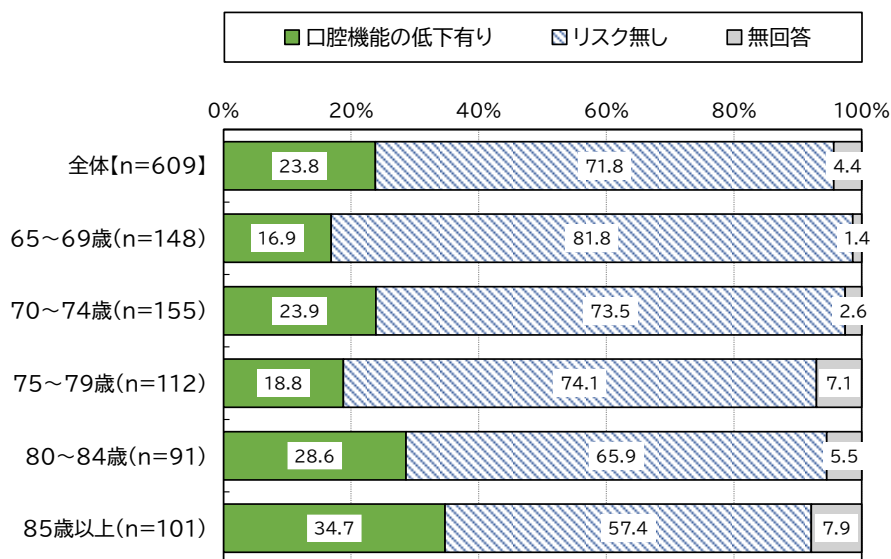
⑤口腔機能の低下について

口腔機能の低下状況は、全体の23.8%が該当者となっています。

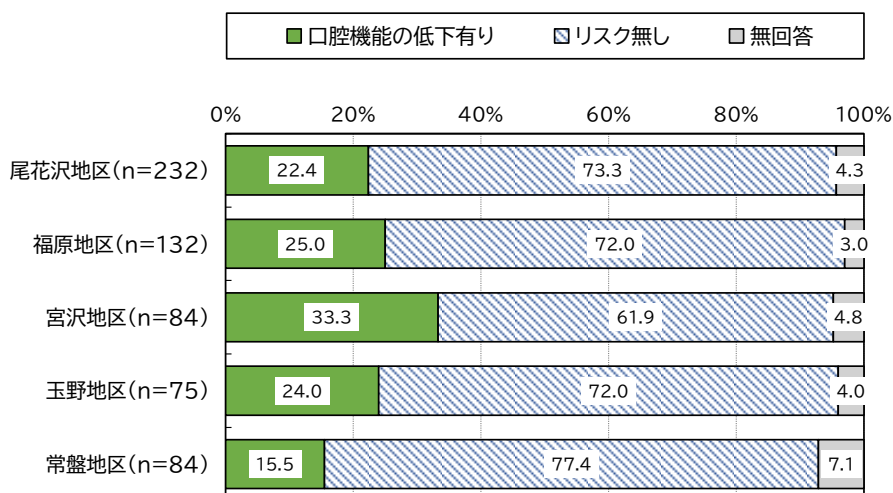
年齢別では、年齢が上がるにつれて該当者が多くなる傾向となっており、85歳以上の34.7%が該当者となっています。

居住地区別では、「宮沢地区」の33.3%が最も多く、次いで「福原地区」が25.0%、「玉野地区」が24.0%と続いています。また、最もリスク該当者が少なかったのは、「常盤地区」の15.5%となっています。

■年齢別口腔機能の低下状況



■居住地区別口腔機能の低下状況



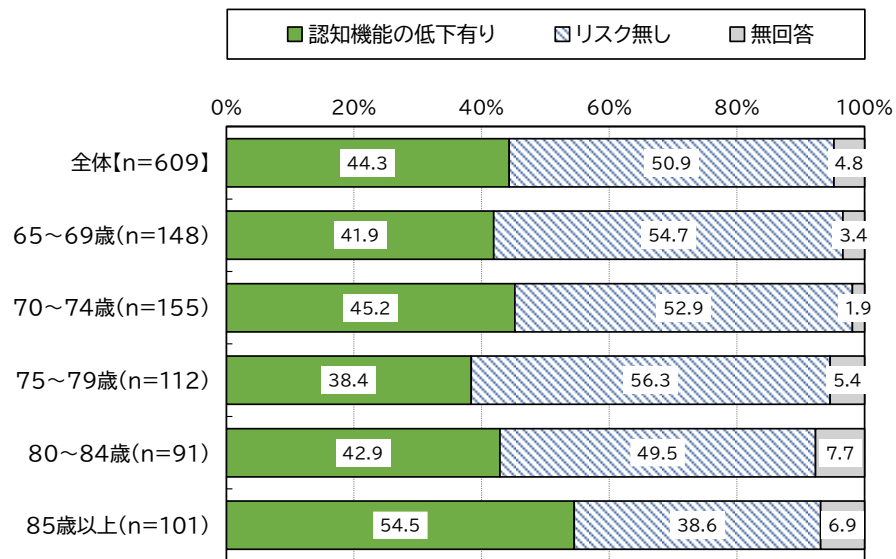
⑥認知機能の低下について

認知機能の低下状況は、全体の44.3%が該当者となっています。

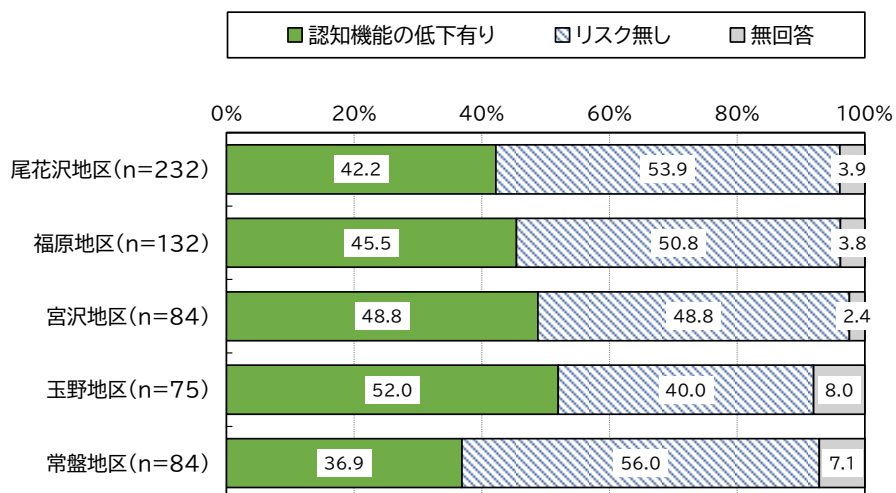
年齢別では、年齢が上がるにつれて該当者が多くなる傾向となっており、85歳以上の54.5%が該当者となっています。

居住地区別では、「玉野地区」の52.0%が最も多く、次いで「宮沢地区」が48.8%、「福原地区」が45.5%と続いています。また、最もリスク該当者が少なかったのは、「常盤地区」の36.9%となっています。

■年齢別認知機能の低下状況



■居住地区別認知機能の低下状況



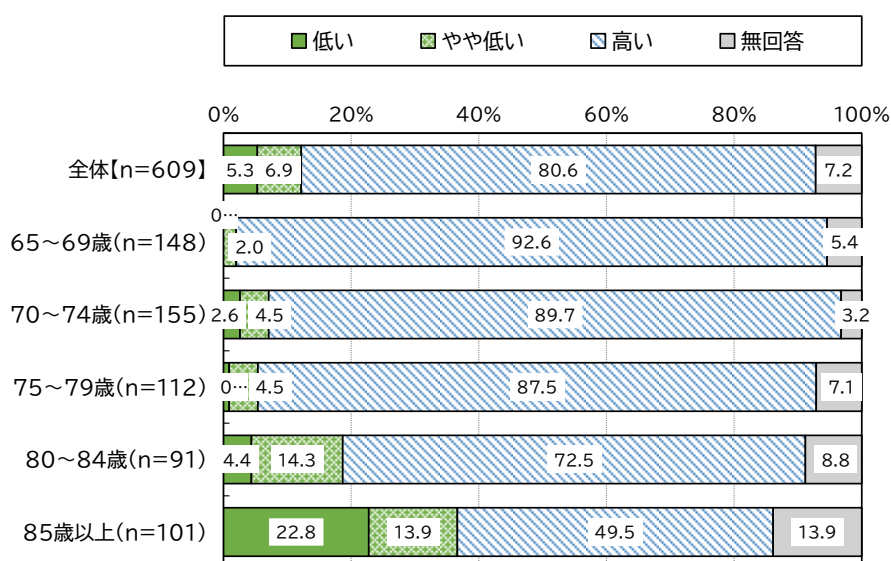
⑦ IADL※の低下について

IADLの低下は、「やや低い」、「低い」を低下者とする、全体の12.2%が該当者となっています。

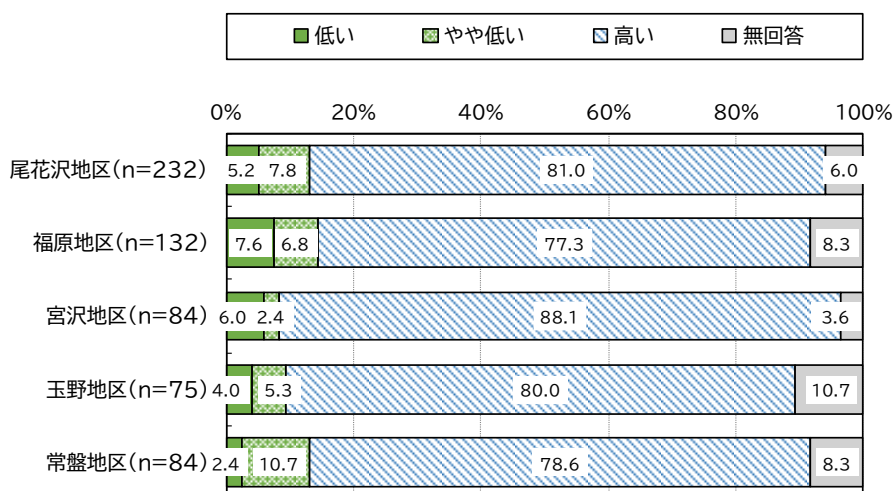
年齢別では、年齢が上がるにつれて該当者が多くなる傾向にあり、85歳以上の36.7%が該当者となっています。

居住地区別では、「福原地区」の14.4%が最も多く、次いで「常盤地区」が13.1%、「尾花沢地区」が13.0%と続いています。また、最もリスク該当者が少なかったのは、「宮沢地区」の8.4%となっています。

■年齢別 IADL の低下について



■居住地区別 IADL の低下について



※IADL：日常生活を送るために最低限必要な日常的な動作で、「起居動作・移乗・移動・食事・更衣・排泄・入浴・整容」動作のことです。

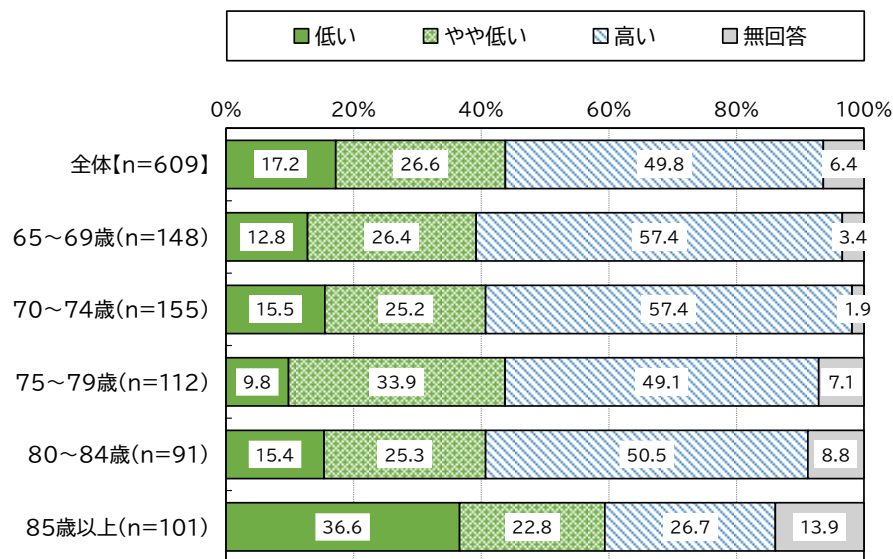
⑧知的能動性の低下について

知的能動性の低下は、「やや低い」、「低い」を低下者とする、全体の43.8%が該当者となっています。

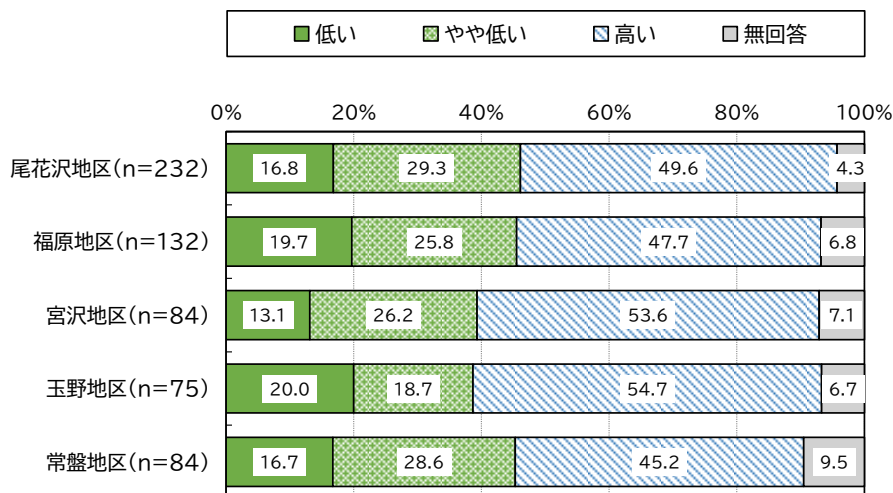
年齢別では、年齢が上がるにつれ該当者が多くなる傾向にあり、85歳以上の59.4%が該当者となっています。

居住地区別では、「尾花沢地区」の46.1%が最も多く、次いで「福原地区」が45.5%、「常盤地区」が45.3%と続いています。また、最もリスク該当者が少なかったのは、「玉野地区」の38.7%となっています。

■年齢別知的能動性の低下状況について



■居住地区知的能動性の低下状況について



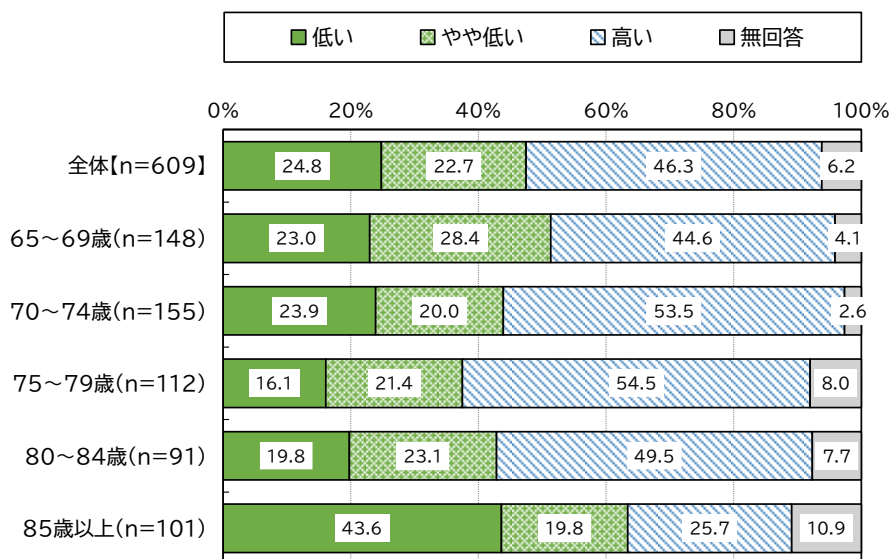
⑨社会的役割の低下について

社会的役割の低下は、「やや低い」、「低い」を低下者とする、全体の47.5%が該当者となっています。

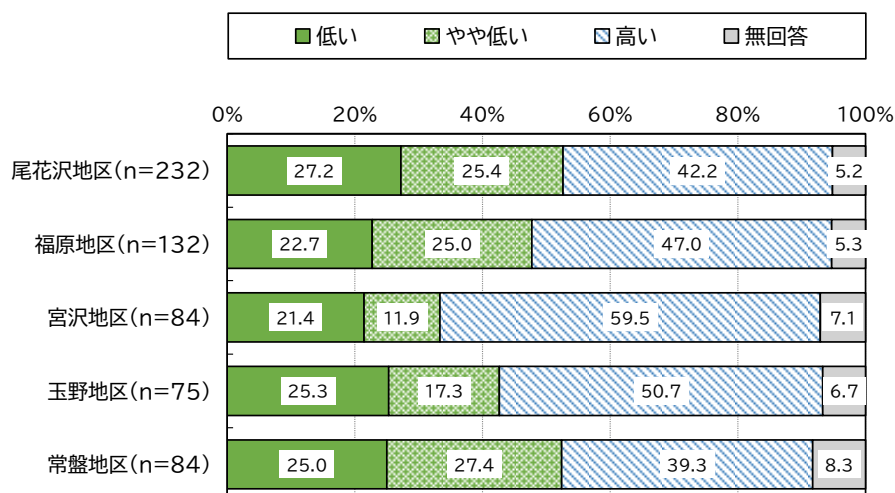
年齢別では、85歳以上の63.4%が該当者となっています。

居住地区別では、「尾花沢地区」の52.6%が最も多く、次いで「常盤地区」が52.4%、「福原地区」が47.7%と続いています。また、最もリスク該当者が少なかったのは、「宮沢地区」の39.3%となっています。

■年齢別社会的役割の低下状況について



■居住地区別社会的役割の低下状況について



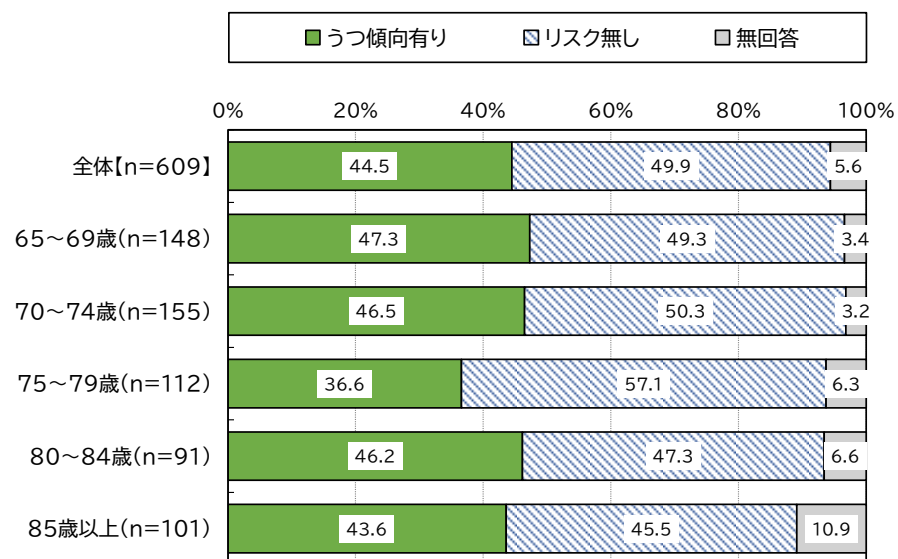
⑩うつ傾向について

うつ傾向は、全体の44.5%が該当者となっています。

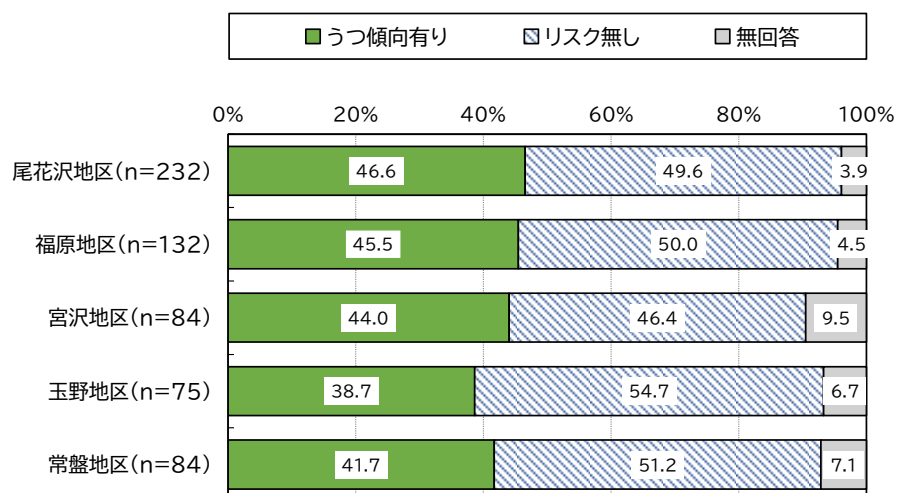
年齢別では、全体的にどの年代でも4割程度の人が該当者となっています。

居住地区別では、「尾花沢地区」の46.6%が最も多く、次いで「福原地区」が45.5%、「宮沢地区」が44.0%と続いています。また、最もリスク該当者が少なかったのは、「玉野地区」の38.7%となっています。

■年齢別うつ傾向について



■居住地区別うつ傾向について



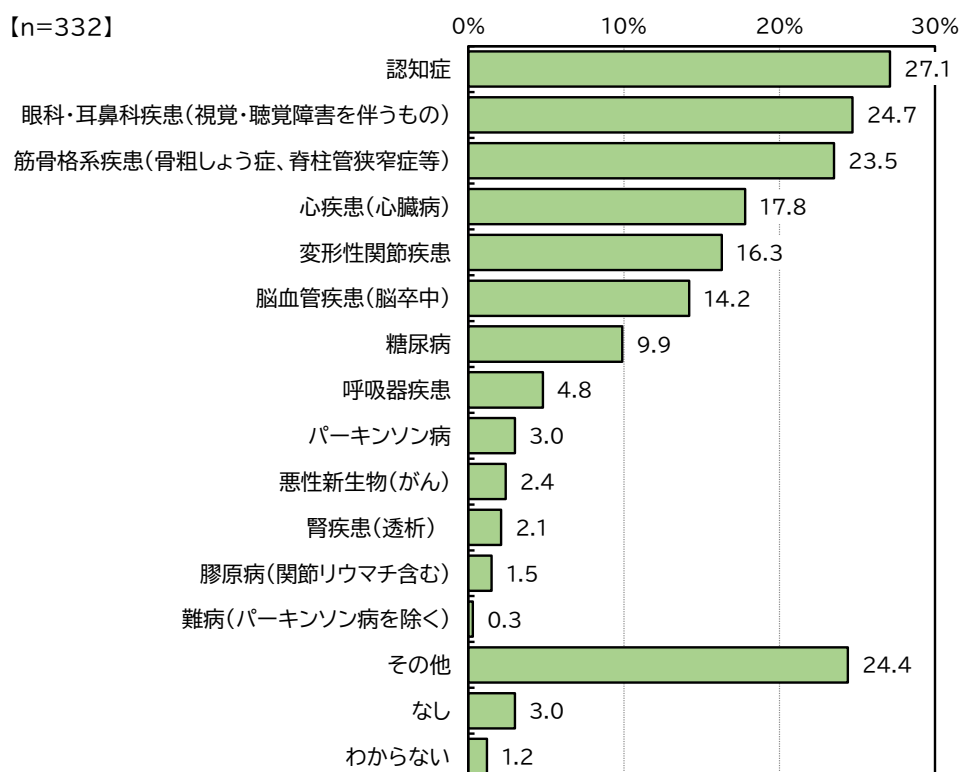
(2) 在宅介護実態調査の結果

①現在抱えている疾病

現在抱えている疾病は、「認知症」が27.1%と最も多く、次いで「眼科・耳鼻科疾患（視覚・聴覚障害を伴うもの）」（24.7%）、「筋骨格系疾患（骨粗しょう症、脊柱管狭窄症等）」（23.5%）、「心疾患（心臓病）」（17.8%）と続いています。

また、3.0%が「なし」と回答しています。

■現在抱えている疾病

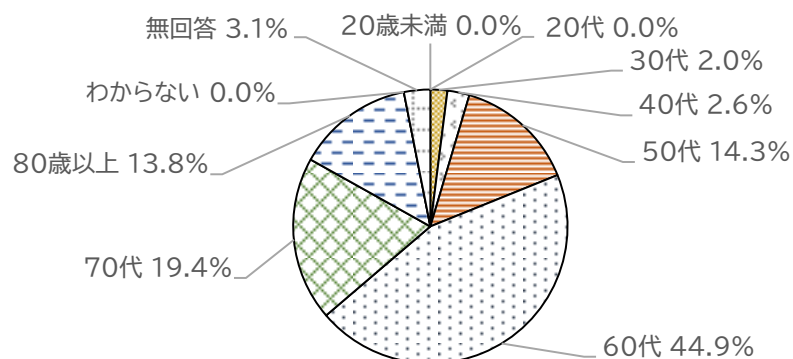


②主な介護者の年齢

主な介護者の年齢は、「60代」が44.9%と最も多く、次いで「70代」(19.4%)、「50代」(14.3%)、「80歳以上」(13.8%)と続いています。

■主な介護者の年齢

【n=196】

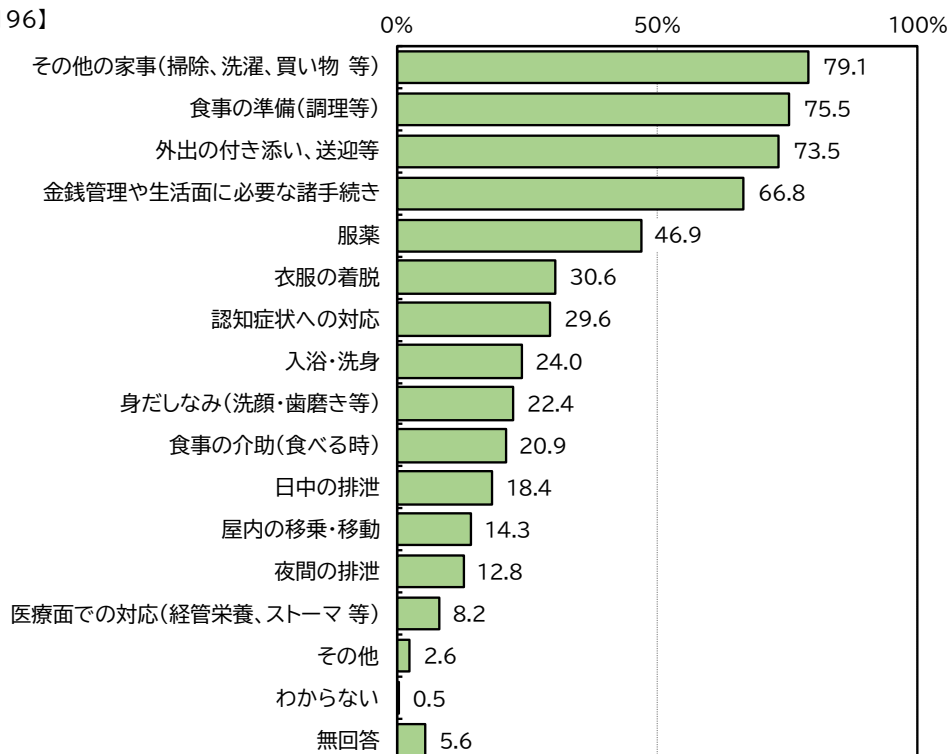


③主な介護者が行っている介護

主な介護者が行っている介護等は、「その他の家事（掃除、洗濯、買い物等）」が79.1%と最も多く、次いで「食事の準備（調理等）」(75.5%)、「外出の付き添い、送迎等」(73.5%)、「金銭管理や生活面に必要な諸手続き」(66.8%)と続いています。

■主な介護者が行っている介護

【n=196】

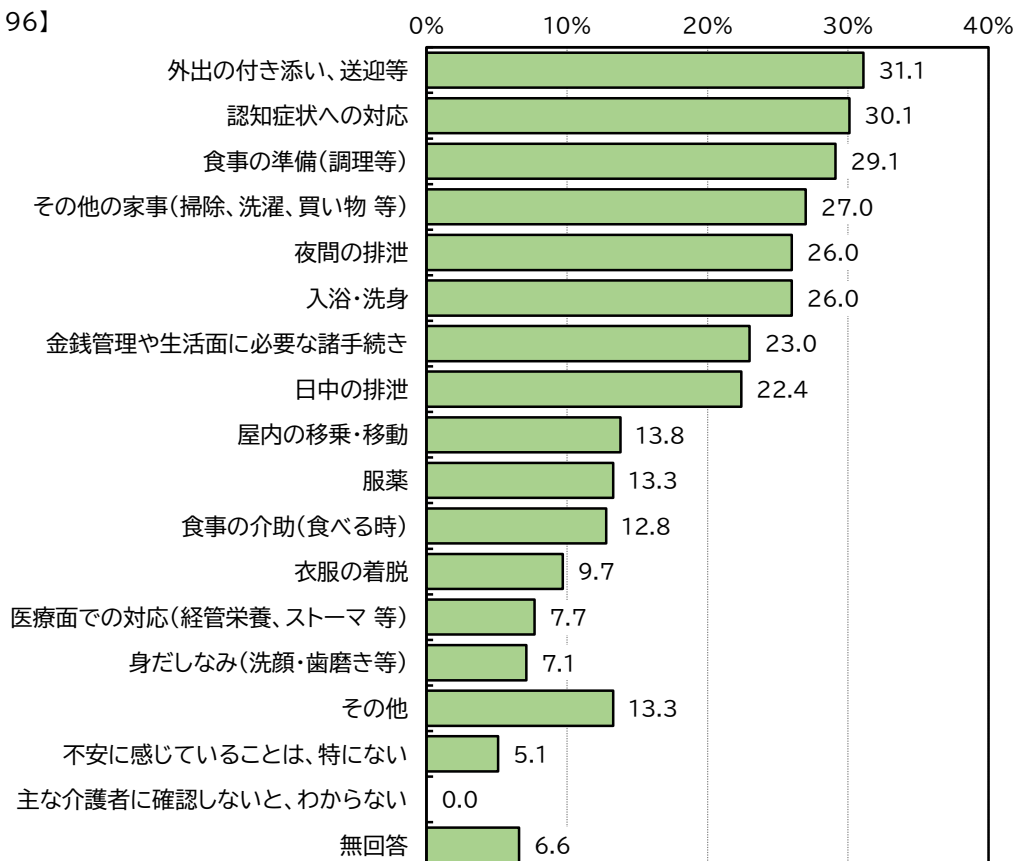


④介護者が不安に感じる介護

主な介護者が不安に感じる介護等は、「外出の付き添い、送迎等」が31.1%と最も多く、次いで「認知症への対応」(30.1%)、「食事の準備(調理等)」(29.1%)、「その他の家事(掃除、洗濯、買い物等)」(27.0%)と続いています。

■主な介護者が不安に感じる介護

【n=196】



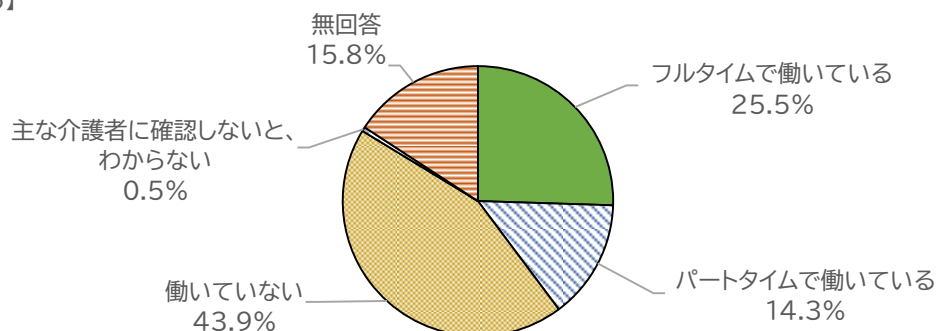
⑤介護者の就業状況

主な介護者の現在の勤務形態は、「フルタイムで働いている」が25.5%、「パートタイムで働いている」が14.3%となっています。

また、43.9%が「働いていない」と回答しています。

■介護者の就業状況について

【n=196】



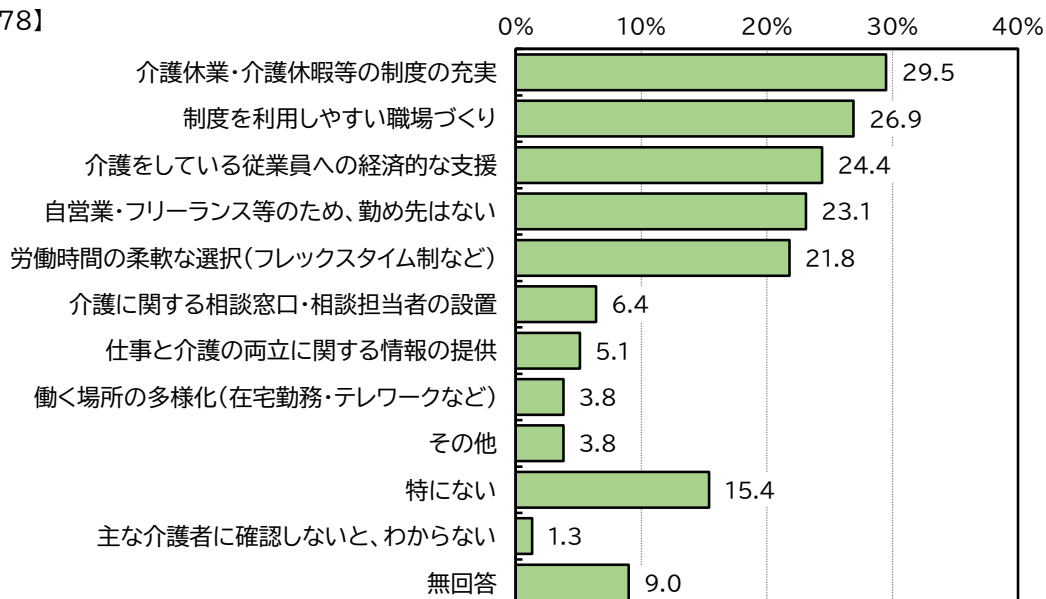
⑥仕事と介護の両立のための支援

「フルタイムで働いている」、「パートタイムで働いている」と回答した78人に、勤め先からどのような支援があれば、仕事と介護の両立に効果があると思うか尋ねると、「介護休業・介護休暇等の制度の充実」が29.5%と最も多く、次いで「制度を利用しやすい職場づくり」(26.9%)、「介護をしている従業員への経済的な支援」(24.4%)、「自営業・フリーランス等のため、勤め先はない」(23.1%)、「労働時間の柔軟な選択(フレックスタイム制など)」(21.8%)と続いています。

また、15.4%は「特にない」と回答しています。

■仕事と介護の両立のための支援について

【n=78】



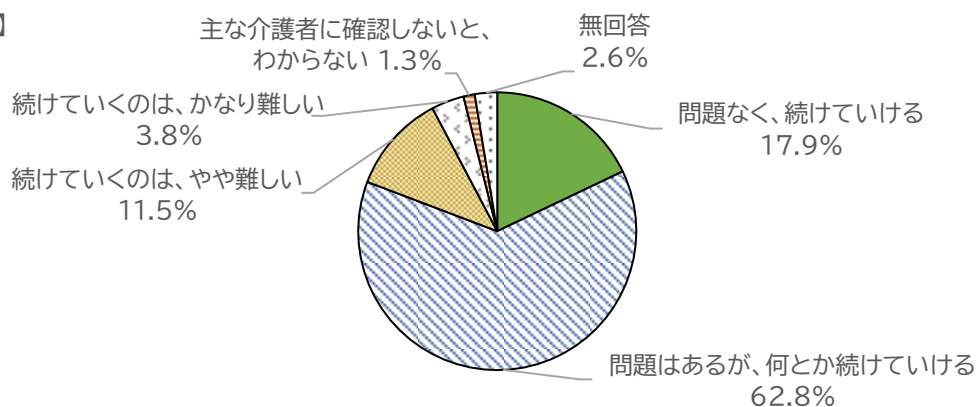
⑦介護者の就業継続について

「フルタイムで働いている」、「パートタイムで働いている」と回答した78人に、今後も働きながら介護を続けていけそうか尋ねると、「問題なく、続けていける」(17.9%)、「問題はあるが、何とか続けていける」(62.8%)を合わせると80.7%は続けていけると回答しています。

また、「続けていくのは、かなり難しい」(3.8%)、「続けていくのは、やや難しい」(11.5%)を合わせると15.3%は続けていくのは難しいと回答しています。

■介護者の就業継続について

【n=78】



第2章 第9期計画の方向性

1 尾花沢市の高齢者数等の将来推計

(1) 人口と高齢者数の推計

尾花沢市の人口は減少傾向で推移し、令和5年では14,092人となっています。

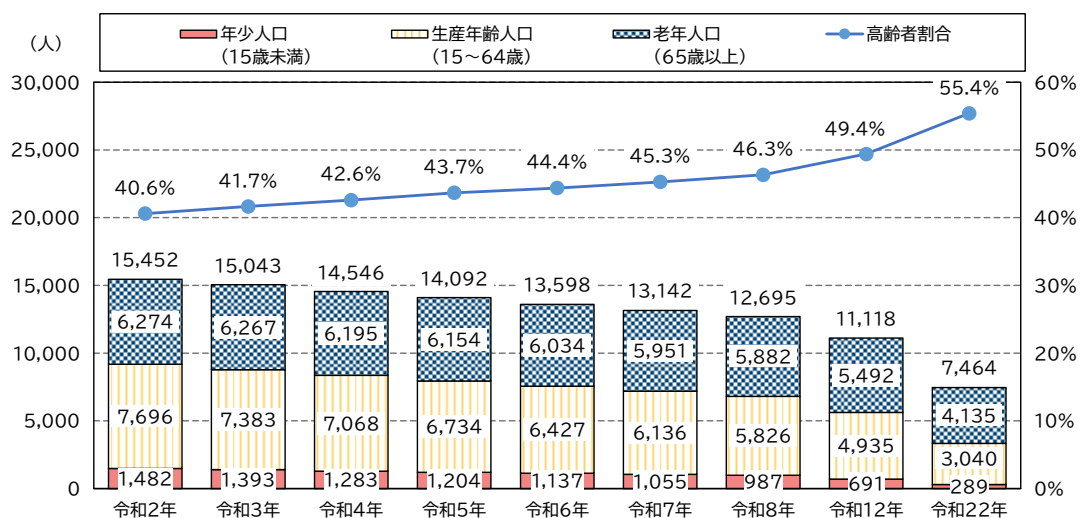
人口推計によると、この減少傾向は続くことが予想され、団塊の世代が75歳以上となる令和7年には13,142人、本計画最終年の令和8年には12,695人となり、令和22年には人口が7,464人にまで減少すると見込まれています。

また、高齢化率は令和5年では43.7%となっており、その後も上昇傾向で推移すると見込まれています。

年齢3区分別人口推移をみると、年少人口(15歳未満)、生産年齢人口(15～64歳)、老年人口(65歳以上)のいずれの区分においても、減少傾向で推移すると見込まれています。

年齢3区分別人口割合をみると、総人口に対する65歳以上の割合は増加傾向で推移し、年少人口割合、生産年齢人口割合は減少傾向にあることから、少子高齢化の進行が見込まれます。

■年齢3区分別人口推移及び人口推計



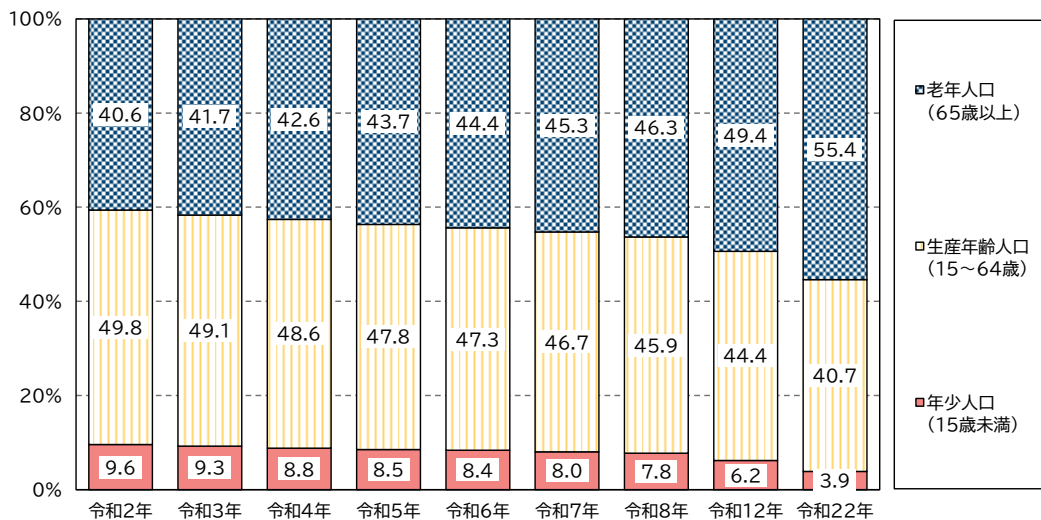
※令和2年～令和5年は住民基本台帳人口(各年9月末現在)、令和6年以降は推計値

■人口推計について

人口推計は住民基本台帳から、コーホート変化率法により推計

※コーホートとは、同年(または同期間)に出生した集団のことを言い、コーホート変化率法とは、その集団ごとの過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法

■年齢3区分別人口推移及び人口推計の構成割合



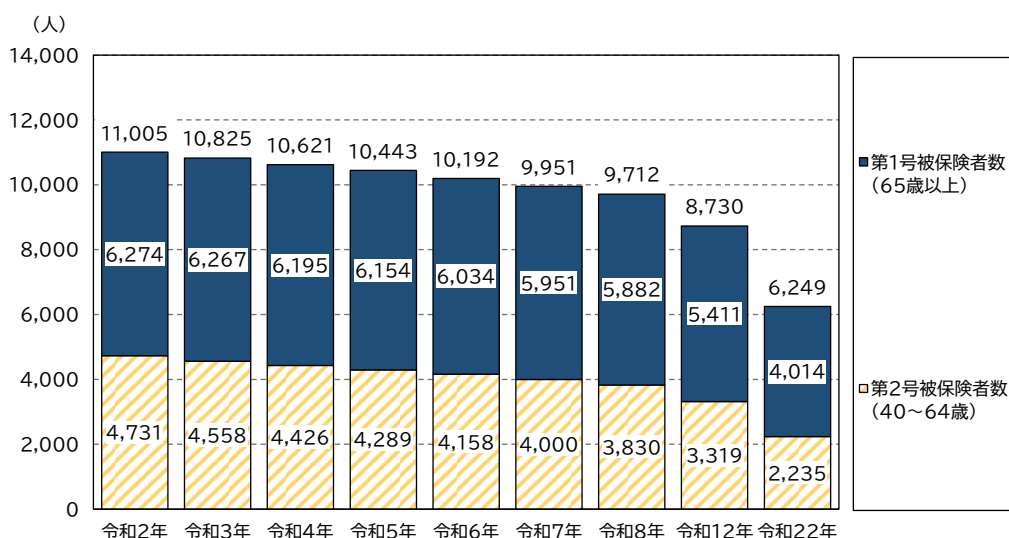
※令和2年～令和5年は住民基本台帳人口（各年9月末現在）、令和6年以降は推計値

（2）被保険者数の見込み

推計人口から令和22年までの介護保険第1号被保険者、第2号被保険者数の増減をみると、減少傾向で推移することが見込まれ、令和8年の被保険者数は、第1号被保険者が5,882人、第2号被保険者は3,830人の合計9,712人と推計されます。

また、令和22年の被保険者数は、第1号被保険者が4,014人、第2号被保険者は2,235人の合計6,249人と推計されます。

■被保険者数の推移と推計



※令和2年～令和5年は介護保険事業状況報告（各年9月末現在）、令和6年以降は推計値

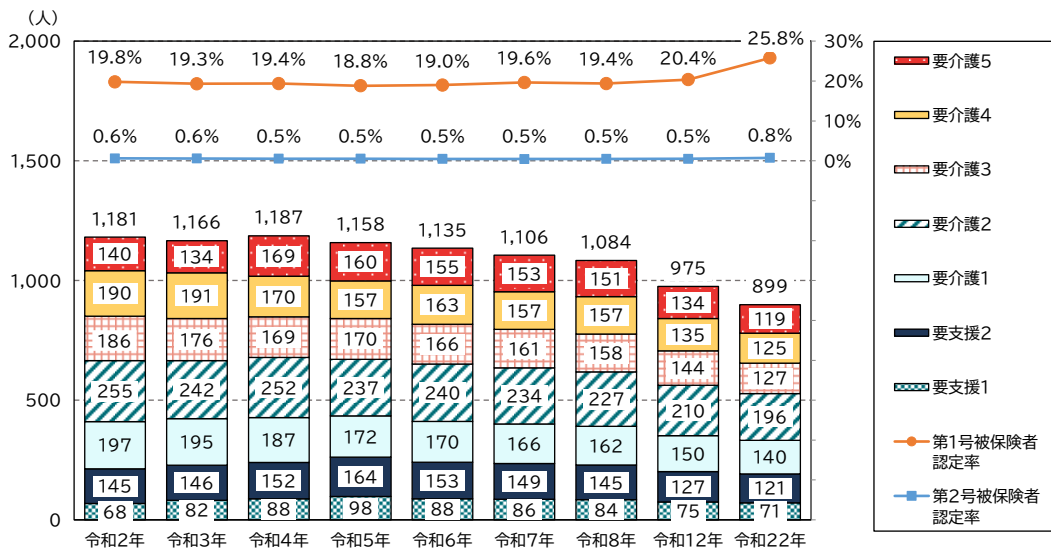
(3) 要支援・要介護認定者数の推計

本市の人口推計結果及び要支援・要介護認定者の認定率の実績、介護予防効果などを踏まえ、令和6年以降の要支援・要介護認定者数を推計しました。

第9期計画期間である令和6年から令和8年では認定者数は減少傾向で推移するものと見込まれ、令和8年においては令和2年より97人減の1,084人となる見込みです。

また、令和12年には975人、令和22年には899人と、認定者数が1,000人を切る見込みとなっています。

■要支援・要介護認定者数の推移と推計



※令和2年～令和5年は介護保険事業状況報告（各年9月末現在）、令和6年以降は推計値

2 現状分析とアンケート調査結果からみた課題

✓ 介護予防・重度化防止・認知症対策の推進

○介護予防・日常生活圏域ニーズ調査によると、回答者全体のうち「認知機能の低下」では44.3%、「転倒リスク該当者」では34.3%、「口腔機能の低下」では23.8%が該当者となっています。

- ▶ 広報や啓発活動を通じた健康づくり・介護予防
- ▶ 高齢者の健康維持・重度化防止
- ▶ 認知症予防の取り組みと家族介護者への支援

✓ 生きがいづくり・社会参加の促進

○介護予防・日常生活圏域ニーズ調査によると、回答者全体のうち「社会的役割の低下」では47.5%、「うつ傾向」では44.5%、「知的能動性の低下」では43.8%、「閉じこもり傾向」では25.5%が該当者となっています。

- ▶ サロンや老人クラブ等の活動への支援や外出支援
- ▶ 地域の中で閉じこもり傾向にある人をいち早く把握できるような見守り体制の構築

✓ 安心・安全な生活環境の構築

○人口推計において、年少人口（15歳未満）、生産年齢人口（15～64歳）、老年人口（65歳以上）の3区分人口すべてが減少傾向となっており、年少人口と生産年齢人口の大幅な減少と高齢化率の上昇が推測されています。

○高齢者がいる世帯の状況について、65歳以上の世帯員がいる世帯数は平成27年から減少したものの、全世帯数に対する比率は増加し、全体の7割を超えています。また、高齢者単身世帯と高齢夫婦世帯では数、比率ともに増加しています。

○在宅介護実態調査によると、主な介護者の年齢は、「60代」が44.9%と最も多く、次いで「70代」（19.4%）、「50代」（14.3%）、「80歳以上」（13.8%）と続いており、介護者の約8割は60歳以上となっています。

- ▶ 老老介護や複合的な課題を抱える人への支援
- ▶ 介護者の高齢化に対応した総合相談体制を充実し、適切な情報提供や介護支援に繋げることによって、介護者の心身の負担軽減を図る
- ▶ 在宅介護サービス、介護施設の充実など、ニーズに合わせた多様な介護基盤の整備
- ▶ 地域での見守りや互助での支援を促進するため、官民での連携を強化

3 計画の基本理念と目標

(1) 基本理念

本計画の基本理念は、従来の計画から引き継ぎ次のとおりとします。

**安心して
ゆとりある生活ができるまちづくり**

本市では以上の基本理念のもと、高齢になっても心身ともに健やかで、それぞれが生きて喜びを感じることができ、尾花沢市で暮らしてよかったと誇れるまちづくりを目指します。

そのため、高齢者が、できる限り自立して住み慣れた地域で暮らしていけるよう、健康の維持・増進や介護予防を目指した各種施策に取り組むとともに、介護が必要になっても、状態の維持改善を図りながら安心して暮らすことができる介護保険事業や、生活支援事業の展開を図ります。また、医療、介護、予防、住まい、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムを深化・推進し、地域での交流を図りながら社会全体で高齢者を支えていく仕組みづくりから地域づくりへと発展を促し、住み慣れた地域で安全・安心に生活ができるよう取り組みを進めていきます。

(2) 基本目標

基本理念のもと、本計画においては、本市における高齢者の暮らしの目指す姿として次の3つの基本目標を設定します。

基本目標1 いつまでも安心して生活できること

- ▶ 介護が必要な状態になっても住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、要介護者のニーズにきめ細やかに対応することのできる介護サービス基盤の整備を推進します。
- ▶ 令和5年3月に厚生労働省が改定した「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について（高齢者虐待防止マニュアル）」をもとに、高齢者虐待の未然防止、早期発見・対応に向け、関係各機関等の連携協力体制を整備します。
- ▶ 認知症または認知機能が低下した高齢者や身寄りのない高齢者の尊厳を保持しつつ、希望を持って暮らすことができるよう、意思決定支援や権利擁護のための成年後見制度の利用促進に向けた体制整備などを図ります。
- ▶ 近年多発する自然災害や感染症への対策のため、災害時や緊急の際に、支援を要するひとり暮らし高齢者や高齢者世帯等の把握に努めるとともに、連絡体制や避難誘導體制、感染症対策に係る体制整備を推進していきます。

基本目標2 元気でいきいきと生活できること

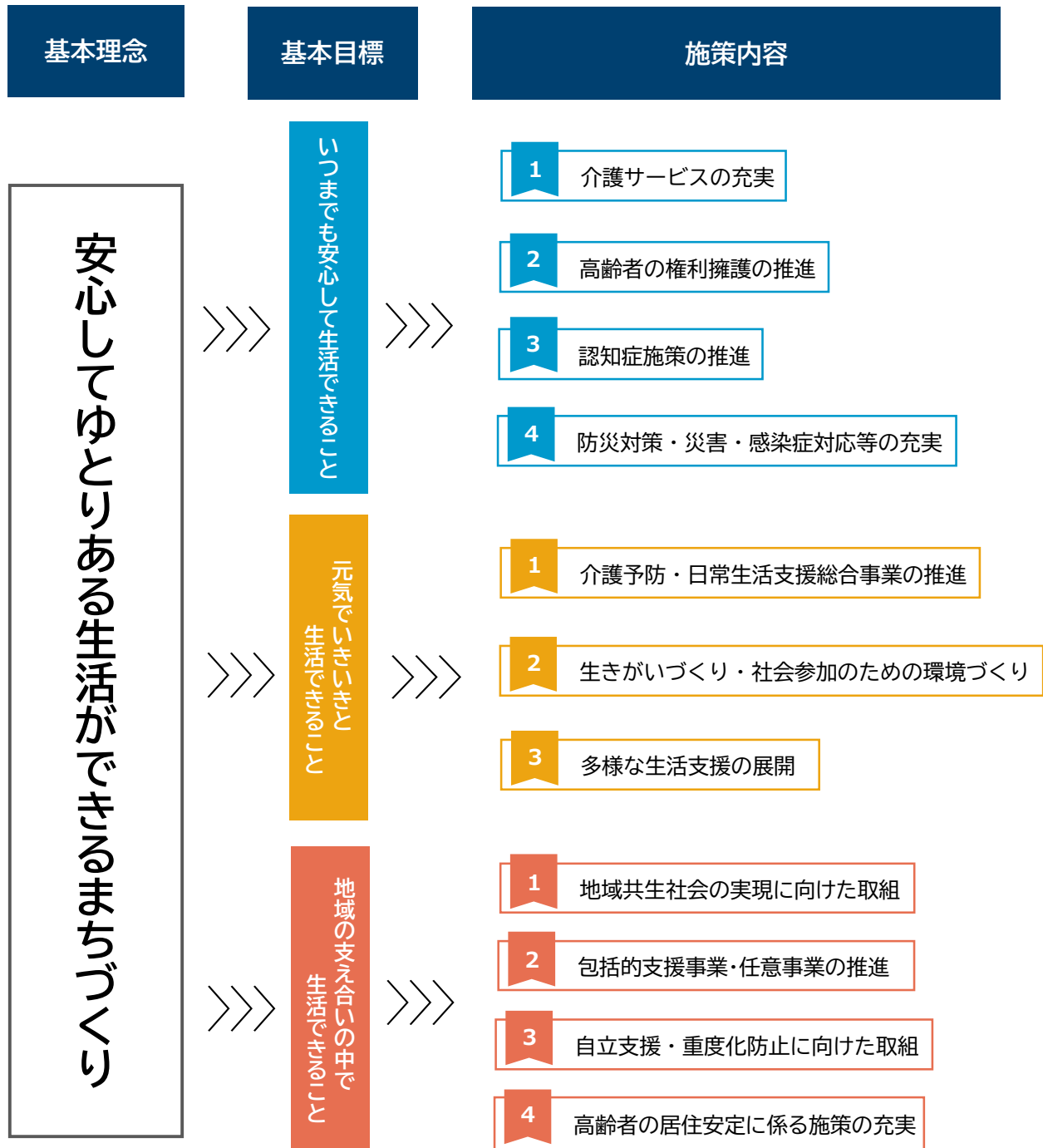
- ▶ 高齢期の日常生活の不安として、基礎体力の低下、認知症の心配、転倒の不安などが多くなることから、地域の実情を踏まえながら介護予防事業を展開していきます。
- ▶ 生活機能の低下予防に向け、高齢者の意識啓発と主体的な取り組みを促進していくとともに、身近な地域における交流の場など、地域の団体による自主的な活動が展開される体制づくりを推進します。
- ▶ 生活機能等の維持のためには、社会との関わりを保つことも重要であることから、高齢者の生きがいづくりと社会参加の促進を図ります。

基本目標3 地域の支え合いの中で生活できること

- ▶ 全ての高齢者が、住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、必要なときに必要なサービスを選択・利用できるような相談・支援体制の充実を図るため、地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取り組みを推進し、地域共生社会の実現へと繋げていきます。
- ▶ 医療・介護を効率的かつ効果的に提供するために、双方の連携を強化して医療・介護基盤の強化を推進し、高齢者介護を支える介護人材の確保及び介護現場の生産性の向上に向けた環境づくりを推進するとともに、保険者機能の強化に努めます。
- ▶ 高齢者が安心して暮らしていくためには、最も基礎的な生活基盤である住まいが確保され、快適かつ安全な生活環境の整備が重要であることから、高齢者の居住の場の確保を図るとともに、暮らしやすい生活環境づくりを推進します。

4 計画の体系

基本理念、基本目標に基づく、本計画の体系は次のとおりです。



5 日常生活圏域の設定

日常生活圏域は、高齢者が住み慣れた地域において可能な限り生活が続けることができるよう、高齢者と地域の実情に応じて介護サービス基盤を空間的に考える基本単位として設定するものです。特に、地域密着型サービスについては、その特性からサービス量を日常生活圏域ごとに見込むこととされています。

(1) 尾花沢市の介護サービス資源の状況

令和5年12月現在、本市には24の介護サービス事業所・施設があり、制度開始以降、安定した制度運営が図られています。

○市内の介護サービス基盤

	事業所・施設数
居宅介護支援・介護予防支援【ケアプランの作成】	5 事業所
居宅サービス・介護予防サービス【在宅サービス】	14 事業所
地域密着型サービス(※本市住民だけが利用可)	1 施設
施設サービス(※短期入所サービスの提供も有り)	4 施設
計	24 事業所(施設)

注)事業所数は複数サービス提供による重複あり。

令和5年12月現在

(2) 日常生活圏域の設定

尾花沢市の日常生活圏域 ▶ 市全域1圏域

本市における日常生活圏域について、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービス提供施設の整備状況などを総合的に勘案して検討を行った結果、第9期についても従来と同様、市全域を1圏域と設定します。

これに基づき、地域密着型サービスを含むすべての介護サービス基盤に関する整備を計画します。

第3章 計画の推進に向けて

1 計画の周知・連携による推進

(1) 計画の周知

令和6年度からの計画の推進にあたり、市民に計画の内容を理解していただくことが重要であることから、広報紙「市報おばなざわ」やホームページへの掲載などを通じて本計画の内容を周知します。

さらに、市の介護保険事業や地域支援事業、福祉事業の具体的なサービス内容についても、利用者、提供者の双方に的確な情報提供を図ります。

(2) 連携による施策等の推進

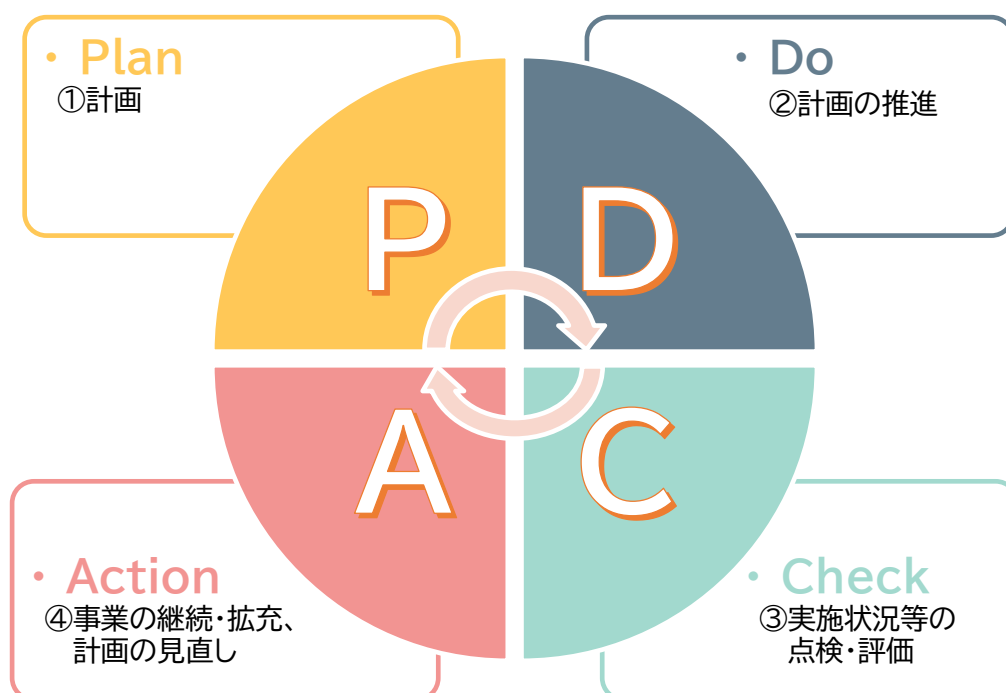
本市では、庁内関係各課、保健医療・福祉・介護の関係者等との連携を図るとともに、すべての市民を巻き込み、理解や協力を得ながら、地域包括ケアシステムの実現に向けた事業・施策の総合的な推進を図ります。

2 計画の進行管理

(1) 進捗状況の点検・改善

計画期間中、福祉課が中心となり、庁内関係各課の連絡調整を図りながら事業・施策の着実な実施に努めるとともに、進捗状況の報告を行ってご意見等を聴取し、頂いたご意見等を事業に反映させるため、計画（Plan）、実施・実行（Do）、点検・評価（Check）、処置・改善（Action）のサイクルにより、計画の進行管理を行います。

■PDCAサイクルの概念図



(2) 計画の評価・見直し

具体的な事業を計画する期間は令和6年度から令和8年度までの3か年ですが、令和22年を見据えた中長期的計画の導入にあたる計画という性格も有しています。

したがって、本計画の最終年度となる令和8年度には、再度中長期的な視点も踏まえて見直しを図り、新たな3か年計画（令和9年度から令和11年度）を策定します。

第2編

施策の展開



第1章 いつまでも安心して生活できること

1 介護サービスの充実

介護が必要な状態となった高齢者への支援の充実を図るため、必要とする人が必要とするサービスを実際に受けられるよう、近隣市町村との連携を図りながらサービスを円滑に提供する体制を整え、サービス供給量の確保に努めます。

より地域に根ざしたサービスの提供やサービスの質の向上を促進するとともに、制度やサービスの周知、低所得者への配慮などの介護サービスの充実に努めます。

【介護保険サービス全体像】

要支援1・2	要介護1～5
介護予防サービス(予防給付)	介護サービス(介護給付)
1 介護予防サービス ①介護予防訪問入浴介護 ②介護予防訪問看護 ③介護予防訪問リハビリテーション ④介護予防居宅療養管理指導 ⑤介護予防通所リハビリテーション(デイケア) ⑥介護予防短期入所生活介護(ショートステイ) ⑦介護予防短期入所療養介護【老健】(ショートステイ) ⑧介護予防短期入所療養介護【病院等】(ショートステイ) ⑨介護予防福祉用具貸与 ⑩特定介護予防福祉用具購入費 ⑪介護予防住宅改修 ⑫介護予防特定施設入居者生活介護	1 居宅サービス ①訪問介護(ホームヘルプサービス) ②訪問入浴介護 ③訪問看護 ④訪問リハビリテーション ⑤居宅療養管理指導 ⑥通所介護(デイサービス) ⑦通所リハビリテーション(デイケア) ⑧短期入所生活介護(ショートステイ) ⑨短期入所療養介護【老健】(ショートステイ) ⑩短期入所療養介護【病院等】(ショートステイ) ⑪福祉用具貸与 ⑫特定福祉用具購入費 ⑬住宅改修 ⑭特定施設入居者生活介護
2 地域密着型介護予防サービス ①介護予防認知症対応型通所介護 ②介護予防小規模多機能型居宅介護 ③介護予防認知症対応型共同生活介護	2 地域密着型サービス ①定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ②夜間対応型訪問介護 ③地域密着型通所介護 ④認知症対応型通所介護 ⑤小規模多機能型居宅介護 ⑥認知症対応型共同生活介護 ⑦地域密着型特定施設入居者生活介護 ⑧地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ⑨看護小規模多機能型居宅介護
3 介護予防支援	3 居宅介護支援
	4 施設サービス ①介護老人福祉施設 ②介護老人保健施設 ③介護医療院

(1) 居宅系サービスの見込量と提供体制

居宅系サービスは、在宅における自立した生活ができるよう支援するサービスです。

要介護1から5の認定者の方々を対象とした居宅サービス、要支援1・2の方を対象とした介護予防サービスという区分になっています。

①訪問介護（ホームヘルプサービス）

訪問介護員等が要介護認定者のいる家庭を訪問して、入浴・排せつ・食事等の介護（「身体介護」）、調理・買い物・掃除・その他の日常生活の支援（「生活援助」）を行うサービスです。

●訪問介護の利用実績及び計画

		実 績			計 画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護給付 要介護 1～5	利用回数(回数／月)	833	953	848	860	840	803
	利用者数(人／月)	60	66	65	60	59	56

※令和5年度は見込

※（ /月）の数値は、各年度の月平均値（次ページからにおいても同じ）

○市内及び近隣の事業所によりサービスが提供されており、サービス利用は一定の水準で推移し、今後はサービス利用の減少を見込んでおります。

○提供事業所との情報交換や運営指導、サービスの質の向上を図るための研修等の支援を行うとともに、サービス提供体制や緊急時対応体制の充実に努めます。

②訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

家庭において入浴が困難な方を対象に、巡回入浴車等で要介護（要支援）認定者のいる家庭を訪問し、浴槽を提供して入浴の介護を行うサービスです。

●訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護の利用実績及び計画

		実 績			計 画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護給付 要介護 1～5	利用回数(回数／月)	59	83	115	74	65	65
	利用者数(人／月)	13	19	27	17	15	15
予防給付 要支援 1・2	利用回数(回数／月)	0	0	0	0	0	0
	利用者数(人／月)	0	0	0	0	0	0

※令和5年度は見込み

- 市内には事業所がないため、近隣の事業所によりサービスが提供されており、要支援認定者による利用はなく、要介護認定者のみの利用状況となっています。サービス利用は一定の水準で推移し、今後の利用は減少を見込んでおります。実績等を踏まえ、要支援認定者によるサービス利用は見込んでおりません。
- 提供事業所との情報交換や運営指導により、回数や時間帯等の利用希望への柔軟な対応や、より質の高いサービスの提供を促進します。

③訪問看護・介護予防訪問看護

訪問看護ステーションや病院・診療所の看護師等が要介護（要支援）認定者のいる家庭を訪問し、かかりつけ医の指示に基づいて、療養生活上の支援や必要な診療補助となる看護を行うサービスです。

●訪問看護・介護予防訪問看護の利用実績及び計画

		実 績			計 画		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
介護給付 要介護 1～5	利用回数(回数／月)	90	105	88	109	109	109
	利用者数(人／月)	9	11	15	10	10	10
予防給付 要支援 1・2	利用回数(回数／月)	21	20	33	21	21	21
	利用者数(人／月)	3	3	4	3	3	3

※令和5年度は見込み

- 市内には事業所がないため、近隣の事業所によりサービスが提供されており、サービス利用は増加傾向で推移しています。今後も、在宅における医療的管理が必要な要介護（要支援）認定者の増加が見込まれ、地域包括ケアの観点からも本サービスの重要性は一層高まると考えられます。
- 利用者を継続的にサポートしていく必要のあるサービスであり、他の介護サービスの提供内容やケア内容の確認のため、ケアマネジャー、施設やサービス事業者などとの連携を支援し、市内及び近隣の医療機関や訪問看護事業所との情報交換により、より質の高いサービスの確保に努めます。
- 夜間を含めた24時間の対応については、近隣の事業所によりサービスが提供されています。

④訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

日常生活の自立支援を目的に理学療法士、作業療法士、看護師等の機能回復訓練（リハビリ）の専門職が要介護（要支援）認定者の家庭を訪問し、心身機能の維持・回復に必要なリハビリテーションを行うサービスです。

●訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーションの利用実績及び計画

		実 績			計 画		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
介護給付 要介護 1～5	利用回数(回数／月)	114	101	85	108	99	99
	利用者数(人／月)	14	12	8	13	12	12
予防給付 要支援 1・2	利用回数(回数／月)	22	31	66	37	37	30
	利用者数(人／月)	3	4	10	5	5	4

※令和5年度は見込

- 市内及び近隣の事業所によりサービスが提供されており、サービス利用は減少傾向で推移し、今後も従来と同等程度のサービス利用を見込んでおります。
- 提供事業所との情報交換、サービスの質の向上を図るための研修等の支援を行うとともに、サービス提供体制や緊急時対応体制の充実に努めます。

⑤居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

病院や診療所、薬局等の医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士等が要介護（要支援）認定者の家庭を訪問し、定期的に療養上の管理及び指導を行うサービスです。

●居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導の利用実績及び計画

		実 績			計 画		
		令 和 3年度	令 和 4年度	令 和 5年度	令 和 6年度	令 和 7年度	令 和 8年度
介護給付 要介護1～5	利用者数(人／月)	30	34	39	32	31	31
予防給付 要支援1・2		0	1	0	1	1	1

※令和5年度は見込み

- 市内及び近隣の事業所によりサービスが提供されており、要支援認定者を含め、サービス利用は増加傾向で推移している状況です。医療との連続性があり療養管理に効果的なサービスであるため、在宅療養充実の観点から、サービス提供体制の充実に努め、今後のサービス利用は従来と同等の水準で推移すると見込んでおります。
- 主治医がサービスの必要性を判断して提供されますが、訪問看護、訪問介護、医師の往診など、関係機関との調整が重要です。
- 地域ケア会議を中心に、医師、ケアマネジャー、保健師、訪問サービス事業者等の連携に努め、医療・保健・介護の総合的な見地からのサービス提供を図ります。

⑥通所介護（デイサービス）

要介護認定者に介護施設において、食事、入浴等の介護サービス、介護・生活等に関する相談・助言、健康状態の確認や機能訓練を日帰りで行うサービスです。

●通所介護の利用実績及び計画

		実 績			計 画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護給付 要介護 1～5	利用回数(回数／月)	2,598	2,423	2,220	2,441	2,357	2,294
	利用者数(人／月)	279	243	236	256	248	241

※令和5年度は見込み

- 市内及び近隣の事業所によりサービスが提供され、居宅サービスの中心的サービスであるため、今後も高い水準でサービス利用は推移すると見込まれますが、令和4年度以降は減少傾向で見込んでおります。
- 認定者への普及度が高く、介護する家族にも広く浸透しているサービスであり、引き続き、提供事業所との情報交換や運営指導により、十分なサービス供給とより質の高いサービスの確保に努めます。
- サービスの利用に関しては、機械的にケアプランに組み込まれることのないよう、ケアプランのチェックやケアマネジャーへの指導を行います。

⑦通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション（デイケア）

日常生活の自立支援等を目的に、介護老人保健施設や病院・診療所等において、心身機能の維持・回復に必要なリハビリテーションを行うサービスです。

●通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションの利用実績及び計画

		実 績			計 画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護給付 要介護 1～5	利用回数(回数／月)	618	491	404	560	543	516
	利用者数(人／月)	87	75	71	81	79	75
予防給付 要支援 1・2	利用者数(人／月)	27	24	27	28	27	27

※令和5年度は見込み

- 市内及び近隣の事業所によりサービスが提供され、サービス利用は減少傾向で推移しておりますが、心身の機能改善を目的とした居宅サービスの中心的サービスであることから、今後のサービス利用は従来と同等以上の水準で推移する見込みです。
- 市内の医療機関やサービス提供事業所と連携し、必要なサービス量の確保に努めます。
- 提供事業所への情報交換等により、十分なサービス供給とより質の高いサービス提供体制の充実に努めます。

⑧短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護（ショートステイ）

介護老人福祉施設等において、短期の入所を受け入れ、入浴・排せつ・食事等の介護サービスやその他の日常生活の支援、機能訓練等のサービスを行います。

サービスの対象者は、心身の状況や家族の病気・冠婚葬祭・出張等のため、または家族の負担軽減を図るために、一時的に在宅での日常生活に支障がある要介護（要支援）認定者です。

●短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護の利用実績及び計画

		実 績			計 画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護給付 要介護 1～5	利用回数(日数／月)	591	560	500	534	503	496
	利用者数(人／月)	61	58	59	56	53	52
予防給付 要支援 1・2	利用回数(日数／月)	28	27	35	33	33	28
	利用者数(人／月)	6	6	7	7	7	6

※令和5年度は見込み

- 市内の介護老人福祉施設及び近隣の事業所によりサービスが提供され、介護者の負担軽減を図るサービスとして、従来と同等程度のサービス利用を見込んでおり、提供事業所を中心とした現状の体制で、必要なサービス量の確保に努めます。
- 施設やケアマネジャー等に対し、本来的には在宅での生活を続けていくための介護サービスであるという趣旨を十分に理解した運用を要請していきます。
- サービスを真に必要とする利用者のため、必要なベッド数を確保するとともに、利用者が満足できる質の高いサービス供給体制の整備を図ります。

⑨短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護（老健）（ショートステイ）

介護老人保健施設において、短期の入所を受け入れ、看護や医学的管理下における介護、機能訓練、その他の必要な医療や日常生活上の支援等を行うサービスです。

●短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護（老健）の利用実績及び計画

		実 績			計 画		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
介護給付 要介護 1～5	利用回数(日数/月)	16	21	10	17	17	17
	利用者数(人/月)	2	2	1	2	2	2
予防給付 要支援 1・2	利用回数(日数/月)	5	0	0	6	6	6
	利用者数(人/月)	1	0	0	1	1	1

※令和5年度は見込み

- 市内の介護老人保健施設及び近隣の事業所によりサービスが提供され、利用は減少傾向で推移し、今後は従来と同等程度のサービス利用を見込んでおります。
- 介護老人保健施設におけるサービス提供は、介護老人福祉施設と異なり、短期入所定員は区分されていないため、介護老人保健施設において長期入所者を中心に相当数のベッドを充当した後、短期入所用に一定数のベッドを確保している状況です。引き続き、施設における必要ベッド数確保等について協議し、事業所やケアマネジャー等との連携を図っていきます。
- 短期入所生活介護と同様、このサービスは在宅での生活を続けていくための介護サービスであり、今後も適正な運用が図られるよう、施設やケアマネジャー等に対し、趣旨を十分に理解した運用を要請していきます。

⑩短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護（病院等）（ショートステイ）

病院等において、短期の入所を受け入れ、看護や医学的管理下における介護、機能訓練、その他の必要な医療や日常生活上の支援等を行うサービスです。

- 市内の病院等におけるサービスの利用は、短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護ともに利用実績がないことを踏まえ、第9期計画期間においても利用を見込んでおりません。

⑪福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

車いす、車いす付属品、特殊寝台、特殊寝台付属品、床ずれ防止用具、体位変換器、手すり、スロープ、歩行器、歩行補助つえなどの福祉用具について、要介護（要支援）認定者に対して貸出を行っています。

●福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与の利用実績及び計画

		実 績			計 画		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
介護給付 要介護1～5	利用者数(人／月)	217	234	245	214	205	199
予防給付 要支援1・2		68	74	83	75	74	71

※令和5年度は見込み

- サービスの利用者数は増加傾向で推移し、要支援者から要介護者まで幅広く利用されておりますが、令和6年度以降は減少傾向を見込んでおります。
- 介護給付適正化事業により、貸与された福祉用具が要介護（要支援）認定者の身体状況に適したものとなっているか、実態調査を行うなど、現状の把握に努めます。
- 軽度の方については、不要な車いすなどが貸与されることにより身体機能の低下を助長し、廃用症候群※などを引き起こすおそれもあるため、利用者の自立支援の観点から必要性を考慮した適切な福祉用具の貸与が行われるよう、事業者やケアマネジャーに対する指導や支援に努めます。

※廃用症候群：病気やけがで安静にすることで体を動かす時間・強さが減り、体や精神にさまざまな不都合な変化が起こった状態をいいます。

⑫特定福祉用具購入費・特定介護予防福祉用具購入費

腰掛便座、入浴補助用具など6種類の福祉用具について、購入費の支給を行っています。

利用者がいったん全額を支払い、その後に申請をして保険給付分の支給を受ける償還払が原則ですが、利用者の負担を軽減するため、はじめから自己負担分のみ負担し、残りの保険給付分を利用者の同意に基づき事業所に直接支払う受領委任払も実施しています。

●特定福祉用具購入費・特定介護予防福祉用具購入費の利用実績及び計画

		実 績			計 画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護給付 要介護1～5	利用者数(人／月)	5	5	11	5	5	5
予防給付 要支援1・2		1	2	1	1	1	1

※令和5年度は見込み

- サービスの利用者数は一定の水準で推移しており、今後も同等程度の伸びが見込まれます。
- 貸与の場合と同様、販売された福祉用具が要介護（要支援）認定者の身体状況に適したものとなっているか検証し、適正給付に向けて事業者やケアマネジャーに対する指導や支援に努めます。

⑬住宅改修・介護予防住宅改修

自宅の廊下やトイレ等に手すりの取り付けや、段差を解消した場合等の住宅改修にかかった費用を支給しています。

利用者がいったん全額を支払い、その後に申請をして保険給付分の支給を受ける償還払が原則ですが、利用者の負担を軽減するため、はじめから自己負担分のみ負担し、残りの保険給付分を利用者の同意に基づき事業所に直接支払う受領委任払も実施しています。

●住宅改修・介護予防住宅改修の利用実績及び計画

		実 績			計 画		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
介護給付 要介護1～5	利用者数(人/月)	4	4	1	3	3	3
予防給付 要支援1・2		2	1	1	1	1	1

※令和5年度は見込み

- サービスの利用者数は一定の水準で推移しており、今後も同等程度の伸びが見込まれます。
- 手すりの取付けや段差解消などの住宅改修を行うことにより、利用者の今後の生活環境の改善が図られることが目的であることから、適正な改修が行われているかを把握し、必要に応じて事業者に対する研修・指導等を行います。
- ケアマネジャー、理学療法士等の専門職の意見を踏まえ、利用者が日常生活をどのように変えたいのかを導き出し、利用者にとって望ましい、適切な改修が図られるよう支援に努めます。

⑭特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

有料老人ホームや軽費老人ホーム（ケアハウス）等に入居の要介護（要支援）認定者が、ケアプランに基づく入浴、排せつ、食事など日常生活の介護や機能訓練を行い、能力に応じた生活が可能となるよう支援するサービスです。

●特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護の利用実績及び計画

		実 績			計 画		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
介護給付 要介護1～5	利用者数(人／月)	11	8	10	10	10	9
予防給付 要支援1・2		1	0	0	1	1	1

※令和5年度は見込み

○サービスの利用者数は一定の水準で推移しており、今後も高齢者の住まいの確保の観点や社会情勢等を踏まえて、同等程度の利用を見込みました。

○サービス利用者数はそれほど多くはないものの、有料老人ホーム・軽費老人ホーム等が新たに特定施設入居者生活介護事業所の指定を受ける場合も考慮した上で、サービス利用量の把握と適切な対応に努めます。

(2) 地域密着型サービスの見込量と提供体制

地域密着型サービスは、要介護状態となってもできる限り住み慣れた地域で生活を継続できるようにする観点から、身近な地域におけるサービスの利用と提供を考えたサービスです。原則として、事業者の指定・指導権限は保険者である市町村にあり、その市町村（保険者）の被保険者のみがサービスを利用することができます。

また、設定した日常生活圏域ごとにサービス量を見込むこととなりますが、本市では市全体を1つの日常生活圏域と設定しています。

①定期巡回・随時対応型訪問介護看護

要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら短時間の定期巡回型訪問と随時の対応を行うものです。

- 現在、本市に事業所はなく、サービス利用実績はありません。
- 居宅サービス等に代替サービスがあること、事業者の参入見込みがないことなどを勘案し、第9期計画期間においてもサービス基盤の整備は計画しておりません。
- 当面は、現在実施している訪問介護、訪問看護サービスでの対応を図り、必要に応じてサービス提供の基盤整備を検討します。

②夜間対応型訪問介護

夜間を含め24時間安心して生活できるように、夜間の定期巡回訪問、通報による訪問介護サービスを提供するものです。

- 現在、本市に事業所はなく、サービス利用実績はありません。
- 本サービスは地域密着型に位置づけられていますが、事業として安定的に運営していくためには、一定規模以上の利用者が必要です。本市においてはその規模を下回っていることや、豪雪のため冬季間かつ夜間のサービス提供が難しいことから、サービス提供は見込んでおりません。

③地域密着型通所介護

利用定員 19 人未満の小規模な通所介護事業所は、地域密着型サービスに位置づけられています。サービス内容は通所介護と同様で、食事、入浴等の介護サービス、介護・生活等に関する相談・助言、健康状態の確認や機能訓練を日帰りで行うサービスです。

●地域密着型通所介護の利用実績及び計画

		実 績			計 画		
		令 和 3年度	令 和 4年度	令 和 5年度	令 和 6年度	令 和 7年度	令 和 8年度
介護給付 要介護 1～5	利用回数(日数/月)	44	46	66	60	60	60
	利用者数(人/月)	3	3	5	4	4	4

※令和5年度は見込み

- 市内には事業所がないため、他市町村の事業所によりサービスが提供されています。
- 今後も一定の水準でサービス利用が推移することが見込まれることから、引き続き事業所との情報交換や運営指導により、十分なサービス供給とより質の高いサービスの確保に努めます。

④認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護

入浴・食事等のサービスだけでなく、日常生活を通じた機能訓練等が含まれているサービスで、認知症を有する要介護（要支援）認定者が対象となります。

- 現在、本市に事業所はなく、サービスの利用実績はありません。
- 本サービスを提供するにあたり、単独型による事業所の設置のほかに、入所施設や認知症高齢者グループホーム等への併設型、一般の通所介護事業所の一部を区切って併設する形態などが考えられますが、第9期計画期間におけるサービス基盤の整備は見込んでおりません。

⑤小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

「通い」を中心として、利用者の様態や希望に応じ、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせサービスを提供することで、在宅での生活継続を支援するサービスです。

●小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護の利用実績及び計画

		実 績			計 画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護給付 要介護1～5	利用者数(人/月)	2	1	1	1	1	1
予防給付 要支援1・2		1	1	1	1	1	1

※令和5年度は見込み

- 市内には事業所がないため、他市町村の事業所によりサービスが提供されています。
- サービスの利用者数は横ばい傾向で推移しており、今後も従来と同等程度のサービス利用を見込んでおります。

⑥認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

比較的安定した状態にある認知症の要介護（要支援）認定者を共同で生活できる場（住居施設）において受け入れ、入浴・排せつ・食事等の介護やその他の日常生活上の支援、機能訓練等のサービスを行います。

●認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護の利用実績及び計画

		実 績			計 画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護給付 要介護1～5	利用者数(人/月)	16	17	18	18	18	18
予防給付 要支援2		1	0	0	0	0	0

※令和5年度は見込み

- 軽中度の要介護認定者は、本サービスを利用することで症状改善に有効であると考えられるほか、認知症の本人や家族を地域で支える中心的なサービスであり、引き続き市内の事業所によるサービス提供を図ります。
- 本サービスについては、認知症という特性により利用者に対するサービス提供体制の評価が特に問われるため、運営指導の体制整備や適正実施の把握に努めます。
- 認知症高齢者の増加が見込まれる中で、支援の充実を図るためにも更なるサービス基盤の整備を考慮する必要がありますが、施設サービスの代わりとなって保険料の上昇を招く恐れもあるため、事業者と協議しながら慎重に検討を進めます。

⑦地域密着型特定施設入居者生活介護

指定を受けた入居定員が29人以下の介護付有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅などに入居している要介護認定者に対して入浴・排せつ・食事等の介護、その他必要な日常生活上の支援を行うサービスです。

○現在、本市に事業所はなく、サービス利用実績はありません。

○居宅サービスの区分において、同じ内容のサービスが提供されており、第9期計画期間において地域密着型でのサービス提供は見込んでおりません。今後、状況に応じて整備を検討します。

⑧地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（地域密着型特別養護老人ホーム）

定員が29人以下の特別養護老人ホームに入所している利用者に対して、入浴・排せつ・食事等の介護といった日常生活上の支援、機能訓練、療養上の支援を行うサービスです。

○現在、本市に事業所はなく、サービス利用実績はありません。

○今後については、在宅介護支援体制の充実に留意し、居宅サービスや他の地域密着型サービスの整備とのバランスを考慮して検討していきます。

⑨看護小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護と訪問看護の複数のサービスを組み合わせ、看護と介護サービスの一体的な提供により、医療ニーズの高い要介護者への支援を行うサービスです。

○現在、本市に事業所はなく、サービス利用実績はありません。

○居宅サービス等に代替サービスがあること、事業者の参入見込みがないことなどを勘案し、第9期計画期間においてはサービス基盤の整備は計画しておりません。

○当面は、現在実施している訪問介護、訪問看護サービスで対応していき、必要に応じてサービス提供の基盤整備を検討します。

(3) 居宅介護支援・介護予防支援の見込量と提供体制

①居宅介護支援・介護予防支援

介護支援専門員（ケアマネジャー）が要介護（要支援）認定者の心身の状況、そのおかれている環境等に応じて認定者の選択に基づき、適切な居宅介護サービスを多様な事業者から総合的かつ効率的に受けられるよう、居宅サービスの種類や回数などに関する介護サービス計画（ケアプラン）を作成し、提供するサービスを確保するために事業者等と連携・調整を行うサービスです。

●居宅介護支援・介護予防支援の利用実績及び計画

		実 績			計 画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護給付 要介護1～5	利用者数(人／月)	430	424	409	410	395	383
予防給付 要支援1・2		93	97	115	111	106	102

※令和5年度は見込み

- 要介護認定者を対象とする居宅介護支援は市内及び近隣の事業所、要支援認定者を対象とする介護予防支援は地域包括支援センターがサービス提供を行っており、今後も従来と同等程度のサービス利用を見込んでおります。
- 要介護（要支援）認定者の心身の状況や環境を把握し、本人や家族の意向が組み入れられ、利用者の自立支援に向けたケアプランが作成されていることが重要となります。そのため、ケアプランの妥当性を評価するとともに、ケアプランの評価を軸にした研修等を行い、ケアマネジャーの支援と資質向上を図ります。

(4) 施設サービスの見込量と提供体制

介護保険の施設サービスは、在宅での生活が困難な要介護認定者に、施設において生活支援を行うものです。

①介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

自宅で介護サービスを受けながら生活を続けることが困難な要介護認定者等を対象として、介護サービス（施設サービスの基準により行われる入浴、食事の支援等）を提供します。

●介護老人福祉施設の利用実績及び計画

		実 績			計 画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護給付 要介護 3～5	利用者数(人／月)	210	216	218	218	218	218

※令和5年度は見込み

※新規入所は原則として、要介護3以上の人が対象

- 市内3施設のほか、他市町村の施設への入所により、入所者数は一定の水準で推移し、今後も従来と同等程度のサービス利用を見込んでおります。
- 入所にあたっては、入所希望者本人や介護者等の状況により、施設ごとに入所指針に基づき点数化し、入所判定委員会で入所順位を決定します。
- 現在入所している方々に対する配慮として、サービスの質の確保と向上を事業者に対して働きかけ、待機者に対しては居宅サービスや地域密着型サービスを組み合わせることにより、居宅での生活を支援する体制づくりを推進します。

②介護老人保健施設

介護老人保健施設とは、症状が安定した要介護認定者等に対して、看護・医学的管理下における介護及び機能訓練、その他必要な医療並びに日常生活上の支援を行う施設です。

●介護老人保健施設の利用実績及び計画

		実 績			計 画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護給付 要介護1～5	利用者数(人/月)	108	105	104	104	104	104

※令和5年度は見込み

- 市内1施設のほか、他市町村の施設への入所により、入所者数は一定の水準で推移し、今後も従来と同等程度のサービス利用を見込んでおります。
- 病院等から在宅介護に移る中間施設ですが、介護老人福祉施設への待機者の入所、リハビリにより要介護度が改善されても自宅での自立生活が困難であるため入所を継続するといった利用もみられる状況です。中間施設の趣旨に沿った、リハビリテーションなどの本来的なサービスの必要性が高い方が優先的に利用できるよう入所の適正化に努めます。
- 介護老人保健施設の本来的な機能が発揮されるよう、施設退所から在宅生活への移行の促進を図り、生活支援サービスの充実に努めます。

③介護医療院

長期的な医療と介護の両方を必要とする要介護認定者に対し、「日常的な医学管理」や「看取りやターミナルケア」等の医療機能と、「生活施設」としての機能を提供できる施設です。

- 本市にサービス基盤はなく、サービス利用実績もなかったことから、第9期計画期間においてもサービスの利用は見込んでおりません。
- 介護療養型医療施設の廃止による転換先として、平成30年度に創設された施設サービスですが、必要に応じてサービス基盤の整備を検討します。

(5) サービスの質の向上と利用支援

1 サービスの質の向上

- ▶ 介護保険法に基づき、介護サービス事業者等に対し、介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬の請求等に関する事項について、周知徹底を図るため指導を行います。指導にあたっては、介護保険法に基づく運営指導のほか、講習等による集団指導を実施し、介護サービス事業所の適正な運営とサービスの質の確保に向け、効率的・効果的な指導に取り組めます。
- ▶ また、地域密着型サービスにおいては、市民にとって身近で、開かれたサービスであることが求められていることから、基準に定められる運営推進会議の開催状況について運営指導等を通じて把握し、適切な会議の開催・運営について引き続き指導します。

2 情報提供の充実と制度及びサービスの周知

- ▶ 事業者間の交流や情報交換を進める場を積極的に提供し、事業者の連携体制を強化していきます。加えて、事業者に対しては、福祉の理解や公的資金投入等の観点から、経営状況や待遇等の積極的な情報公開も自発的に行っていくよう、働きかけていきます。
- ▶ また、市の広報やホームページを活用し、高齢者に対する福祉サービスの分かりやすい情報提供や、介護保険制度、サービス内容の周知に努めます。
- ▶ 出前講座等により高齢者等へより分かりやすい説明を実施し、単身高齢者等で情報が届きにくい方への配慮に努めます。なお、ケアマネジャーと協力して、介護保険制度の内容だけではなく、介護サービス利用についても、より市民に分かりやすく情報を提供していきます。

3 低所得者への配慮

- ▶ 介護サービスが必要でありながら、経済的理由で利用できなかったり、制限したりすることがないように、個別の事情に応じて介護保険料や利用料の減免制度のほか、高額介護サービス費等の負担軽減制度の適切な運用を図ります。

4 苦情への対応

- ▶ これまで本市に寄せられた苦情や事故に関する情報について理解を深め、事業者と情報共有しておくことは、サービスを利用者が自ら選択し、契約したうえで利用する現在の制度では非常に重要です。発生の原因や解決のポイントについて理解を深め、利用者の確実な理解を促すことは苦情・事故の未然防止にとって有効です。県や国民健康保険団体連合会との連絡調整を図るとともに、地域包括支援センターや居宅介護支援事業所との連携を強化し、苦情に対する相談・援助体制の充実を図ります。

(6) 制度のよりよい運用

1 要介護認定の適正化

- ▶ 認定調査については、調査員に調査方法の解説を配布し、併せて調査基準の解釈と特記事項の書き方の平準化のため、調査方法と事例検討の研修等を実施し、調査基準や判断に個人差が生じないように努め、認定調査の適正化を図ります。
- ▶ 要介護認定を行う認定審査会において、適切かつ公平な認定が行われるよう、事務局となる行政職員や新たに審査会委員となる委員の研修会への参加により、認定審査会の適正化を図ります。

2 介護給付の適正化

- ▶ 介護保険制度の信頼性を高め、持続可能な制度を維持するためには、高齢者の自立支援と尊厳の保持を図りながらも、限られた財源と資源をより重点的・効率的に活用していくことが求められます。保険者の事務負担の軽減と効果的・効率的な事業の実施を図るため、給付適正化主要5事業が3事業に再編されたことを受け、主要3事業となる「要介護認定の適正化」、「ケアプランの点検」、「縦覧点検・医療情報との突合」について取り組みと目標を設定します。

3 事業者間の連携・調整

- ▶ 介護が必要となった利用者の生活を支えるためには、ケアマネジャーをはじめ、サービス提供事業所など様々な事業者間での連携が必要となります。引き続き、地域包括支援センターを中心に、事業者相互の情報交換、連携に取り組みます。

4 近隣市町村との連携

- ▶ 市は介護保険事業の運営主体であり、住民に最も身近な基礎的な地方公共団体として、保健医療サービスや福祉サービスの水準の向上を図る責務があります。
- ▶ 地域の資源を有効に活用するためにも、地域の実情に応じて近隣の市町村と連携し、在宅医療・介護連携や介護予防の推進、認知症施策や介護予防・生活支援サービスの充実など、地域包括ケアシステムの構築に取り組みます。

2 高齢者の権利擁護の推進

令和5年3月に厚生労働省が改定した「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について（高齢者虐待防止マニュアル）」をもとに、高齢者虐待の未然防止、早期発見・対応に向け、関係各機関等の連携協力体制を整備し、PDCAサイクルを活用した高齢者虐待防止の体制整備を推進します。

また、認知症または認知機能が低下した高齢者や身寄りのない高齢者の尊厳を保持しつつ、希望を持って暮らすことができるよう、意思決定支援や権利擁護のための成年後見制度の利用促進に向けた体制整備などを図ります。

（1）高齢者虐待防止対策の推進

- 高齢者虐待を未然に防ぎ、また早期発見から適切な事後対応を図るため、虐待に関する相談窓口の住民への周知徹底や介護関係者への虐待防止に資する研修の実施、虐待防止に関する制度等についての住民への啓発、介護関係者等へ的高齢者虐待防止法等についての周知に取り組みます。
- 包括的支援事業の権利擁護事業により、地域包括支援センターの社会福祉士を中心に、高齢者等の虐待を早期発見し、高齢者の権利侵害を防止するため、地域の関係者によるネットワークの構築に取り組みます。
- 高齢者虐待の早期発見・対応のため、地域包括支援センターを中心に市や関係機関等の連携によるネットワークの充実に努め、マニュアルに基づいた適切な支援を行います。
- 令和3年度介護報酬改定によって、介護サービス事業者では、①虐待防止委員会の開催、②指針の整備、③研修の定期的な実施、④担当者の配置が令和6年4月1日から義務化されます。これらの事業者だけでなく、有料老人ホーム等も含め、虐待防止対策を推進していきます。

（2）成年後見制度の利用促進

- 成年後見制度は、認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由により、物事を判断する能力が十分でない人の権利を守る支援者（後見人・保佐人・補助人）を家庭裁判所が選任し、本人を法律的に支援する制度です。支援を必要とする人の利用につながるよう制度の啓発と周知を図ります。
- 尾花沢市成年後見センターにおいて地域の関係機関と連携しながら成年後見制度の相談を受け、利用促進を図ります。
- ホームページや窓口等において、成年後見制度に関する情報を周知し、正しい知識の普及に努めます。

3 認知症施策の推進

本市では「認知症施策推進大綱」に基づき、「認知症の人ができる限り地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現」を目指し、「普及啓発・本人発信支援」、「予防」、「医療・ケア・介護サービス・介護者への支援」、「認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援」の4項目を中心に認知症施策を推進してきました。

今後はこれまでの方向性に合わせ、令和5年に成立した「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」に国での策定が定められている「認知症施策推進基本計画」の内容も踏まえて、認知症の人や家族の視点を重視しながら施策を推進していきます。

(1) 普及啓発・本人発信支援

- 認知症は皆にとって身近な病気であることを、普及・啓発等を通じて改めて社会全体として確認していきます。
- 地域の住民に認知症に対する正しい理解を促進するため、認知症の人を温かく見守る認知症サポーターの育成を図り、認知症にやさしいまちづくりに積極的に取り組みます。
- 医療機関等と連携を図りながら、認知症に対する理解を深めるための知識の普及・啓発を推進します。
- 地域のボランティア活動に参加する高齢者等に対して認知症の理解に関する研修を実施します。

・認知症サポーターの育成

地域の住民に認知症に対する正しい理解を促進するため、認知症の人を温かく見守る認知症サポーターの養成を図り、認知症にやさしいまちづくりに積極的に取り組みます。

引き続き、学齢期から正しい知識を身に付けていただくことが有効と考えられるため、小中学校を対象に実施を推進します。

●事業の実績と実施見込み

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
認知症キャラバンメイト(人)	45	47	48	49	50	51
認知症サポーター養成講座実施数(再掲:小中学校実施)	2(0)	1(0)	1(0)	2(1)	2(1)	2(1)
認知症サポーター合計人数(延べ数)	1,710	1,752	1,760	1,800	1,850	1,900

※令和5年度は見込み

(2) 認知症の予防

- 運動不足の改善、糖尿病や高血圧症等の生活習慣病の予防、社会参加による役割の保持や孤立防止等が、認知症予防有効である可能性が示唆されていることから、地域において高齢者が身近に通える老人クラブやサロン活動等の「通いの場」の充実を図ります。
- また、健康相談等の活動についても、認知症の発症遅延や発症リスク低減、早期発見・早期対応、重症化予防につなげるため推進していきます。

(3) 医療・ケア・介護サービス・介護者等への支援

- 早期診断・早期対応を軸に、「本人主体」を基本とした医療・介護等の有機的連携により、認知症の容態の変化に応じて、適時・適切に切れ目なく、その時の容態にもっともふさわしい場所で医療・介護等が提供される循環型の仕組みを実現します。

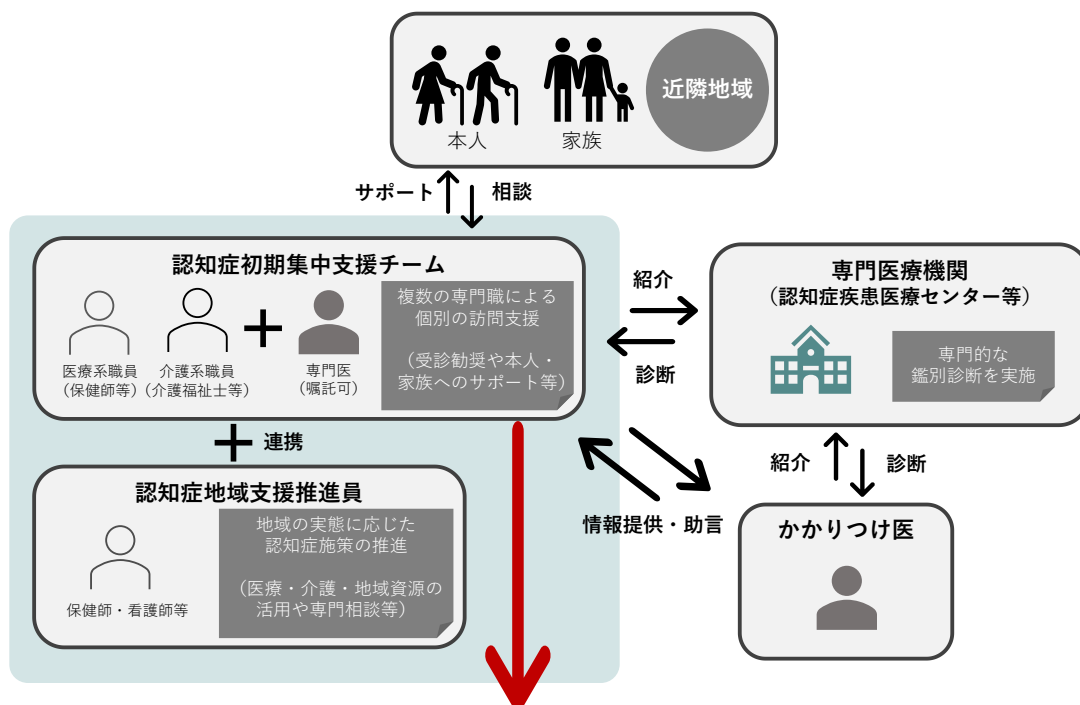
・認知症の早期発見・早期対応

認知症を発症した際には、早い段階で治療することによりその進行を遅らせることができるため、早期対応が重要となります。そのため、地域包括支援センターが民生委員などと連携して認知症の疑いのある人の早期発見に努め、専門医療機関へのつなぎ機能の充実を図ることで、早期受診までの道筋をつくります。保健・医療・福祉が有機的に結び付いた、認知症の予防・早期発見・早期対応に一貫して取り組む体制づくりに努めます。

・認知症地域支援推進員及び認知症初期集中支援チームの設置

保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者による、認知症の早期における症状の悪化防止のための支援、その他の総合的な支援を行います。

○認知症施策の推進体制図（認知症初期集中支援チームと認知症地域支援推進員）



～ 認知症初期集中支援チームの主な業務の流れ ～

- ①訪問支援対象者の把握
- ②情報収集（本人の生活状況や家族の状況など）
- ③アセスメント
（認知機能障がい、生活機能障がい、行動・心理症状、家族の介護負担度、身体の様子をチェック）
- ④初回訪問時の支援
（認知症への理解、専門的医療機関等の利用の説明、介護保険サービス利用の説明、本人・家族への心理的サポート）
- ⑤チーム員会議の開催
（アセスメント内容の確認、支援の方針・内容・頻度等の検討）
- ⑥初期集中支援の実施
（専門的医療機関等への受診勧奨、本人への助言、身体的ケア、生活環境の改善等）
- ⑦引き継ぎ後のモニタリング

・ 認知症地域支援推進員等設置事業

医療機関や介護サービス及び地域の支援機関をつなぐコーディネーターとしての役割を担う認知症地域支援推進員を配置して、今後は、当該推進員を中心に認知症関連事業の推進を図ります。

●事業の実績と見込み

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
認知症地域支援推進員（人）	3	4	4	4	4	4

※令和5年度は見込み

・認知症ケアパスの普及

認知症の人が、認知症を発症したときから、生活機能障がいが増進していく中で、その進行状況に合わせて、「いつ」「どこで」「どのような」医療・介護サービスを受ければよいのかを標準化した認知症ケアパスを作成します。

ケアパスの普及に努め、認知症の人や家族が早期に適切な対応できるよう理解の促進を図ります。

・認知症ケア向上事業

地域包括支援センター、ケアマネジャー、介護サービス事業所、医師等の認知症施策を中心的に担う専門職を対象とし、認知症や認知症の医療・介護に関する専門的な知識及び技術の習得を目的とする研修会を実施します。

認知症地域支援推進員等を中心に、認知症の人とその家族に対する支援を推進します。

事業内容

- 病院・介護保険施設などでの認知症対応力向上
- 介護保険施設や介護事業所などでの在宅生活継続支援
- 認知症の人の家族に対する支援
- 認知症ケアに携わる多職種協働研修

・「チームオレンジ」の設置に向けた検討

認知症の人が自分らしく過ごせるよう、地域で継続的な支援の取組を行う「チームオレンジ」の設置に向けた検討をし、認知症と思われる初期の段階からの心理面・生活面への支援の推進に努めます。

・認知症高齢者の権利擁護

認知症により判断能力が低下した方への支援策として、虐待防止、成年後見制度や地域福祉権利擁護事業の利用促進、消費者被害防止のための取り組みを関係機関の連携のもと推進していきます。

・認知症の人の介護者への支援

認知症の人の介護者への支援を行うことは、認知症の人の生活の質の改善にも繋がるため、家族など介護者の精神的身体的な負担の軽減や、生活と介護の両立を支援する取り組みを推進します。また、認知症の人を介護する家族同士が交流できる場を設けることで、同じような悩みや苦勞を話し合える機会をつくり、介護する家族の支援を図ります。

・地域の見守り体制の充実

地域における見守りネットワーク体制を充実し、必要な場合にはその初期において認知症地域支援推進員や地域包括支援センターなど専門機関につなぐなど、認知症の人に対して適切な支援が行われるよう取り組みます。

本市では、あらかじめ徘徊等のおそれのある高齢者を福祉課に登録し、万が一行方不明になった際、早期に発見・保護できるよう支援する、「尾花沢市徘徊高齢者等支援事業」（おうちにかえろう事前登録）を、平成26年度から継続して実施しております。

警察や関係機関とも連携し、高齢者本人の安全確保はもちろん、家族の心配や負担を軽減するため、事業の周知に努めるとともに、必要な方の登録を促進します。

●尾花沢市徘徊高齢者等支援事業の実績と利用見込み

	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
延べ登録者数（人）	71	77	84	90	95	100

※令和5年度は見込み

（４）認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援

・認知症バリアフリーの推進

生活の支援（ソフト面）、生活しやすい環境（ハード面）の整備、就労・社会参加支援及び安全確保を行い、官民が連携した認知症施策の取組を推進することで、認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくりを推進します。

・若年性認知症の本人や家族への支援

65歳未満で発症する認知症を「若年性認知症」といいます。若年性認知症の方は、就労や生活費等の経済的問題が大きいことなどから、県の若年性認知症支援コーディネーターと連携し、居場所づくり等の様々な分野にわたる支援を総合的に講じていきます。

4 防災対策・災害・感染症対応等の充実

近年の災害の発生状況や、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、介護事業所等との協働のもとで、防災や感染症対策についての周知啓発、研修、訓練の実施、災害や感染症等発生時に必要な物資の備蓄・調達・輸送体制の整備、関係団体と連携した災害・感染症発生時の支援・応援体制の構築など推進します。

(1) 災害と感染症対策の基盤整備

- 災害等が発生した場合に、初動時の迅速な情報収集、応急対策を行うための指揮系統の確立、関係機関との調整等が必要であることから、災害対応を全庁的な体制で実施し、首長が適切な意思決定を行う体制を構築します。また、高齢者施設等で感染症が発生した場合に適切な対応を行うことができるよう、関係機関の連携を強化していきます。
- 自然災害が頻発化・激甚化する中で、「新しい生活様式」を踏まえて平時から感染予防を意識した災害への備えを行うこと（自助）や、避難所以外の避難先（安全な親類・知人宅など）を検討しておくこと（共助）などの普及啓発を行うとともに、近隣市町村と連携して避難所の感染予防対策を講じ（公助）、災害時における感染症対策の周知・啓発を推進します。
- 災害や感染症が発生し、市単独では応急対策が困難なときは、県、他市町村、民間、自衛隊及び防災関係機関等の協力を得て応急対策を行い、災害・感染症拡大の抑止に務めます。なお、市は事前に県内外市町村等と相互応援協定を締結し、災害発生時の応援協力体制を構築します。
- 感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を維持していくため、備えが講じられているかを定期的に確認するとともに、介護サービス事業者を対象に業務継続に向けた研修や訓練を実施し、必要な助言及び適切な援助を行います。また、感染症や災害の発生時は県や県内外市町村等と連携し、介護サービス継続のために必要な支援を行います。

(2) 災害時要援護者避難支援台帳の整備

- ひとり暮らしの高齢者や障がい者などの避難に支援が必要な方（災害時要援護者）を地域全体で支えることが求められることから、災害時要援護者避難支援台帳の整備と活用を図ります。
- 地域住民、消防団及び自主防災会等との連携並びに情報の共有化を図り、災害発生時の安否確認及び避難誘導等、迅速・的確に対応するための体制づくりに努めます。

(3) 災害要配慮者避難支援個別計画の作成

- 地震などの自然災害時において、ひとり暮らし高齢者や障がいのある方などの、自力で避難することが困難な方に、安否確認等の支援活動を迅速かつ的確に行えるように、災害要配慮者避難支援個別計画の作成を検討します。
- マニュアルにより、地域防災を担う自治会長、民生委員・児童委員、社会福祉協議会などの関係機関が連携し、避難支援体制の整備や確実な安否確認、円滑な避難誘導等ができる地域体制の構築を目指します。

(4) 地域の防火・防災対策の推進

- 地域防災計画に基づき、高齢者の防火・防災の意識高揚を図り、地域住民、自主防災会、消防団等による救助体制の確立を図ります。
- 防火・防災講習会の開催、住宅用火災警報器設置、家具転倒防止対策の推進を図り、地区単位の防災訓練への参加を促します。

(5) 高齢者のための防犯・交通安全対策

- 高齢者の犯罪被害や交通事故をなくすことを目指し、高齢者が被害に遭わないように自己防衛を図ることのできる情報提供や講習会等を通じて、高齢者のための防犯・交通安全対策を推進します。
- 高齢者のみならず全ての市民の生活が安心して快適であるために、警察や各種関係機関と連携を深め、総合的かつ計画的に防犯・交通安全対策を推進します。

第2章 元気でいきいきと生活できること

1 介護予防・日常生活支援総合事業の推進

地域支援事業とは、高齢者が要介護状態になることを予防するとともに、要介護状態となった場合においても、住み慣れた地域で日常生活を送れるよう支援するための仕組みであり、「介護予防・日常生活支援総合事業」、「包括的支援事業」、「任意事業」の3つによって構成されています。

このうち「介護予防・日常生活支援総合事業」では、65歳以上の高齢者の多様なニーズに対して、地域においての生活支援の充実や高齢者の社会参加・支え合い体制づくり、介護予防の推進に努めています。

また、介護予防に関する情報提供をし、身近な場所での普及・啓発を図ります。

(1) 介護予防・生活支援サービス事業

介護予防・生活支援サービス事業は、要支援者や基本チェックリスト該当者に対して、要介護状態等となることの予防、要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止、地域における自立した日常生活の支援を実施することにより、一人ひとりの生きがいや自己実現のための取り組みを支援し、活動的で生きがいのある生活や人生を送ることができるように支援します。

介護予防・生活支援サービス事業は、以下の4つのサービスから構成されます。

〈1〉訪問型サービス

訪問介護	従来の介護予防訪問介護に相当するサービス
訪問型サービスA	人員等を緩和した基準による生活援助等のサービス
訪問型サービスB	住民主体の自主活動として行う生活援助等によるサービス
訪問型サービスC	保健師やリハビリテーション専門職等が行う、体力改善やADL・IADLの改善に向けた短期集中予防サービス
訪問型サービスD	移送前後の生活支援サービス

●訪問型サービスの実績と見込み

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問介護 (事業対象者、要支援1・2)	利用件数 (件数/月)	34	28	36	36	36	36
訪問型サービスB (事業対象者、要支援1・2)	利用件数 (件数/月)	6	5	2	5	5	5

※令和5年度は見込み

〈2〉通所型サービス

通所介護	従来の介護予防通所介護に相当するサービス
通所型サービスA	人員等を緩和した基準による運動・レクリエーション等のサービス
通所型サービスB	住民主体の体操や運動等の活動をする自主的な通いの場によるサービス
通所型サービスC	保健師やリハビリテーション専門職等が行う、運動器の機能向上や栄養改善等の短期集中予防サービス

●通所型サービスの実績と見込み

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
通所介護 (事業対象者、要支援1・2)	利用件数 (件数/月)	136	117	135	135	135	135
通所型サービスB (事業対象者、要支援1・2、一般)	利用件数 (件数/月)	12	14	18	20	20	20

※令和5年度は見込み

〈3〉その他の生活支援サービス

栄養改善を目的とした配食	栄養改善を目的とした配食や、一人暮らし高齢者に対する見守りとともに配食を行います。
住民ボランティア等が行う見守り	住民ボランティア等が行う定期的な見守り訪問による、安否確認及び緊急時の対応を行います。
訪問型サービス、通所型サービスに準じる自立支援	地域における自立した日常生活の支援に資するサービスとして、訪問型サービス及び通所型サービスの一体的提供を行います。

〈4〉介護予防ケアマネジメント

自立支援のための身体的・精神的・社会的機能の維持向上を目的に、地域包括支援センターの保健師等が中心となって、個々の状態に応じた介護予防ケアプランを作成し、効果的に介護予防を進めます。

●介護予防ケアマネジメントの実績と見込み

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護予防ケアマネジメント (事業対象者、要支援1・2)	利用件数 (件数/月)	64	61	61	65	65	65

※令和5年度は見込み

(2) 一般介護予防事業

一般介護予防事業では、65歳以上の支援を必要としない元気な高齢者を含むすべての高齢者に対して介護予防活動を行うことで、地域における自立した日常生活を維持し、健康で自分らしい暮らしの実現を目指します。

〈1〉介護予防普及啓発事業

- 高齢者とその家族に対して、要介護状態に陥ることなく健康で自立した生活を送るため介護予防に関する意識の向上に努めます。
- 介護予防に役立つ基本的な知識の普及啓発のため、パンフレットの配布をはじめ、講演会や相談会、イベント、介護予防教室等を実施し、介護予防に関連する体力増進と健康づくり、口腔機能の維持・向上、認知症などの正しい知識と理解の普及・啓発を図ります。

●介護予防普及啓発事業の実績と実施見込み

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
①パンフレット等	配布枚数(枚)	1,400	1,218	1,500	1,500	1,500	1,500
②講演会等※1	開催回数(回)	3	4	3	4	4	4
	参加延人数(人)	14	30	25	30	30	30
③相談会等※2	開催回数(回)	12	12	12	12	12	12
	参加延人数(人)	88	86	90	90	90	90
④イベント等※3	開催回数(回)	0	1	1	1	1	1
	参加延人数(人)	0	19	20	50	50	50
⑤介護予防教室※4	開催回数(回)	147	112	120	120	120	120
	参加延人数(人)	1,429	1,188	1,200	1,200	1,200	1,200
計	開催回数(回)	162	129	136	137	137	137
	参加延人数(人)	1,531	1,323	1,335	1,370	1,370	1,370

※令和5年度は見込み

※1 講演会事業 : 各種介護予防講演会

※2 健康相談事業 : 健診結果説明会、健康相談等

※3 イベント : 健康フェスタ、介護の日

※4 介護予防教室 : おたっしや教室・出張おたっしや教室・70歳健康教室(令和4年度まで実施)
・各種介護予防事業等

〈2〉介護予防把握事業

- 地域の実情に応じて収集した情報等の活用により、閉じこもり等の何らかの支援を要する者を把握し、介護予防活動へつなげる事業です。
- 効率的な情報収集に努め、介護予防を必要とする高齢者の早期把握と事業等の利用支援に努めます。

●介護予防把握事業の実績と見込み

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護予防の 必要者数（人）	4	8	2	5	5	5

※令和5年度は見込み

〈3〉地域介護予防活動支援事業

- 地域活動組織等へ介護予防に対する取り組みの紹介や、介護予防に関するボランティア等の人材育成の研修等を通じて、地域における自発的な介護予防に資する活動の育成・支援を行います。

いきいき百歳体操等の自主的な活動の普及

介護予防について、地域活動組織等が主体的に取り組めるよう、いきいき百歳体操等のツールを活用して、活動の立ち上げや継続に関して支援します。

〈4〉地域リハビリテーション活動支援事業

- 地域における介護予防の取り組み機能を強化し、自立支援に資するために、通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民主体の通いの場等へのリハビリテーション専門職等の関与を促進します。

●地域リハビリテーション活動支援事業の実績と見込み

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
リハビリテーション職 （理学療法士等） 協力人員（延人数）	42	46	46	46	46	46

※令和5年度は見込み

〈5〉一般介護予防事業評価事業

- 介護保険事業計画に定める目標値の達成状況等の検証を行い、一般介護予防事業の事業評価を行います。

(3) 健康づくり・介護予防と社会参加促進の一体的推進

高齢者にとっての社会参加は、いつまでもいきいきと暮らしていくための重要な要素であり、心身の健康や介護予防とも密接に関連します。

高齢者が身近な場所で健康づくりや介護予防事業の活動に参加できるようにすることで、介護予防・重度化防止や疾病予防・重症化予防の促進を目指すとともに、活動への参加から社会参加を促進し、地域の支え合いや繋がりの中で自立した生活を送ることができる環境づくりを推進していきます。

〈1〉高齢者の健康づくり（健康増進事業）

○高齢者を含む 40 歳以上の方を対象とした健康づくりのための事業（健康増進事業）を実施します。

○各保健事業の名称と内容

事業名	事業内容
①健康手帳交付	特定健康診査・保健指導などの記録、その他健康保持のために必要な事項を記載し、自らの健康管理と適切な医療に資するものです。60 歳の節目の方に配付すると共に、随時必要な方に交付しています。
②健康教育	本事業を通じて生活習慣病の予防その他の健康に関する事項について正しい知識の普及を図ることにより、「自らの健康は自らが守る」という認識と自覚を高め、健康の保持増進を図ります。
③健康相談	心身の健康に関する相談に応じ必要な指導助言を行い、家庭における健康管理を支援します。
④訪問指導	療養上の保健指導が必要であると認められた者及びその家族に対して、保健師などが訪問して、その健康に関する問題を総合的に把握し、必要な指導を行うことにより、心身機能の低下の防止と健康の保持増進を図ります。
⑤歯周疾患検診	高齢期における健康を維持し、食べる楽しみを享受できるよう、歯の喪失を予防するため 40, 50, 60, 70 歳を対象に歯周疾患検診を実施しています。
⑥骨粗鬆症検診	骨粗鬆症は骨折などの基礎疾患となり、高齢社会の進展によりその増加が予想されることから、早期に骨量減少者を発見し、骨粗鬆症を予防するため、骨粗鬆症検診を実施しています。対象は、40, 45, 50, 55, 60, 65, 70 歳の女性の方です。
⑦肝炎ウイルス検診	肝炎対策の一環として、肝炎ウイルスに関する正しい知識の普及と、肝炎ウイルスの感染状況を認識し、肝炎による健康被害を回避し、進行を遅延させることを目的に肝炎ウイルス検診を実施しています。対象は、満 40 歳以上で過去に検診を受けたことのない方です。
⑧各種がん検診	がんの早期発見・早期治療のため、40 歳以上を対象に、胃がん、肺がん、大腸がん、子宮がん、乳がん検診を実施しています。ただし、子宮がん検診は 20 歳以上の方です。

●健康増進事業（健康増進法第17条第1項に基づく）の実績と実施見込み

			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
①健康手帳交付		40歳以上(人)	246	192	180	180	180	180
②健康教育	集 団 健康教育	回 数(回)	38	57	57	57	57	57
		実施延人数(人)	886	1,628	1,628	1,600	1,600	1,600
③健康相談	重 点 健康相談	回 数(回)	3	2	2	2	2	2
		実施延人数(人)	47	17	17	20	20	20
	総 合 健康相談	回 数(回)	8	10	10	10	10	10
		実施延人数(人)	17	23	23	20	20	20
④訪問指導		訪問指導実人数 (人)	7	8	8	8	8	8
		訪問指導延実人数 (人)	12	11	11	10	10	10

※令和5年度は見込み

●健康増進事業（健康増進法第19条第2項に基づく）の実績と実施見込み

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
⑤歯周疾患検診	対象者数(人)	897	811	801	800	800	800
	受診者数(人)	36	14	36	30	30	30
	受診率(%)	4.0	1.7	4.5	3.8	3.8	3.8
⑥骨粗鬆症健診	対象者数(人)	270	258	251	250	250	250
	受診者数(人)	52	24	30	30	30	30
	受診率(%)	19.3	9.3	12.0	12.0	12.0	12.0
⑦肝炎ウイルス健診	受診者数(人)	108	96	100	100	100	100
⑧各種がん検診	胃がん(人)	1,550	1,483	1,350	1,350	1,350	1,350
	子宮がん(人)	908	796	800	800	800	800
	乳がん(人)	911	902	900	900	900	900
	大腸がん(人)	2,730	2,736	2,700	2,700	2,700	2,700
	肺がん(人)	2,741	2,851	2,700	2,700	2,700	2,700

※令和5年度は見込み

〈2〉高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施

これまで医療保険者による保健事業と介護予防事業は別々に実施されており、健康状況などの課題が一体的に対応できないという制度上の課題がありました。このため、国の法律も改正され市町村が高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施するための体制が整えられました。

これを受けて、本市でも令和5年度より、山形県後期高齢者広域連合から市が事業を受託し「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施」に取り組んでおります。令和6年度以降も引き続き高齢者が地域で健康的な生活を送れるよう事業に取り組んでまいります。

○高齢者に対する個別的支援（ハイリスクアプローチ）

低栄養や口腔機能、運動機能低下等の個別に支援が必要なハイリスクの方へ保健師等が相談、保健指導等を行います。

○通いの場等への積極的関与（ポピュレーションアプローチ）

高齢者の通いの場等において、運動・栄養・口腔等の健康教育・健康相談を行い、フレイル予防に取り組みます。

2 生きがいづくり・社会参加のための環境づくり

〈1〉老人クラブ活動の支援

○老人クラブは、おおむね60歳以上の高齢者を対象とした同一小地域に居住する者により組織される自主的な活動組織です。

○健康・奉仕・友愛の三大運動を基本に、①友愛訪問、②清掃奉仕事業、③地域見守り事業、④教養講座開催事業、⑤スポーツ活動事業を行います。

○参加の輪がさらに広がるよう、老人クラブ活動の広報などをさらに充実させるとともに、誰もが気軽に自発的に参加できる老人クラブづくりを推進します。

●老人クラブの活動状況

	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
クラブ数	31 団体	31 団体	28 団体
会員数	1,135 人	1,072 人	950 人
加入率	15.0%	14.5%	13.0%

※各年度末現在

〈2〉サロン活動の促進

- 高齢者のふれあいや交流の場づくりを目的として、社会福祉協議会が事務局として、各地区の民生委員や自治会を主体に公民館等で実施するサロン活動を促進します。
- 高齢者を年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、市民主体の運営の集いの場の充実を図ります。

〈3〉生涯学習、スポーツ・レクリエーション活動の推進

- 人によって生きがいとなることはさまざまであることから、多くの高齢者の社会参加の促進を目指し、趣味、学習、仲間とのスポーツ・レクリエーションなどの多様な活動機会の充実を図ります。

〈4〉就労の促進

- 働くことを生きがいとする高齢者はもちろん、収入を確保することを目的として就労を希望する人のためにも、高齢者の就労支援の充実を図ります。

○高齢者の生きがいづくり・社会参加の主な事業

1	老人クラブ活動の支援												
＊地域における高齢者同士の交流を促進するため、老人クラブの育成と活動支援を図ります ◎老人クラブ連合会の事業内容 <table> <tr> <td>①会報の発行</td><td>会報「丹生川」随時発行</td></tr> <tr> <td>②各種健康スポーツ大会の開催</td><td>レクリエーション (グラウンド・ゴルフ、輪投げ、ゲートボール大会等)</td></tr> <tr> <td>③単位クラブの活動支援</td><td>各クラブ社会奉仕活動等への支援</td></tr> <tr> <td>④県老連事業等への参加</td><td>県総会、北村山地区グラウンド・ゴルフ大会等</td></tr> <tr> <td>⑤市事業等への積極的参加支援</td><td>健康フェスタ等</td></tr> <tr> <td>⑥単位クラブ間の連絡調整</td><td>定期役員会等の開催 単位老人クラブと地区小中学校行事と交流</td></tr> </table>		①会報の発行	会報「丹生川」随時発行	②各種健康スポーツ大会の開催	レクリエーション (グラウンド・ゴルフ、輪投げ、ゲートボール大会等)	③単位クラブの活動支援	各クラブ社会奉仕活動等への支援	④県老連事業等への参加	県総会、北村山地区グラウンド・ゴルフ大会等	⑤市事業等への積極的参加支援	健康フェスタ等	⑥単位クラブ間の連絡調整	定期役員会等の開催 単位老人クラブと地区小中学校行事と交流
①会報の発行	会報「丹生川」随時発行												
②各種健康スポーツ大会の開催	レクリエーション (グラウンド・ゴルフ、輪投げ、ゲートボール大会等)												
③単位クラブの活動支援	各クラブ社会奉仕活動等への支援												
④県老連事業等への参加	県総会、北村山地区グラウンド・ゴルフ大会等												
⑤市事業等への積極的参加支援	健康フェスタ等												
⑥単位クラブ間の連絡調整	定期役員会等の開催 単位老人クラブと地区小中学校行事と交流												
2	サロン活動												
ふれあいいきいきサロン「なかよしお茶飲み会」													
3	高齢者スポーツ事業												
熟年スキー大会													
4	尾花沢市シルバー人材センター												
＊就労を希望する高齢者に対し、個人の能力や技能、適性に応じた仕事を紹介します ＊就労を希望する高齢者に対してはシルバー人材センターへの登録を促進します													

〈5〉老人福祉センターの活用

- 高齢者の介護予防や日常生活支援のための多様な活動を展開する上で、老人福祉センター「東光館」を拠点施設と位置付け、有効な活用を図ります。
- 東光館において、ボランティア活動等の地域福祉活動、高齢者や障がい者等の研修や交流、福祉に関する相談や情報提供、ふれあいデイサービスの企画・調整等を行います。
- 東光館において、地域支援事業の一般介護予防事業として、運動器の機能向上、口腔ケア、認知機能の向上等の教室、高齢者が要介護状態にならないための介護知識や介護方法の普及事業などを実施します。

○本市の主なボランティア団体・組織等の活動○

*令和5年12月現在、ボランティア連絡協議会加盟団体のみ

1	ボランティア連絡協議会
	・施設訪問 ・健康イベントへの協力
2	尾花沢市商工会女性部
	・施設訪問 ・研修イベントへの協力
3	尾花沢地区婦人会
	・施設訪問 ・食事ボランティア ・各種イベントへの協力
4	尾花沢市母子寡婦福祉連合
	・施設ボランティア ・子ども食堂
5	尾花沢市老人クラブ連合会
	・相談交流ボランティア ・各種イベントへの協力 ・友愛活動
6	尾花沢市民生委員児童委員協議会
	・各種イベントへの協力
7	尾花沢市身体障害者福祉協会
	・健康イベントへの協力 ・友愛活動 ・障がい者スポーツの斡旋
8	たんぽぽ会
	・施設ボランティア ・NPO 法人はながさのボランティア ・各種イベントへの協力

9	人形劇サークル「ふきのとう」
	・施設、小学校訪問 ・人形劇等の公演 ・図書館でのお話会
10	JAみちのく村山 尾花沢地区女性部
	・各種イベントへの協力
11	尾花沢市更生保護女性会
	・各種イベントへの協力 ・相談、交流ボランティア ・施設ボランティア
12	ふくらむ会
	・ひとり暮らし弁当づくり ・環境ボランティア ・交流ボランティア
13	尾花沢市むかしを語る会「いろり」
	・むかし話の講演 ・各種研修、イベントへの協力
14	悠美会
	・各種研修、イベントへの協力 ・施設ボランティア
15	福祉ネットワークづくり連絡会
	・ひとり暮らし、虚弱高齢者宅の除雪 ・家事援助 ・見守りボランティア
16	高校生ボランティアサークル「風ぐるま」
	・施設ボランティア ・各種イベントへの協力
17	ボランティアサークル りぼん
	・保育園訪問 ・各種イベントへの協力 ・街頭募金活動
18	ボランティア団体「はなみずき」
	・地区活動へのボランティア

3 多様な生活支援の展開

高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう、加齢による身体能力の低下等で生じる日常生活での様々な困難の解消や高齢者を介護する家族への支援、また高齢者の人権侵害や虐待、認知症等による金銭管理や契約における被害を防止する観点から、市民の協力を得ながらそれぞれのニーズに合った生活支援サービスの提供体制の充実を図ります。

また、高齢者が他の高齢者のためにボランティア活動等で生活支援サービスの担い手となることで、高齢者の生活支援体制の充実・強化と高齢者の社会参加の推進を一体的に推進していきます。

(1) 生活支援に資する地域支援事業の推進

- 包括的支援事業として、権利擁護事業を実施します。
- 任意事業として、家族介護支援事業、成年後見制度利用支援事業を実施します。
- 地域における介護予防・生活支援サービス等の体制整備に努めるとともに、地域の関係者間のネットワーク構築、既存の取り組みや組織などの活用、サービスの結びつけ、新たな資源の発掘などに取り組みます。
- 高齢者の社会的活動への参加は高齢者自身の生きがいや介護予防にもつながるため、生活支援サービス提供、地域の支え合い体制づくりにおける積極的な役割発揮を促進します。

(2) 生活支援サービスの実施

- 高齢者が住み慣れた地域で生活をするためには、それぞれの高齢者のニーズに合った生活支援が必要です。
- 本市では、高齢者の安心で快適な生活を実現するために必要な生活支援サービスの充実を図ります。

○主な生活支援サービス○

1	福祉有償運送（リフト車）事業
*寝たきりや常時車いすを使用し歩行困難な在宅高齢者の方を対象に、リフト付車両を運行し利用者居宅と医療機関や福祉施設等の区間を送迎します。（尾花沢市社会福祉協議会）	
2	在宅福祉サービス生活管理指導短期宿泊事業
*環境上の理由などにより、自宅での生活が困難な方（介護保険対象者を除く）を対象として、養護老人ホームに短期宿泊させ、生活管理指導を行います。	
3	除雪サービス事業
*ひとり暮らし高齢者あるいは高齢者のみの世帯で自力での除雪が困難でかつ近親者からも援助がない方を対象に、除雪費用の一部を補助します。	
4	緊急通報サービス事業
*ひとり暮らし高齢者等を対象に、日常生活の緊急事態に備え、緊急用の警報装置の整備を図り、日々の安心を確保します。	
5	日常生活用具の貸与事業
*在宅での寝たきり高齢者等の介護が容易となるよう、車いす等の貸し出しを行います。（尾花沢市社会福祉協議会）	
6	障害者社会参加移動促進事業
*心身または知的の障がい有する方を対象に、積極的な社会参加と生活圏の拡大を図り、利便性の向上と在宅での生活を支援するため、以下の事業を実施しています。 ①福祉タクシー券 ②給油券 ③リフト付きタクシー券	
7	人工透析患者通院交通費助成事業
*交通機関（自家用車を含む）を利用して、通院による人工透析療法を受けている腎臓機能障がい者の方々を対象に、通院に要する経費を助成します。	
8	高齢者社会参加促進事業
*高齢者の社会参加と生活圏域の拡大を図ることにより、利便性の向上と在宅での生活を支援するため、以下の事業を実施しています。 ①高齢者おもいやりタクシー券 ②リフト付きタクシー券	
9	意思疎通支援事業
*聴覚障がい者の方等が、意思疎通を図るうえで支障があるときに、手話通訳者や要約筆記奉仕員を派遣し、聴覚障がい者等の方の社会参加の促進や福祉向上を図ります。	
10	いきいきネットワーク事業
*各地区区長会、民生委員や地域のボランティアなどが、高齢者や心身障がい者などの家庭を訪問し、生活の援助を行います。（尾花沢市社会福祉協議会）	

第3章 地域の支え合いの中で生活できること

1 地域共生社会の実現に向けた取組

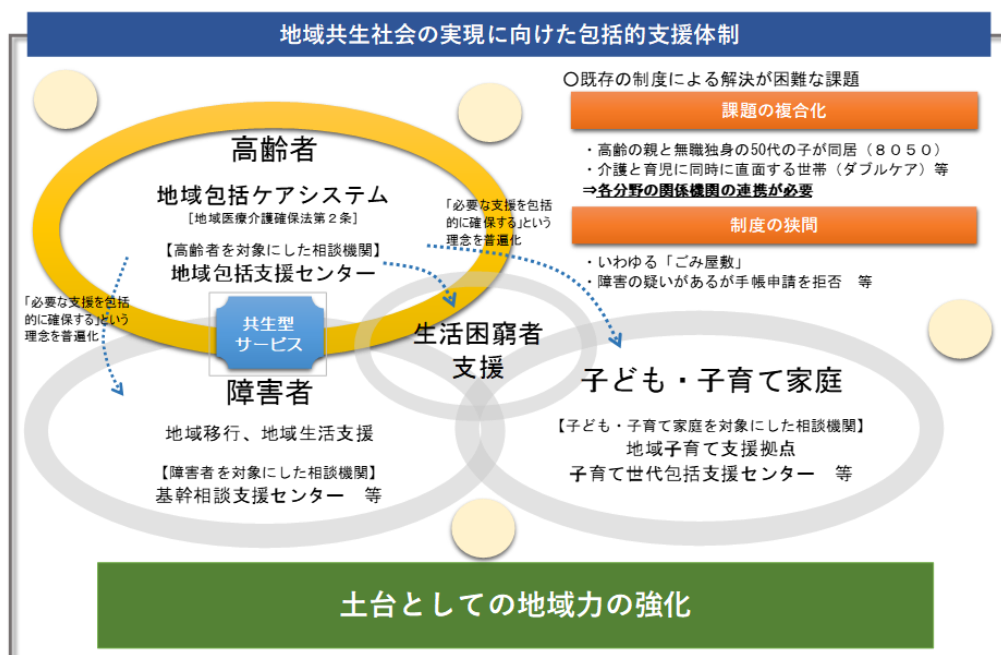
地域共生社会とは、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を指します。

現在は高齢化や人口減少等の影響により、地域の相互扶助や家族同士の助け合い等、人々の繋がりが弱まりやすい状況となっています。この繋がりを再構築し、複合的な問題を抱えた場合でも、誰もが役割を持ち、認め合い、支え合うことで、本人らしい生活を送ることができるような社会を目指していくことが求められています。

また、高齢者の介護ニーズを含め、多様化・複雑化する福祉ニーズに対応していくために、公的支援や医療・介護・福祉の専門職による支援とともに、地域住民同士の支え合いや見守りの環境を整え、地域におけるセーフティネットを充実していくことが重要となります。

本市では、地域共生社会の実現に向けた地域づくりに対して主体的に取り組むことに加え、包括的な支援体制の構築等の社会福祉基盤の整備と医療と介護の連携強化、さらに医療・介護の情報基盤の一体的な整備による地域包括ケアシステムの一層の推進に一体的に取り組んでいきます。

●地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制



(1) 地域包括ケアシステムの推進

地域包括ケアシステムとは、本格的な高齢社会において、高齢者が介護や支援が必要な状態になっても、住み慣れた地域で安心して暮らし続けていけるよう、地域全体で高齢者を支えるため、保健・医療・福祉の関係者をはじめ、地域の各種団体や住民が連携し、「①介護、②予防、③医療、④住まい、⑤生活支援」の5つのサービスを一体化して提供していく地域づくりを指し、それぞれの地域特性に応じた地域包括ケアシステムを市町村や県が構築していくことが必要とされています。

今後高齢化が一層進展する中で、高齢者の地域での生活を支える地域包括ケアシステムは地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤となり得るものといえます。

これまでの介護保険制度においても、地域包括ケアシステムを推進する観点から、共生型サービスや生活支援、介護予防、認知症施策などの地域づくりに関係する取組を進めてきました。今後は、包括的な支援体制の構築等の社会福祉基盤の整備とあわせて医療と介護の連携強化や医療・介護の情報基盤の一体的な整備による地域包括ケアシステムの一層の推進、地域づくり等への一体的な取組から地域包括ケアシステムを推進し、地域共生社会の実現を図っていきます。

2 包括的支援事業・任意事業の推進

本市では、地域包括ケアシステムの推進に向けて、高齢者の社会参加・介護予防に向けた取組、配食・見守り等の生活支援体制の整備、在宅生活を支える医療と介護の連携及び認知症の方への支援の仕組み等を一体的に推進しながら高齢者を地域で支えていく体制を構築するため、「介護予防・日常生活支援総合事業」、「包括的支援事業」、「任意事業」の3事業から構成される地域支援事業の実施を推進しています。

地域支援事業のうち「包括的支援事業」では地域包括支援センターにおける総合的な相談支援等、地域の高齢者を包括的に支援するための取組を実施し、「任意事業」では地域の実情に寄り添った多様な支援を行うことで、より有効で持続可能な介護サービスの提供を目指しています。

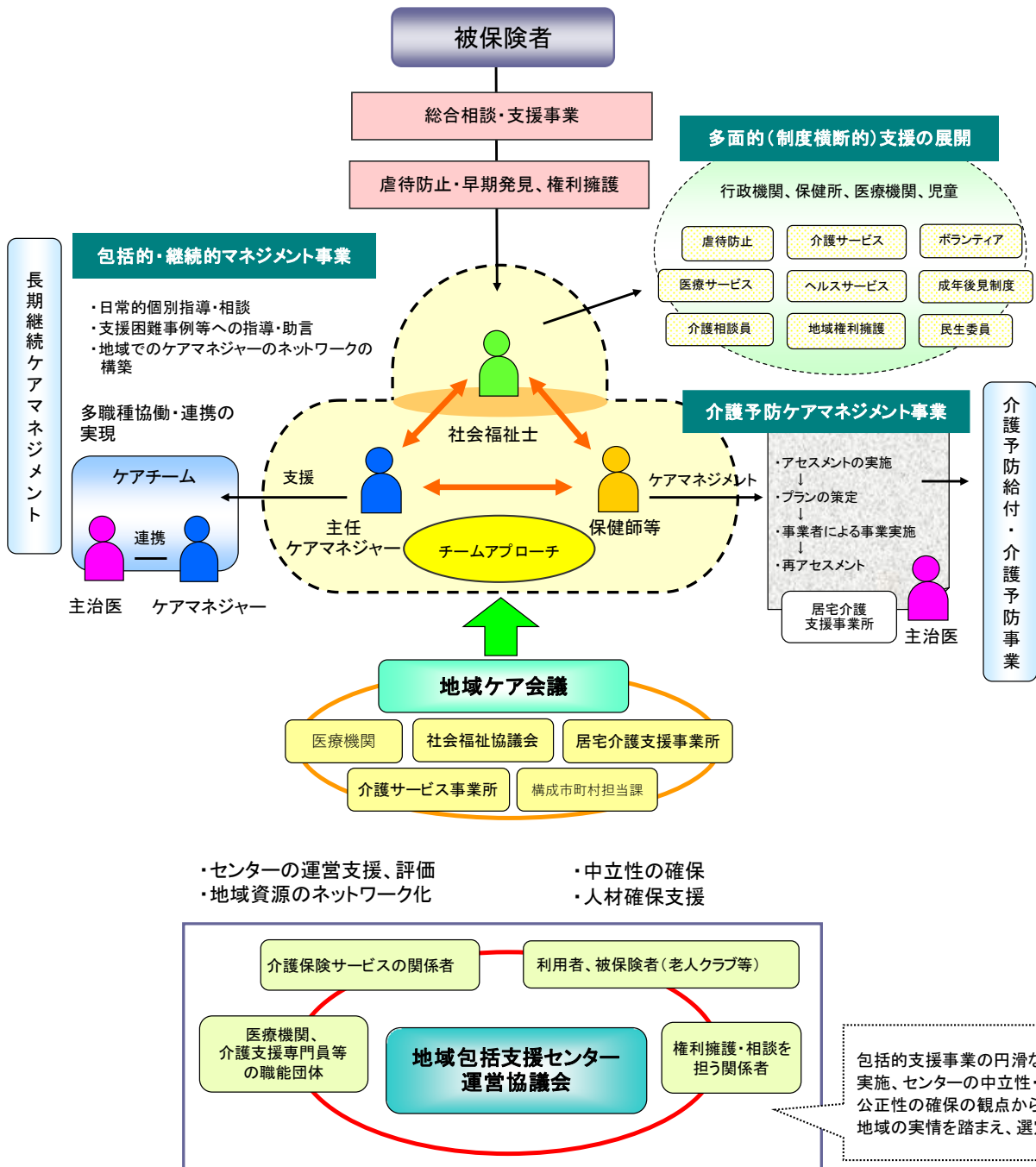
（１）地域包括支援センターの体制強化

地域包括支援センターは、市内1か所に設置されており、介護予防ケアプランの作成や介護予防教室の実施など、地域住民の心身の健康の維持や生活の安定のために必要な支援を行っています。

今後の高齢化の進展等により増加すると考えられるニーズに適切に対応し、持続可能な支援を推進していくため、外部委託や地域の社会資源との連携も図りつつ、業務負担軽減を進めるとともに体制の整備も含めた効果的な運営手法を確立していくことが求められています。

地域包括支援センターが行う包括的・継続的ケアマネジメント支援業務等による一定の関与をした上での、居宅介護支援事業所等、地域の拠点の活用による地域包括支援センター業務の体制整備の推進など、地域の実情に応じた体制整備を検討します。

●地域包括支援センターの体制と機能



(2) 包括的支援事業

① 総合相談支援事業

- 地域包括支援センターの社会福祉士を中心に、住民の各種相談を幅広く受け付けるとともに、苦情の受付等についても窓口となって対応しています。
- 地域における様々な関係者とのネットワーク構築を図り、サービスに関する情報提供等の初期相談対応や、支援方針に基づく様々なサービス等への利用のつなぎ機能などの継続的・専門的な相談支援を行い、制度横断的、多面的な支援を展開します。

●事業の実績と実施見込み

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
件数(件)	721	1,028	1,100	1,100	1,100	1,100
職員数(人)	5	5	6	6	6	6

※令和5年度は見込み

- 地域におけるネットワークの構築
- 実態把握
- 総合相談支援
- 家族を介護する者に対する相談支援
- 地域共生社会の観点に立った包括的な支援の実施

② 権利擁護事業

- 実態把握や総合相談支援の中で、判断能力が不十分なため日常生活に困っている高齢者等に対して、安心して日常生活が送れるようにするために、専門的・継続的視点から権利擁護のために必要な支援を行います。
- 高齢者の虐待については、「高齢者虐待防止法」により、虐待発見者には市町村への通告義務があり、市町村は虐待を受けた高齢者を保護する責務が定められています。

●事業の実績と実施見込み

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
相談数(件)	16	3	20	20	20	20

※令和5年度は見込み

- 成年後見制度の活用促進
- 困難事例への対応
- 老人福祉施設等への措置の支援
- 消費者被害の防止
- 高齢者虐待への対応

③介護予防ケアマネジメント事業

- 自立支援のための身体的・精神的・社会的機能の維持向上を目的に、地域包括支援センターの保健師等が中心となって、個々の状態に応じた介護予防ケアプランを作成し、効果的に介護予防を進めます。

④包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

- 地域包括支援センターの主任ケアマネジャーを中心に、高齢者一人ひとりの状態の変化に対応した長期的ケアマネジメントを実施します。

- 包括的・継続的なケア体制の構築
- 地域におけるケアマネジャーのネットワークの活用
- 日常的個別指導・相談
- 支援困難事例等への指導・助言

⑤在宅医療・介護連携推進事業

医療と介護の両方を必要とする高齢者を地域で支えていくためには、在宅医療と介護の一体的な提供が必要です。そのため、医師に加え歯科医師、薬剤師、看護師、リハビリ専門職、介護職等の多職種の連携を推進します。

今後は住民に対して、在宅医療・介護連携推進拠点を中心に、本市のみでなく近隣市町の現状も含めて在宅医療の提供体制等について周知を図るとともに、介護サービス事業者と医療機関等との相互の連携をこれまで以上に深めます。

また、関係者等に対する研修会や情報交換の場を設け、より効果的な医療・介護の連携の枠組みを推進していきます。

事業内容

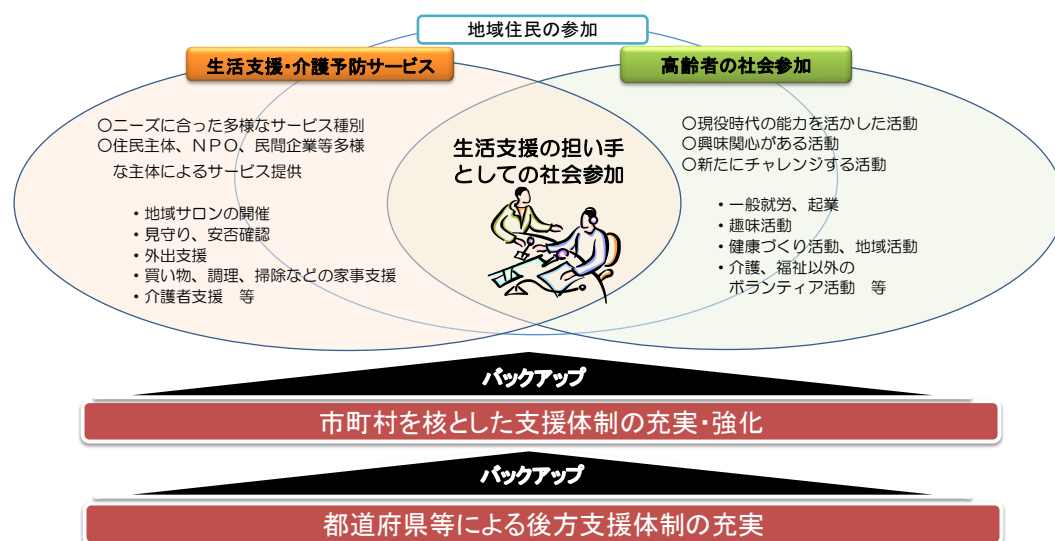
- ①現状分析・課題抽出・施策立案
 - 地域の医療・介護の資源の把握
 - 在宅医療・介護連携の課題の抽出
 - 切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築推進
- ②対応策の実施
 - 在宅医療・介護連携に関する相談支援
 - 地域住民への普及啓発
 - 医療・介護関係者の情報共有の支援
 - 医療・介護関係者の研修

⑥地域ケア会議の推進

- 地域ケア会議は、地域包括ケアシステムの構築を実現するために、高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備とを同時に進める手法の一つです。
- 地域包括支援センターを中心に地域ケア会議を開催し、保健・医療・福祉関係者及び介護サービス提供に関わる事業者などの各分野の関係機関や、民生委員など地域住民と連携し、情報を共有しながら包括ケアの推進を図ります。
- 個別ケースについて、地域における多職種の関係者間で検討し、共通課題を共有した上で困難事例等への支援を行います。
- 課題解決に向け、関係者間の調整やネットワーク化を図るとともに、地域課題の把握と政策形成を目指します。

⑦生活支援体制整備事業

- 生活支援・介護予防サービスの体制整備に向け、地域においてサービス提供体制の構築に向けたコーディネート機能（資源開発やネットワーク構築の機能など）を担う「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」を配置しています。
- 定期的な情報共有や連携強化のためのネットワークとして、生活支援コーディネーターやサービスの提供主体等で構成する「協議体」を令和5年11月に設置しました。今後は情報共有や連携、協働による資源開発等の推進を図り、支え合いの地域づくりを目指します。
- 第9期計画期間においても、一人ひとりのニーズにきめ細かに応えるために、生活支援コーディネーターを中心にボランティア、NPO、民間企業等や自治会、老人クラブ、地域活動団体などと協働によりサービスの充実・強化を図ります。



⑧認知症総合支援事業

- 認知症になっても住み慣れた地域で生活を継続できるよう、認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を配置し、早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築します。
- 医療、介護及び生活支援サービス等が連携したネットワークを形成することで、認知症の容態の変化に応じた適時・適切な切れ目のない効果的な支援が行われる体制を構築します。
- 認知症の人やその家族を支援する相談業務等を行う認知症地域支援推進員を配置し、医療・介護等の連携強化等による、地域における支援体制の構築と認知症ケアの向上を図るとともに、認知症の人やその家族の支援ニーズと認知症サポーターを中心とした支援をつなぐ仕組みの整備や、地域住民の認知症に対する正しい理解を促進するための普及・啓発を推進し、共生の地域づくりを目指します。
- 地域における見守りネットワーク体制を充実し、必要な場合にはその初期において認知症地域支援推進員や地域包括支援センター等の専門機関につなぐなど、認知症の人に対して適切な支援が行われるよう取り組みます。
- 地域包括支援センター、ケアマネジャー、介護サービス事業所、医師等の認知症施策を中心的に担う専門職を対象とした、認知症や認知症の医療・介護に関する専門的な知識及び技術の習得を目的とする研修会を実施し、認知症ケアのさらなる向上を推進します。

(3) 任意事業

1 介護給付適正化事業（介護給付適正化計画）

- ▶ 介護給付適正化計画は介護保険法第117条第2項第3号及び第4号の規定により、介護保険事業計画において、介護給付等に要する費用の適正化に関し、取組むべき施策に関する事項及びその目標を定めるものとされており、認定調査の内容やケアプラン内容の確認、住宅改修等の点検などによって適正な介護給付を確保することで、介護保険の信頼性を高め、介護給付費が必要以上に増大することを抑制します。
- ▶ これまでは「介護給付適正化計画に関する指針」に示された「要介護認定の適正化」、「ケアプランの点検」、「住宅改修等の点検」、「縦覧点検・医療情報との突合」、「介護給付費通知」の5事業のうち、「介護給付費通知」を除いた4事業について目標を設定し取り組んできましたが、保険者の事務負担の軽減と効果的・効率的な事業の実施を図るため、給付適正化主要5事業が3事業に再編されたことを受け、主要3事業となる「要介護認定の適正化」、「ケアプランの点検」、「縦覧点検・医療情報との突合」について取り組みと目標を設定します。

①要介護認定の適正化

全ての認定調査結果について市職員による事後点検を行うことにより、適切かつ公平な要介護認定の確保を図ります。また、厚生労働省作成の業務分析データの活用等により認定に係る傾向・特徴と課題を把握し、要介護認定の適正化を図ります。

●事業の実績と実施見込み

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
認定調査結果の事後点検の実施	全件	全件	全件	全件	全件	全件
業務分析データの活用等による特徴と課題の把握	年1回	年1回	年1回	年1回	年1回	年1回

※令和5年度は見込み

②ケアプランの点検

介護支援専門員が作成した居宅介護サービス計画、介護予防サービス計画の記載内容や住宅改修、福祉用具の購入・貸与状況について、事業者に資料提出を求め、必要に応じた訪問調査により、市職員等の第三者が点検及び支援を行うことにより、個々の利用者が真に必要なサービスを提供するとともに、その状態に適合していないサービス提供を改善します。

●事業の実績と実施見込み

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問等による ケアプラン点検		2事業所	3事業所	5事業所	5事業所	5事業所	5事業所
住宅改修の 点検	書面による 審査点検	全件	全件	全件	全件	全件	全件
	訪問調査に よる確認	1件	3件	2件	2件	2件	2件
福祉用具 購入・貸与	書面による 審査点検	全件	全件	全件	全件	全件	全件
	適正化システム 帳票による点検	年1回	年1回	年1回	年1回	年1回	年1回

※令和5年度は見込み

③縦覧点検・医療情報との突合

縦覧点検により利用者ごとに複数月にまたがる介護報酬の支払状況（請求明細書内容）を確認し、提供されたサービスの整合性、算定回数・算定日数等の点検を行い、請求内容の誤り等を早期に発見して適切な処置を行います。

また、医療担当部署との更なる連携体制の構築を図りつつ、利用者の後期高齢者医療や国民健康保険の入院情報などの医療情報と介護保険の給付情報を突合し、給付日数や提供されたサービスの整合性の点検を行い、医療と介護の重複請求の排除等を行います。

●事業の実績と実施見込み

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
縦覧点検・医療情報との 突合	山形県国民健康保険団体 連合会へ委託			山形県国民健康保険団体 連合会への委託を継続		

2 介護用品支給事業

- ▶ 要介護者を在宅で介護している家族に対して、紙おむつ等の介護用品を支給し、介護する家族の精神的、経済的負担の軽減を図ります。

●事業の実績と実施見込み

	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
支給実人数（人）	186	154	160	140	130	120

※令和5年度は見込み

3 家族介護者交流激励支援事業

- ▶ 在宅の要介護高齢者等の介助・介護を担う家族を支援するため、一時的に介護から解放し、心身のリフレッシュを図るため、介護者相互の交流会を開催します。

●事業の実績と実施見込み

	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
開催回数（回）	1	2	2	2	2	2
参加延人数（人）	5	12	15	20	20	20

※令和5年度は見込み

4 住宅改修支援事業

- ▶ 介護保険を利用して自宅に手すりの取り付け等の住宅改修を行うにあたり、介護支援専門員等が相談対応・指導等を行います。

●事業の実績と実施見込み

	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
相談件数（件）	7	1	5	5	5	5

※令和5年度は見込み

5 食の自立支援事業（配食サービス）

- ▶ 食事の準備等が困難な65歳以上のひとり暮らし高齢者または高齢者のみ世帯等、もしくはこれに準ずる世帯を対象に、食事の量及び質の確保と健康保持を支援するため、食事を定期的に配食するサービスを実施します。
- ▶ 配食を通じた定期的な見守りにより、安否確認、高齢者の孤独感の解消と地域福祉の向上を図ります。

●事業の実績と実施見込み

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者（人）	111	99	100	110	110	110

※令和5年度は見込み

6 成年後見制度利用支援事業

- ▶ 成年後見制度の利用にかかる成年後見制度の申立に要する経費や、成年後見人等の報酬助成を行います。
- ▶ 制度の利用促進のためのパンフレットの作成・配布、説明会・相談会の開催等の広報、普及活動を実施します。

成年後見制度

- ▶ 認知症高齢者、知的障がいなどで判断能力が不十分な方など、財産管理や身上監護（介護施設への入所・退所）についての契約や遺産分配等の法律行為を自分で行うことが困難な方々を保護し、支援する制度。

7 介護相談員派遣等事業

- ▶ 介護相談員（委嘱）が介護施設等を定期的に訪問し、利用者の傾聴・相談を行い、不安の解消を図るために事業所との橋渡しを行うとともに、サービス内容・状況を把握し、介護サービスの質の向上、介護保険制度の普及啓発を図ります。

●事業の実績と実施見込み

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護相談員数（人）	5	5	5	5	5	5
活動回数（回）	0	0	0	40	40	40

※令和3年度～5年度は新型コロナウイルス感染症の影響により活動実績なし。

3 自立支援・重度化防止に向けた取組

高齢者が要介護状態になることを防ぎ、要介護状態になっても状態をそれ以上悪化させないようにするため、生活上の様々な課題を抱える個々の高齢者の実態に即した支援を行い、地域支援事業や予防給付、医療保険者による保健事業などのサービスが、連続性・一貫性を持って提供されるよう体制づくりに努めます。

（１）保険者機能の強化に向けた取組

地域包括ケアシステムを深化・推進するためには、PDCAサイクルを活用して保険者機能を強化していくことが重要です。

この一環として、高齢者の自立支援、重度化防止等に関する取組に対する自治体の様々な取組の達成状況の評価に応じ、国から自治体への財政的インセンティブとして交付される「保険者機能強化推進交付金」が平成29年度に創設され、令和2年度には介護予防・健康づくり等に資する取組に対する取組の達成状況の評価に応じて交付される「介護保険保険者努力支援交付金」が創設されました。

本市では、地域包括ケアシステムの推進とともに、第9期計画期間中に、事業・施策の着実な実施に努め、地域課題の分析、事業・施策の進捗状況の確認、再検討を行い、2040年（令和22年）を視野に入れた中長期的な視点での指標を明確にします。また、独自事業の展開なども含め、自立支援、重度化防止等の一層の強化に務めていきます。

(2) 介護人材の確保及び介護現場の生産性の向上

高齢化率の上昇、高齢者のひとり暮らしや高齢者夫婦世帯の増加に伴い、介護や支援を必要とする人の増加が見込まれる一方で、現役世代（介護を支える働く世代）の人口減も続いており、介護人材が不足していくことが見込まれています。

本市でも、これまでも介護人材の確保・育成の取り組みを進めてきましたが、増大する介護需要に合わせ、サービスごと、職種ごとの人材不足等の状況も踏まえながらこれまでの取り組みを強化するほか、国や県、事業者等と連携し、処遇改善、新規参入や多様な人材の活用の促進、介護の仕事の魅力向上、職場環境の改善、養成講座や各種研修会等の周知等、「確保」、「定着」、「育成」の視点から総合的な取組を検討します。

また、国や県、事業者と連携しながら、介護ロボットやICTの活用などによる業務の効率化、介護現場における業務仕分けや文書負担軽減に向けた取組みなどについて検討していきます。

●介護人材の確保に向けた取組

確 保	介護の仕事の魅力向上を図る等人材の新規参入の促進、有資格者の掘り起し等の人材の新規参入
定 着	介護職に就いた人材が長く働けるよう、キャリアアップ確立の支援や働きやすい環境づくり等事業者を支援
育 成	質の高い介護サービスを安定的に提供できるようにするため、各種研修支援等のスキルアップを支援

4 高齢者の居住安定に係る施策との連携

高齢化の急速な進行が見込まれ、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯に増加傾向がみられるなかで、住まいの確保は高齢者の生活の維持の観点に加え、地域共生社会の実現の観点からも非常に重要な課題です。

地域においてそれぞれの生活のニーズにあった住まいが提供され、その中で生活支援サービスを利用しながら自立した生活を実現することが、保健、医療、介護等のサービスが提供される前提となるため、持ち家や賃貸住宅に加えて有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅等の高齢者向け住まいを、地域のニーズに合わせて提供することができる環境の確保が求められます。また、居宅での生活が困難な低所得の高齢者等に対する受け皿としての養護老人ホーム及び軽費老人ホームの提供についても、施設と連携しながら地域のニーズに合わせて検討していきます。

さらに、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の増加から生じる共同住宅などへの住み替えなど、住まいに対する新たなニーズへの対応や、すべての高齢者が住み慣れた地域で生活が継続できるよう、地域における多様な住まいの整備していく必要があります。

(1) 高齢者福祉施設

①養護老人ホーム

- 介護保険には該当しない概ね 65 歳以上の方で、心身の状況やその置かれている環境上及び経済的理由から、在宅での生活が困難な高齢者を養護する施設です。
- 社会的な援護を必要とする高齢者等を支援するため、今後も需要の動向に留意し、利用希望者が円滑に入所できるよう、施設との連携体制強化に努める方針です。

②軽費老人ホーム（ケアハウス）

- 60 歳以上で、身の回りのことはできても自立した日常生活に不安がある身寄りのない方、家庭の事情等によって家族との同居が困難な方などが入所する施設です。
- 低額な料金で入所でき、食事の提供等の日常生活上の便宜の提供が図られます。
- 近年、他市町の施設に入所されている方が若干名見られる状況にあり、今後需要の動向に留意していきます。

(2) 有料老人ホーム

- 入居した高齢者に入浴、排せつ、食事の介護、食事の提供、または日常生活上必要な支援を行う施設です。
- 今後も身近な地域に多様な住まいの選択肢を確保する観点から、高齢者の利用ニーズと既存施設の定員数を踏まえ、必要に応じて事業者の参入促進を図ります。

(3) サービス付き高齢者向け住宅

- 制度化された高齢者のための住まいで、住居の権利が保障された上で、介護・医療・住宅の連携のもと、自由にサービスを選択することができる賃貸住宅です。
- 今後、多様な住まいに対する高齢者のニーズが想定されることから、サービス付きの高齢者向け住宅の誘致について検討していきます。
- 民間事業者による有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅の整備の動向等を把握し、高齢者等に対する情報提供に努めます。

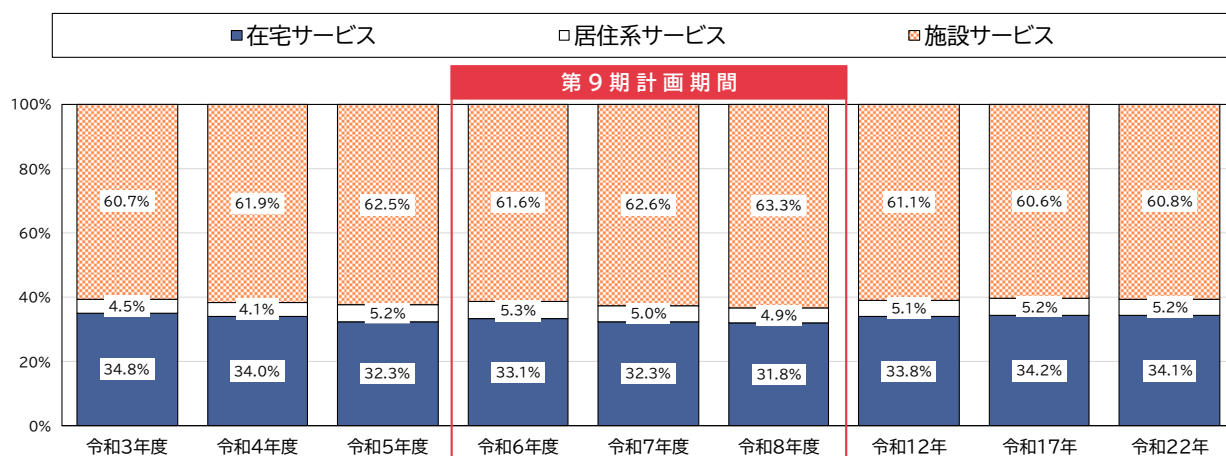
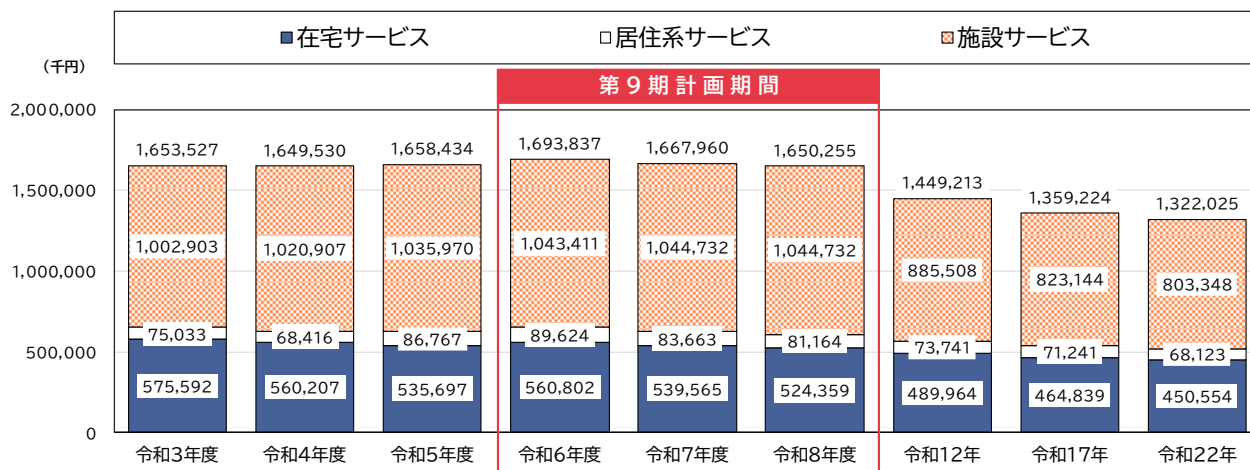
(4) 自宅の改修等の支援

- 高齢者にやさしい住宅づくりについてのアドバイスを行ったり、住宅改修費の軽減策として改修費用の助成を行います。
- 自宅での生活を支援するために、事業の普及・啓発に努めます。
- 介護保険や地域支援事業を利用して家庭での手すりの取り付け等の住宅改修を行う前に、介護支援専門員が相談・指導等により適切な改修を支援します。

第4章 介護保険事業費と保険料

1 介護サービス給付費の今後の見通し

本市の要支援・要介護認定者の推計結果をもとに、今後の介護サービス給付費を推計すると、現段階の見通しとしては次のとおりとなります。



※居住系サービスは、「特定施設入居者生活介護」「認知症対応型共同生活介護」（いずれも地域密着型サービス及び予防給付含む）

※施設サービスには、「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」を含む。

※在宅サービスは、「居住系サービス」「施設サービス」以外のサービス給付費。

※令和3年・4年度は実績値。令和5年度は年度途中の見込み値。令和6年度以降が推計値。

本市の給付費は令和6年度以降減少傾向で推移し、第9期計画期間の施設サービス給付費は横ばい傾向、在宅サービス給付費と居住系サービス給付費は減少傾向となることが見込まれています。

2 第9期計画期間における介護保険事業費の見込み

(1) 総給付費見込額

各サービスの見込みに基づいて給付を算出した結果、第9期計画期間各年度の本市におけるサービス給付費見込額は次のようになりました。

■介護予防サービス給付費

(単位:千円)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
(1)介護予防サービス	26,693	26,157	25,294	20,608
①介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0
②介護予防訪問看護	1,765	1,767	1,767	1,767
③介護予防訪問リハビリテーション	1,441	1,443	1,169	1,169
④介護予防居宅療養管理指導	179	179	179	179
⑤介護予防通所リハビリテーション	12,119	11,645	11,645	9,911
⑥介護予防短期入所生活介護	2,442	2,445	2,067	1,789
⑦介護予防短期入所療養介護(老健)	593	594	594	0
⑧介護予防短期入所療養介護(病院等)	0	0	0	0
⑨介護予防福祉用具貸与	5,279	5,207	4,996	4,151
⑩特定介護予防福祉用具購入費	446	446	446	446
⑪介護予防住宅改修	1,196	1,196	1,196	1,196
⑫介護予防特定施設入居者生活介護	1,233	1,235	1,235	0
(2)地域密着型介護予防サービス	583	584	584	584
①介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0
②介護予防小規模多機能型居宅介護	583	584	584	584
③介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0	0
(3)介護予防支援	5,373	5,270	5,160	4,337
I 予防給付費計(小計) 【(1)+(2)+(3)】	32,649	32,011	31,038	25,529

■介護サービス給付費

(単位:千円)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
(1)居宅サービス	472,203	454,372	439,766	378,788
①訪問介護	36,255	35,412	33,832	28,329
②訪問入浴介護	10,987	9,613	9,613	8,390
③訪問看護	5,572	5,579	5,579	4,795
④訪問リハビリテーション	4,239	3,866	3,866	3,607
⑤居宅療養管理指導	2,827	2,741	2,741	2,300
⑥通所介護	235,132	226,707	220,873	188,418
⑦通所リハビリテーション	61,551	59,341	56,313	48,885
⑧短期入所生活介護	52,085	49,009	48,306	41,999
⑨短期入所療養介護(老健)	1,908	1,910	1,910	1,910
⑩短期入所療養介護(病院等)	0	0	0	0
⑪福祉用具貸与	32,067	30,584	29,622	25,544
⑫特定福祉用具購入費	2,722	2,722	2,722	2,722
⑬住宅改修	2,702	2,702	2,702	2,702
⑭特定施設入居者生活介護	24,156	24,186	21,687	19,187
(2)地域密着型サービス	72,167	66,183	66,183	56,877
①定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	0	0
②夜間対応型訪問介護	0	0	0	0
③地域密着型通所介護	6,122	6,129	6,129	6,129
④認知症対応型通所介護	0	0	0	0
⑤小規模多機能型居宅介護	1,810	1,812	1,812	1,812
⑥認知症対応型共同生活介護	64,235	58,242	58,242	48,936
⑦地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0
⑧地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護	0	0	0	0
⑨看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0
⑩複合型サービス	0	0	0	0

■介護サービス給付費(続き)

(単位:千円)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
(3)介護保険施設サービス	1,043,411	1,044,732	1,044,732	803,348
①介護老人福祉施設	703,064	703,954	703,954	541,535
②介護老人保健施設	340,347	340,778	340,778	261,813
③介護医療院	0	0	0	0
④介護療養型医療施設	0	0	0	0
(4)居宅介護支援	73,407	70,662	68,536	57,483
Ⅱ 介護給付費計(小計) 【(1)+(2)+(3)+(4)】	1,661,188	1,635,949	1,619,217	1,296,496
総給付費(合計)【Ⅰ+Ⅱ】	1,693,837	1,667,960	1,650,255	1,322,025

(2) 標準給付費見込額及び地域支援事業費見込額

第9期の標準給付費見込額及び地域支援事業費見込額は、下記のとおりです。

① 標準給付費

(単位:円)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合 計
総給付費	1,693,837,000	1,667,960,000	1,650,255,000	5,012,052,000
特定入所者介護サービス費等給付額	118,346,375	115,468,483	113,171,643	346,986,501
高額介護サービス等給付額	41,980,630	40,965,157	40,150,298	123,096,085
高額医療合算介護サービス費等給付額	4,371,447	4,259,753	4,175,020	12,806,220
算定対象審査支払手数料	1,483,848	1,445,886	1,417,174	4,346,908
標準給付費見込額(A)	1,860,019,300	1,830,099,279	1,809,169,135	5,499,287,714

② 地域支援事業費

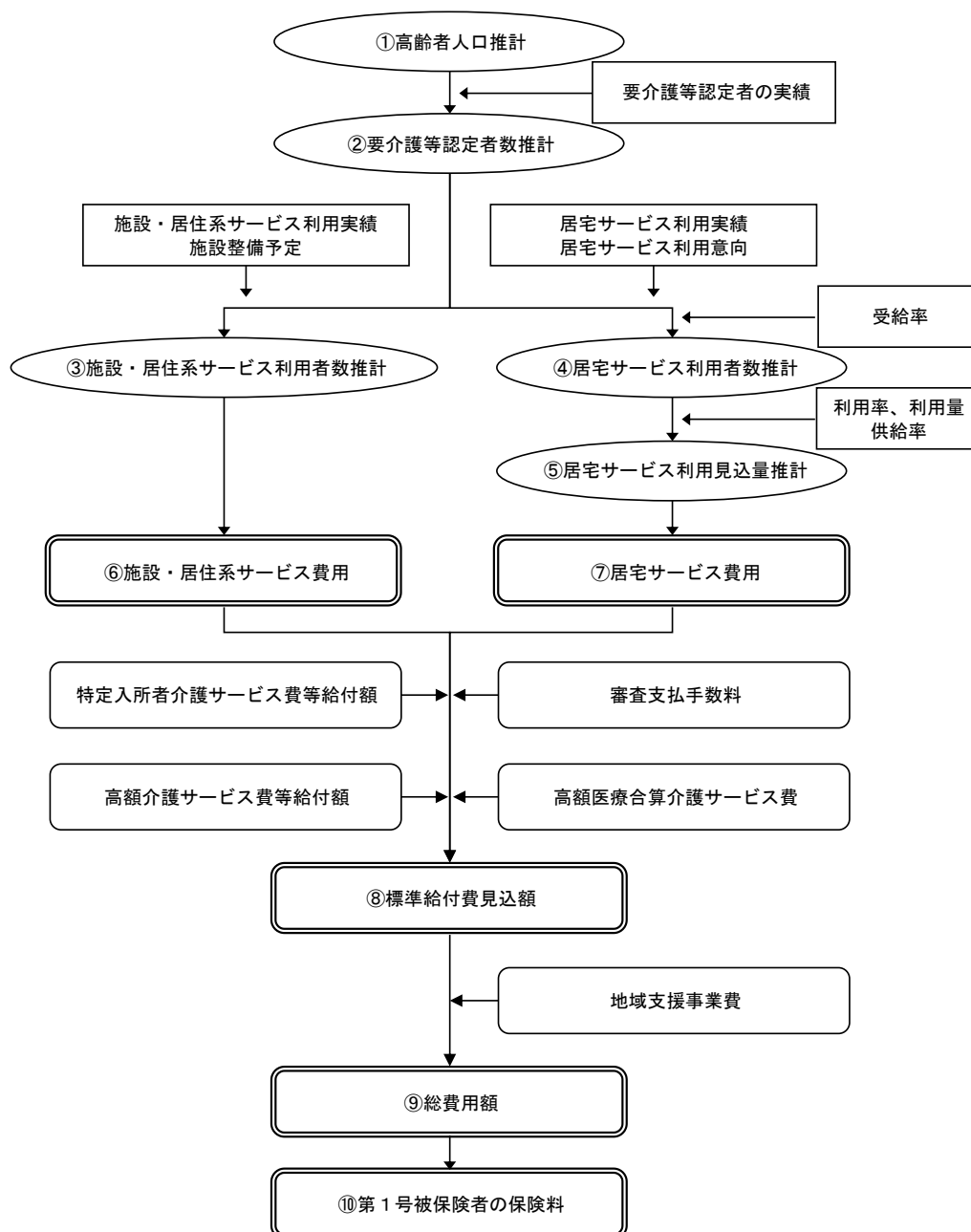
(単位:円)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合 計
介護予防・日常生活支援総合事業	33,959,000	33,959,000	33,959,000	101,877,000
包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)及び任意事業費	37,499,000	37,499,000	37,499,000	112,497,000
包括的支援事業(社会保障充実分)	9,043,000	9,043,000	9,043,000	27,129,000
地域支援事業費(B)	80,501,000	80,501,000	80,501,000	241,503,000

3 介護保険料の算定

(1) 介護保険料算出の流れ

第1号被保険者の介護保険料算出までの流れは、おおむね以下のようになります。



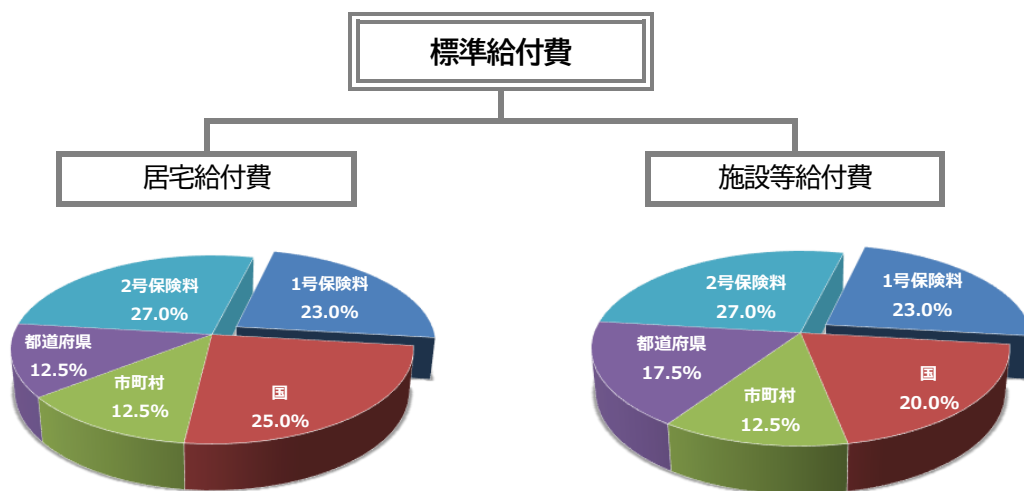
■第1号被保険者の負担割合

事業費用の大部分を占める介護サービス総給付費については、利用者負担を除いた給付費の半分を公費でまかない、残りの半分の半分を被保険者から徴収する保険料を財源としています。保険料については、第1号被保険者と第2号被保険者の平均的な1人あたりの負担がほぼ同じ水準になるよう負担割合が定められており、それぞれの総人数比で按分するという考え方が基本となっています。

第1号被保険者の負担は、介護給付費の23.0%が標準的な負担となります。また、第2号被保険者は27.0%で、介護保険費用の半分が被保険者の負担となります。なお、国、都道府県の負担割合は居宅給付費と施設等給付費で若干異なっています。

なお、国負担部分である居宅給付費の25.0%、同じく国負担部分の施設等給付費の20.0%について、それぞれ5%に当たる額は、市町村間の財政力格差を調整するための調整交付金として交付されます。つまり、調整交付金の割合は標準的には5%ですが、各市町村の後期高齢者の割合や第1号被保険者の所得水準に応じて5%を上下します。その結果、第1号被保険者の負担割合も変わることになります。

●標準給付費の負担割合

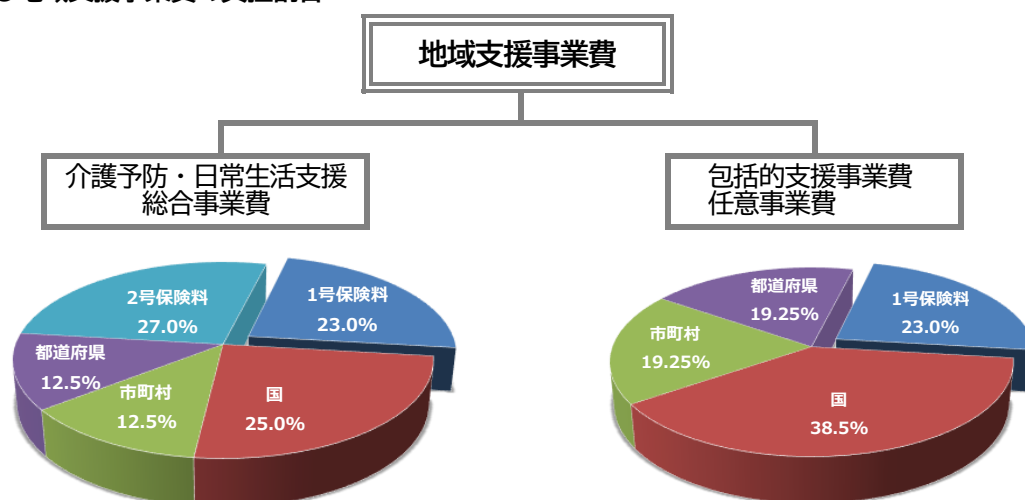


※施設等給付費とは、都道府県知事が指定権限を有する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、特定施設に係る給付費。

※居宅給付費とは、施設等給付費以外の給付費。

また、地域支援事業については、実施する事業によって費用の負担割合が異なります。地域支援事業のうち、介護予防・日常生活支援総合事業の費用については居宅給付費の負担割合と同じですが、包括的支援事業、任意事業の費用については第2号被保険者の負担はなく、第1号被保険者の保険料と公費によって財源が構成されています。

●地域支援事業費の負担割合



(2) 尾花沢市の第9期保険料

第9期計画期間である令和6年度から令和8年度までについて、本市におけるサービス給付費と特定入所者介護サービス費等給付額、高額介護サービス費等給付額、高額医療合算介護サービス費等給付額、審査支払手数料を合わせた標準給付費見込額、さらに、地域支援事業費、調整交付金見込額等を加えて保険料収納必要額を積算し、さらに被保険者数から保険料基準月額を算出しました。なお、算出にあたり、被保険者の所得等に応じた保険料段階は13段階を設定しました。

■保険料の算定

(単位:円)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合 計
標準給付見込額(A)	1,860,019,300	1,830,099,279	1,809,169,135	5,499,287,714
地域支援事業費(B)	80,501,000	80,501,000	80,501,000	241,503,000
介護予防・日常生活支援総合事業(C)	33,959,000	33,959,000	33,959,000	101,877,000
包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)及び任意事業費(D)	37,499,000	37,499,000	37,499,000	112,497,000
包括的支援事業(社会保障充実分)	9,043,000	9,043,000	9,043,000	27,129,000
第1号被保険者負担分相当額(E) 【(A+B)×第1号被保険者負担割合 23%】	446,319,669	439,438,064	434,624,131	1,320,381,864
調整交付金相当額(F) 【(A+C)×5%】	94,698,915	93,202,914	92,156,407	280,058,236
調整交付金見込額(G)	151,897,000	138,313,000	127,360,000	417,570,000
保険者機能強化推進交付金等の交付見込額(H)				6,000,000
保険料収納必要額(I) 【E+F-G-H】	389,121,584	394,327,978	399,420,539	1,176,870,100
予定保険料収納率(J)	99.0%			
所得段階別加入割合補正後被保険者数(K)	5,884	5,801	5,733	17,417
保険料基準額(年間)(L) 【I÷J÷K】				68,251
保険料基準月額(M) 【L÷12】				5,688
介護給付費準備基金取崩額(N)				47,000,000
保険料収納必要額(O) 【I-N】				1,129,870,100
保険料基準額(年額)(P) 【O÷J÷K】				65,525
保険料基準額(月額)(Q) 【P÷12】				5,460

その結果、保険料基準月額は5,688円と算定されましたが、第1号被保険者が納めた保険料の剰余分である介護給付費準備基金4,700万円を取り崩し、第1号被保険者負担分の減額を図った結果、最終的な保険料基準月額は、5,460円となりました。

令和6年度から令和8年度における、本市の各保険料段階の保険料額等については次のとおりとなります。

●保険料段階別の保険料金額及び保険料率

所得段階	対象者	保険料率	保険料額（円）	
			月額	年額
第1段階	・世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金を受けている人	基準額×0.285	1,557	18,674
	・生活保護を受けている人 ・世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人	(基準額×0.455)	(2,485)	(29,812)
第2段階	・世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超えて120万円以下の人	基準額×0.485 (基準額×0.685)	2,649 (3,741)	31,778 (44,882)
第3段階	・世帯全員が住民税非課税で、第1段階、第2段階以外の人	基準額×0.685 (基準額×0.69)	3,741 (3,768)	44,882 (45,209)
第4段階	・本人が住民税非課税で、世帯の中に課税者がいて、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人	基準額×0.9	4,914	58,968
第5段階	・本人が住民税非課税で、世帯の中に課税者がいる第4段階以外の人	基準額×1.0	5,460	65,520
第6段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の人	基準額×1.2	6,552	78,624
第7段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が210万円未満の人	基準額×1.3	7,098	85,176
第8段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が320万円未満の人	基準額×1.5	8,190	98,280
第9段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が420万円未満の人	基準額×1.7	9,282	111,384
第10段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が520万円未満の人	基準額×1.9	10,374	124,488
第11段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が620万円未満の人	基準額×2.1	11,466	137,592
第12段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が720万円未満の人	基準額×2.3	12,558	150,696
第13段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が720万円以上の人	基準額×2.4	13,104	157,248

※別枠公費により第1段階～第3段階の保険料が引き下げられています。（月額算出にあたり小数点以下切り捨て）
（軽減前の保険料率、保険料は（ ）内）

資料

資 料

1 尾花沢市介護保険運営協議会設置要綱

尾花沢市介護保険運営協議会設置要綱

（目的）

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）に基づく介護サービス等の事業の円滑な推進を図るため、協議及び審議を行い、尾花沢市の介護保険事業の健全かつ円満な発展を図ることを目的とし、介護保険運営協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（協議会の所掌）

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 法117号第1項に基づく介護保険事業計画及び老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8に基づく高齢者保健福祉計画の策定に関する事項
- (2) 事業計画の実施に関する事項
- (3) 法115条の46第1項に規定する地域包括支援センターに関する事項
- (4) 法第8条第14項に規定する地域密着型サービス及び法第8条の2第12項に規定する地域密着型介護予防サービスの指定等に関する事項
- (5) その他介護保険の運営に関する事項

（委員の定数及び委嘱）

第3条 協議会は、委員16人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 介護保険サービスの利用者及び介護保険の被保険者（第1号被保険者又は第2号被保険者）
- (2) 保健、医療、福祉の関係者等
- (3) 介護サービス及び介護予防サービスに関する事業者
- (4) 学識経験を有する者
- (5) その他市長が必要と認める者

（委員の任期）

第4条 委員の任期は3年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第5条 協議会に会長及び副会長各1名をおく。

2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、会務を統括し、協議会を代表する。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けた時は職務を代表する。

資料

(協議会の会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 会長が会議において必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を求めることができる。

3 会長が必要と認めるときは、会議を書面によって開催し、書面によって表決することができる。この場合において、会長は決定事項を速やかに委員へ報告するものとする。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は、尾花沢市福祉課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 第4条の規定にかかわらず、令和4年度に委嘱した委員の任期は、令和6年3月31日までとする。

2 尾花沢市介護保険運営協議会委員名簿

尾花沢市介護保険運営協議会委員名簿

No.	所 属 等	氏 名	備 考
1	尾花沢市医師会 代表	奥山 裕	
2	尾花沢市歯科医師会 代表	大類 晋	
3	尾花沢市連合区長会 代表	笹原 光政	会長
4	人権擁護委員 代表	門脇 誠一	
5	尾花沢市民生委員児童委員協議会 代表	西塚 良悦	副会長
6	尾花沢市ボランティア連絡協議会 代表	加藤 朋子	
7	尾花沢市老人クラブ連合会 代表	鈴木 勲	
8	介護相談員 代表	小野 由美子	
9	尾花沢市保健委員協議会 代表	柴田 ヒメ	
10	介護認定審査会 代表	阿部 セツ子	
11	施設利用者家族の会（長寿園） 代表	岩崎 雄策	
12	介護サービス等提供事業者 代表 （社会福祉法人徳良会）	加藤 充也	
13	介護サービス等提供事業者 代表 （社会福祉法人尾花沢福祉会）	小川 由浩	
14	介護サービス等提供事業者 代表 （社会福祉法人慈敬会）	森谷 仁	
15	介護支援専門員 代表	三宅 久美子	
16	尾花沢市社会福祉協議会 代表 （地域包括支援センター）	土田 由美	

花笠やすらぎプラン in おばなざわ

2024

『第9期高齢者保健福祉計画』

『第9期介護保険事業計画』

(令和6年度～令和8年度)

発行年月 令和6年3月

発行・編集 尾花沢市 福祉課

〒999-4292

山形県尾花沢市若葉町一丁目2番3号

TEL 0237-22-1111(代表)

FAX 0237-24-0322

ホームページアドレス

<https://www.city.obanazawa.yamagata.jp>

